

第18回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成25年2月8日（金） 16：05～19：35

2 場所

大阪府役所本庁舎 P1階(屋上階)会議室

3 出席者（名簿順）

松井 大阪府知事、橋下 大阪市長、総山 大阪府副知事、小西 大阪府副知事、京極 大阪市副市長
山口 大阪府市統合本部事務局、東山 大阪府市統合本部事務局
上山 特別顧問、古賀 特別顧問、堺屋 特別顧問、河合 特別参与、佐藤 特別参与、長尾 特別参与、
丸山 特別参与、村上 特別参与、矢田 別参与
神谷 大阪府府民文化部副理事、上田 大阪市総務局行政部長、
榮野 大阪府総務部人事室人事課長、黒住 大阪市人事室長、
加藤 大阪府環境農林水産部理事、山本 大阪府環境農林水産部副理事、
玉井 大阪市環境局長、東 大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長

4 議事概要

（山口事務局長）

大変お待たせいたしました。

ただいまから、第18回大阪府市統合本部会議を開催させていただきたいと思います。

まことに失礼ですが、時間の都合から、本日御出席の先生方につきましては、お手元にお配りしております出席者名簿で紹介をかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、古賀特別顧問と堺屋特別顧問については遅れて参加をされるということでございますので、よろしくお願いします。

本日は会場の都合で、議題も多いということで、参与の先生方も議題ごとに席の入れかえをお願いしているという、その失礼もおわびをしたいと思います。

それと、毎度のお願いですが、インターネットで中継をしておりますので、御発言のときは必ずマイクを通して御発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、報告事項6件ということで、かなり多岐にわたっておりますので、会議運営のほう、協力方よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に報告事項1の新大学構想会議の報告につきまして、御説明をお願いしたいと思います。同会議会長の矢田先生のほうから御説明いただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

（矢田特別参与）

お手元に新大学構想提言についてという資料がございますが、ここに資料1-1、1-2、1-3とたくさんあります。時間も限られておりまして、1-2が概要で、1-3が本編、1-3を話をすると長くなりますし、1-2だとちょっと短過ぎるので、私が1-1で説明用につくってまいりましたので、御了解いただきたいと思います。

早速内容に入っていきます。1-1の2ページは今、討議しております新大学構想会議の全体的なポジションと言いますか、府市統合本部会議からの委託を受けた形で新大学構想会議をやっておりま

すので、報告はこちらにする、大学ではなくてこちらに報告するということです。

その次の3ページがメンバーであります。

5月29日から1月18日、7カ月強、約半年間で作業を行いました。最終的に1月18日、知事、市長に報告をいたしました。これから内容に入りたいと思います。

1ページずつめくっていくと時間がかかりますので、スキップしながらいきたいと思います。4ページは現況と課題ということで、4ページの左側の枠の中の下の二つの○で述べていますように、一言で言えば、両大学は大幅な人件費削減をして、それを受けて、特に府立大学はかなり大胆な改革を進めてきた。全国の公立大学の中で、もともと学生数では2位、3位と非常に大きいので、全体的に合理化が進んでおりますけれども、統合するとかなり大きな効果が発生するということであります。しかも、4ページの上のほうでいきますと、世界の大学に伍していける大学をつくることのできる。全般的には縮小という形をとりますが、合体してシナジー効果を発揮すると、非常に大きな存在感のある大学ができるという認識であります。

あとはしばらくざっと見ていきます。5ページは公立大学の学生数、財政規模を書いてありますが、首都大学東京をトップにしまして、市大と府大がそれぞれ2位、3位ですから、これが合体しますと、いきなり1万7～8,000人の学生になります。神戸大学、広島大学クラスの大学ができ、学部構成も非常に多様で、ほとんど旧帝大並みの学部構成となっている。

6ページは、府立大学がかなり大胆に改革をずっとして、かなり体質も変わっております。ここに大阪市立大学が加わっていくという歴史的経過をたどっております。

7ページは、学部・学域構成で、府立大学は4学域体制、市立大学はほぼ阪大、神戸大と同じような基本的な学部をしっかりと据えた伝統的な大学である。次いで、両大学がどれだけの力を持っているかを表示しています。8ページが研究力で科研費、共同研究、受託研究で、日本の国公立大学を全部入れましたけれども、科研費でいきますと、両大学で足し算しますので、ほぼ20億円で神戸大、岡山大、広島大クラスになる。共同研究はやはり広島大クラスの8億から7億円。受託研究になると、やっぱり早稲田、立命館、広島大と一緒にぐらいいだということです。もともと両大学とも力は非常にあって、合体して単純に足し算しただけでかなり大きな力を持つ。

その次のページが、いわゆる教育力ですが、なかなかいい評価指標はないので、入学者の学力、いわゆる偏差値というのを示してきました。それぞれやはりかなり近隣の主力国立大学並みの偏差値を持っている。公立大学というのは地域貢献がかなり重視されますが、地域貢献で言いますと10ページで、一定の地位と言いますか、公立大学では北九州市立に次いで府立、市立が入っている。ということで、今でも両大学は、全ての面において非常に質の高い大学であるということです。これをうまく統合していい大学にして、一線級のプレゼンスの高いものに持っていけないかというのが我々の仕事です。

他方で、11ページ、12ページを見ると、かなり厳しい財政削減によって、この5～6年でどちらの大学も20%から25%の運営費交付金が減少している。もちろんコスト削減もやっておりますが、最大のものは人員削減です。これだけ削減してあれだけの質を保つのにどうするかというと、結局、非常勤講師率を上げて、教育の質を維持しながら、ぎりぎりのところで持ちこたえている。ここまできたら合体して、いい大学に再編成するというのが、今回の我々の戦略であります。

本報告の結論は13ページ、14ページで大体言い切っております。まず、改革の基本方向であります。基本コンセプトは「研究で世界と戦える大学」。いろいろ指標をみると、理学部と医学部、それから府立大学の工学部系というのは、非常に大きな業績を持っています。それから当然、「次代を拓く人材を養成する大学」、そして公立大学の大きな責務である「地域活力の源泉となる大学」。と同時に、4番目が、「柔軟で持続的に改革する大学」。決して建前ではございません。いろんな大学で改革を言っておりますが、一過性で終わるところが多いんですが、新大学ではこの仕掛けはきちんと入れてあります。後で説明したいと思います。したがって、右側が、「日本の国公立大学のモデルとなる大学運営システム」とかなり大きなことを言っております。そのうえで、「改革の三本柱と15の重点項目」を掲げています。1番目の柱が、「新たな教学体制の導入」で、具体的には研究組織

と教育組織の分離、専門教育重視の学部と学際教育重視の学域の併存、そして教員の採用・昇任はもちろん、内部で配置転換をきちんとやっていくことによって、固定的な組織体制を変え、思い切って流動的にしていく。Ⅱ番目の柱は、選択と集中によって教育組織を再編していく。そしてⅢ番目の柱が、このⅠとⅡを統一して運営システムを改革していくという三本です。

最後に「段階的改革のシナリオ」が表示されています。要するに今年、24年度末で議論が終わりまりましたので、これから28年度開校を目指して新大学を創設していく。平成24年度から学域制度を大阪府立大学で開始しましたので、4年間は維持しなくてはならない。それから大阪府・市の統合という日程と絡み合わせていく。そこで、27年度から1法人化する。現在2法人2大学から学内議論、設立団体の議論を経て、1法人2大学から1法人1大学へ、28年度から開校しようという日程であります。

今、三本柱15項目と言いましたが、もう少し詳しく言います。まず、第Ⅰの柱の研究組織と教育組織の分離です。市立大学は学部、府立大学は学域という教学システムが違うということをどう統一していくかという問題です。これはちょっと飛んでいただき15ページをみますと、日本ではFacultyという教員集団とSchoolという学生集団が全く合わさっておりまして、それを「学部」と言う。大学院は「研究科」と言う。そこには学生の集団と教員の集団がずれておりません。アメリカではFacultyというのは教員集団、Undergraduate SchoolとGraduate Schoolというのは学校と別々の表現をして明確に区別しております。大阪府立大学は既に分けたシステムを採用しております。このメッシュでしたところがFaculty(学術研究院)で、白いところがSchool(学域・研究科)であります。一体どういう意味があるかというのは、だんだん説明していきますが、大阪市立大学は日本の国立大学のほとんどと全く一致しておりまして、そのFacultyは分離しておりません。このようにシステムの違う二つの大学を合同するというのは、全部学域にするのか、大阪府立大学を学部に戻すかかという、本来大変難しい課題に直面する。恐らく文部科学省に申請してもこれは難しい課題なんだろうと思います。我々はFacultyが独立した大阪府立大学のシステムを維持して、学士課程については学部と学域を併存するという報告を出しております。

もともと起源が大阪府立と大阪市立なんですけど、実態的には大阪市立は旧帝大並みの専門教育を非常に充実した成果を上げています。ところが大阪府立は逆に、いろんな専門を学生に教えて、トータルで広い分野を学びます。もともと学士課程は学問継承という側面と人材育成という側面を有しておりますので、府立大学の学域制度も尊重して維持します。その結果、学際教育重視の分野と専門教育重視の分野を両方併存することにします。こういう大学はありませんので、なかなかこれから交渉が厄介かと思いますが、学士課程教育で専門重視か学際重視か割り切ることはいらない。両方併存する。つまり、大阪市大を全て学域にするということをしてない。

その上で、この両方のダブっているところを調整する。つまり、重複分野の調整というのに一番力を入れております。その考え方で、選択と集中に基づき学士課程を大幅に再編する。

もう一度14ページに戻っていただきまして、新教学体制、のもとでの選択と集中による組織再編です。大学というのは途中でとめるわけにいきませんので、教育と研究をしっかりとやりながら、組織を再編するというのは大学にとっては負担ですがせっきくのチャンスですのでシナジー効果をしっかりと上げようということです。

一つは、それほど組織変更なしで強化する。具体的には、獣医学科を獣医学部に上げていく。看護系が府立大、市立大両方ありますが、一つにして看護学部として独立の学部にする。それから、経済・経営系については、商学部と経済学部がありますが、ここにグローバル対応の国際経済、ローカル対応の地域経営という新しい学科を設けるといった三つの再編案を出しております。これに加えて統合効果を最も強く出したい工学系の教育組織があります。府大の工学域と市大の工学部、二つを単純に合体しても相当ダブっておりますので、新しい学部をつくる。それは、府大は海洋、航空が非常に強い。市大は建築、土木が強い。これに、今後社会的に緊急性の高い、太陽・風力・地熱などの再生可能な自然エネルギー開発や防災など地球を舞台とした「場の技術」と言いますか、そういった分野を統合する。さらに両大学の統合の効果が期待できる創薬、医工関係を入れて、「地球未来理工学

部」を創設する。同時に、市大の理学部や府大の工学域を維持して、そこから新しい学部を生み出す。これが一つの目玉とする。

それから、府大の地域保健学域と、市大生活科学部については、これも栄養とか福祉とかではダブっておりますので、事実上、合体しまして、人をサポートする人材を育成するということで、「人間科学域」という教育組織をつくる。

それと今度は下の三つ、教養教育を強化するとともに、社会人向け大学院を充実し、教育系大学院を新設する。下の二つは同じ組織の中のちょっと記述を変えたんですが、教養教育の強化、これも90年代、文部科学省が教養教育組織の解体を進めましたので、結果的に教養教育は全国的に弱体化しているので、今、京都大学にしても九州大学にしても、私のいた北九州市立大学も、教養教育の再強化に力をいれている。いずれも「再生」ということで組織を変えてますが、府大と市大の統合に際しても教養教育を新たに充実させていくということを大きな目玉にしています。

それから、創造都市研究科という形で社会人向け大学院を実践してきましたけれども、これももう少し幅を広げて、「都市経営研究科」という社会人大学院をつくって、社会人の再教育組織を強化しようと提案しています。この都市経営研究科の中に学校経営専攻を新設し、既存の教職員が再学習する場、学校経営ということを意識して現場の指導者を養成する場。さらに、学校の先生でない人が学校の先生になれるように、改めて再教育して教員免許を出していく場とする。学校のあり方について、大学院レベルのところで再教育して、教育界に新しい人材を供給していくということで考えております。

これらの再編構想の詳細につきましては、個々に17ページから説明がございます。「地球未来理工学部」は18ページ、「人間科学域」は19ページ、「獣医学部」、商学部、経済学部の新しい学科。それからいわゆる教養教育の強化は21ページ、そして今話をした22ページが社会人向け大学院。これは公共経営専攻と企業経営専攻、それから観光ビジネス専攻、ここにフードビジネスを含みますが、それと学校経営専攻、この4専攻で1研究科とします。その中のかんりの目玉がこの「学校経営専攻」ということで、新しい大学の役割を果たしていきたい。

あれやこれやと言いましたけれども、これらを1枚の図にすると23ページのようになります。真ん中に教員が研究単位で組織をつくる。そこから教員たちが教育責任を果たすということで、学士課程が右、大学院が左に示されています。教員組織の再編というのは学内向けのことですので、研究の動向によって自由に再編できるのです。しかし、文部科学省が重視する教育組織は、社会に対してどういう若者を受け入れてどうカリキュラムで教育し、そして社会に対してどういう人材を供給するかを明示している。しかもこれをたびたび変えていたら教育組織は安定して持続するということができず、大学の責任が果たせません。従来の「学部」制では、全て教員がこの教育組織に張りつき、固定化してしまう。そこで、「固定的な」教育組織と「可變的な」研究組織、これを分離して、相互に連携する。それが24ページの図で表現されています。筑波大学がこれに近いのをやりましたけれども、机上プランに走り、現実の運用に多くの課題を残しました。複雑な組織運営に困難をきたし、また、教育組織の名前から高校生にとっては、一体ここで何を学んで何になるかよくわからない、などの混乱が生じました。統合によって生じる新大学では、基本的には伝統的な法・文・経済・商・理・工・医・獣医・看護、生命環境、人間科学、現代システムなどの名前から、学士課程でどういうカリキュラムでどういう人間を養成するかあるか明示しながら、なおかつ新しいシステムを入れるということでもあります。したがって、24ページのほうは、教員の集団が研究院にいて、学士課程は学部または学域、大学院は研究科、これをベースにしますので、そんなに組織運営で混乱しません。そのうえで24ページの一番下の「全学共通教育機構」を創設し、教養教育をやる場所は一つの教員集団で責任を持つ。そのためには、高等教育論をやっていく教員が集まりながら、各研究院から一定の数の教員が一定期間、2年ないし4年ぐらい「全学共通教育機構」に属し、共同で教育に責任を持つ。教養教育というのは語学と情報とそれから一般教養ということですので、それをきちんと教育する。教養教育を担当する安定した教員集団がなくなっているところに今の国立大学の教養教育が弱体化しているという認識で、そのところを改革することをやります。

それから、都市経営研究科については法律、経済、一部は文学研究院の教員が都市経営研究科のカリキュラムに対応して教育責任を負う、というような形をとる。しかし、一定期間で見直して教育担当の部署を変えていく。日本の国立大学は1回特定の学部・学科、例えば文学部〇〇学科の特定の講座に就職したら定年までそこにいる。大抵非常にすぐれた人で問題ないんですけど、あまり教育上不適任とわかって、そこの教育がおかしくとなっても修正できない。そこで、学内における配置転換システムを導入し、担当部署を変えられるようにする。こういう柔軟なシステムを大学の中に入れていきたいということでもあります。

25ページ、もう一つの課題が事務との関係であります。一般的には事務は教員の教育のためのサポートという形で位置づけられてきました。私立大学の職員は特定の大学にながくいますのでだんだん専門家になっていくんですが、国公立大学は広域的な移動があります。とくに公立大学は、設立団体からの人事異動の一環として、数年いて戻っていく。そのため、ノウハウが大学に蓄積されにくいということがあります。今回は、プロパー化を原則とするとともに、教員と事務は対等なんだというイコールパートナーの理念を明確にする。立命館が成功しているのはここであって、事務の能力が大学経営に非常に反映した大学です。この原則のもとで徹底した教職協働の大学運営を実現する。そして、職員も、もちろん企画とか総務がありますが、入試とか就職、学生指導、カリキュラム編成、これはもう立派な専門集団で、1、2年で職場を変わっているといったらなかなか良い運営ができないので、専門職能集団として明確な教育システムを導入する。プロパー化、教職協働、専門職能集団化というプロ職員を養成していくということをやっていきたい。

そして最後にキャンパスですが、26ページに現状を書いています。市大は杉本キャンパス、府大は中百舌鳥キャンパス。そして、元看護大学があったところは羽曳野。そして医学部系が阿倍野キャンパス。そしてりんくうキャンパスに獣医がある。これと今後の組織再編成をどう関連付けて将来見通すかということが課題になります。27ページが長期展望と言いますか、そう簡単にキャンパス移動もできませんけれども、基本的な方向ということです。阿倍野の医療系、りんくうの獣医系、これは問題ないんですが、いわゆる都心にあるのをサテライトという衛星ではなくて、「都心キャンパス」、社会人向けというのをかなり重視する。そして、杉本キャンパスは基礎学術系、中百舌鳥キャンパスは応用学際系、そして羽曳野キャンパスは生活支援系ということで、今後新キャンパスを都心に持っていくということを含めて、長期的にキャンパスのあり方まで最終的に結びついていくということでもあります。

ちょっと長くなりましたが、骨格だけを説明しました。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それでは、事務局。

(神谷大阪府府民文化部副理事)

続きまして、事務局のほうから、両大学の本提言に対します意見を求めています、意見書のほうが出ておりますので、この際、御報告いたします。資料1－4をごらんください。

こちらが府立大学からの意見でございまして、ポイントだけ御紹介をさせていただきたいと思えます。

資料1－4でございすけれども、府立大学の意見といたしましては、今回の提言につきましては、府立大学にとってこれまでの改革の延長線上にあるものということで、さらなる発展につながるものと受けとめているということでございます。それを踏まえて、市立大学とも鋭意協議を進めてまいりたいということでございます。

ただ、何点か御留意いただきたいということで出てございまして、1点目が府立大学、本年度から学域体制をスタートさせたところでございますが、学域の理念、社会的意義について、新大学において

も尊重していただきたいという点。

2 点目といたしまして、今後、学部再編を行う中で、求められる人材像等に、また文部科学省との設置審査等の状況によりまして、当初の提言いただいた内容どおり進めることができないケースもあるという点は御留意をいただきたいということ。

それから3点目は、これまで教養教育、基礎教育や研究の学際化、さらに地域貢献といった点で、全学体制でこれまで府立大学は取り組んでまいりましたが、こういった点についてしっかり位置づけをしていただきたいということ。特に府立大学で力を入れている地域貢献については、十分に御配慮をいただきたいと。新大学におきましても十分に取り組んでいけるようにしてほしいと。

4 点目といたしまして、新大学のキャンパス配置につきまして、最後に矢田先生の説明ありましたが、同じ学部、学域は同一キャンパスに配置するというのが望ましいということで、それに向けた条件整備について、十分考慮いただきたいということを言っております。

また、最後ということで、府立大学はこの間いろいろな改革を進めてまいりましたが、今回の改革に当たりましても、受験生、高等学校ほか関係者に対する再編内容の周知、進路検討のための期間の確保について御配慮をいただきたいということで、そういう意見書でございます。

(上田大阪市総務局行政部長)

続きまして、資料の1－5にございます大阪市立大学からの意見書につきまして、概要を御説明させていただきます。

提言に対する基本的な認識と、見解といたしましては、提言は市立大学の強みを発展させるだけでなく、府立大学との統合による大きなシナジー効果を期待できるもので、世界とも戦える新しい公立大学の姿が示されていると受けとめておられます。

引き続き、乗り越えるべき課題の解決に向けて、府立大学とも一丸となって新大学の実現を目指していくとの前向きな見解をいただいております。

次に、新大学の実現に向けて、今後検討すべき事項といたしまして、新たな大学の教員組織や教育組織につきまして、4 点ほど課題が上げられてはございますが、これらにつきましても、今後、両大学の関係教員で精力的に検討を進めていきたいというふうにしてございます。

また、今回の大学改革が一過性のもので終わることなく、改革が円滑に具体化できる仕組みや組織を構築いたしまして、継続的に取り組みを進めていきたいということが述べられております。

最後でございますが、円滑な実現を目指してということで、これは特に設立団体に対してですが、時間的に非常にタイトなスケジュールの中で今後いろいろなことをしていかなければいけませんので、関係先との調整などについて、設立団体の強力な支援の要請がございます。あわせまして、統合に伴う一時的な業務に対しましては、設立団体として必要な措置をとられるなど、なお一層の支援をということの要請がございます。

以上でございます。

(神谷大阪府府民文化部副理事)

続きまして、今後の工程とそれから検討体制につきましても御報告させていただきます。資料1－6、A3の資料をごらんいただけますでしょうか。

工程表につきましては、新たな大都市制度実現に合わせた地方独立行政法人法等の改正が実施されることを前提としたスケジュール、最速のスケジュールというふうに考えております。

一番上に提言にいただきました内容、28年度の大学統合に向け、さらにそのさかのぼりますと27年度法人統合、26年度は組織の実質統合というこのスケジュールに向けて進めていく予定でございます。

全般といたしまして、特別顧問、特別参与からは適宜助言をいただきながら進めていく予定をしております。

まず、この4月を目標に、府・市で新大学ビジョン案というのを策定してまいりたいと思います。

さらにその後、8月に府・市、それから両大学を含めました4者によりまして、新大学案ということでまとめてまいりたいと思います。こちらではもう少しかなり具体的な内容を盛り込んだものをつくっていきたいと思っております。

同時並行的に両大学とタスクフォースで検討を進めて、25年度中をめどに内容を固めていって、26年度、入試科目の決定でありますとか、また文部科学省への設置申請と事前協議もございまして、26年度に間に合うように進めていくということでございます。

文部科学省との関係で申しますと、26年度の3月、つまり27年の3月に認可申請をする必要がございますので、そこに間に合うように事前協議も含めて進めていかないといけないということでございます。この時点ではそういうカリキュラムの内容であるとか、教員の組織体制であるとか、かなり詳細な内容が決まっているということでございます。

それを踏まえて、設置審査を受けまして、10月に現行のスケジュールでは認可を受けるという予定になってございます。

また、検討体制でございますけれども、下のほうにございますが、それぞれの分野ごとに両大学でタスクフォースをつくりまして検討を進めて、それを両学長がトップになります新大学推進会議という形で、こちらで取りまとめを行っていくということでございます。

そこでまとまっていくものを、新大学の4者タスクフォースということで、府・市も入りましたタスクフォースで進捗状況のチェックであるとか、内容の確認を進めていくと、こういう体制で進めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それでは、この件に関して意見のほう、よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

矢田先生、ありがとうございました。

府大と市大の統合なんていうのも、本当にいろんなところで言われていたところもあったし、僕も言ってきたところがあるんですが、本当にこういう形で実現できるというのは、矢田先生、また担当局のおかげだと思ってるんですけども、大阪に世界で戦える大学というものが誕生する、前向きな、そういう話で、すごく僕はうれしいんです。本当にありがとうございました。

あとはこれ、進捗と言いますか、実行していくときに、矢田先生、上山顧問はこの体制の中にどう入っていただけるんですかね。資料1-6のところなんです。

(上山特別顧問)

それについては、事務局とか両大学の幹部ともお話ししている最中です。我々は、設置団体の府と市の方の顧問、参与です。従って、今回の提言が、市長、知事の御賛同をいただければ、これに沿った形で府市そして大学で進んでいるかどうかをタスクフォースに対して定期的にアドバイスしていきます。この資料1-6に実線のところで1本入っているとおりです。特に矢田先生はもうかなり実務的なところも含めて、文部科学省との折衝など、いろいろお知恵拝借したいしということで、引き続き是非お願いしたいところです。

(橋下市長)

それは、矢田先生、よろしいんでしょうか。お願いしても。

(矢田特別参与)

はい、了解しました。

(橋下市長)

ありがとうございます。タスクフォースとかに入るわけではないんですか。

(上山特別顧問)

そうではないです。

(橋下市長)

では、しっかり、すみませんけれども、よろしくお願いします。引き続き。

(松井知事)

では、僕ももうこれで。もう決定。

(橋下市長)

もう、担当局の皆さん、本当にありがとうございました。引き続き、またこれに向けた、大阪にこれだけすごい大学が誕生するということを、28年ですね。ものすごい前向きな話がこれ、打ち出されましたので、引き続きお願いします。

(山口事務局長)

では、この提言に基づいて進めていくということで、確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、引き続いて議題の2と3を少しまとめて事務局のほうからお願いいたしたいと思います。

一応議題のほうですけども、2で規制・サービス改革部会、3で府市の医療関連分野の再構築ということで、連続して少し事務局のほうで説明いただいて、御議論いただきたいと思います。

まず、規制・サービス改革部会について、事務局のほうから、神田室長のほうから説明いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(神田 大阪市都市制度改革室長)

府市統合本部事務局の神田でございます。よろしくお願いします。

最初に大阪の規制・サービス改革部会の取り組みについてでございますけれども、1ページをごらんいただきまして、知事、市長から御指示受けまして、上山特別顧問の指導・助言をいただきながら、現在、府・市で検討を進めておるところでございます。

1ページ目の「はじめに」というところで、今の取り組みの現在の現状について書かせていただいておりますけれども、最初にまず目的でございますけれども、この大阪から全国に向けて改革を発信していくということで、一つは成長の観点、あるいは行政の内部の改革の観点、こういうことのために必要な改革、行政改革、規制改革と行政サービスの改善策を具体的に考えていくということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

府・市の内部の各種の規制でありますとか国の法令等、こういうものを対象に具体的に目に見える形で目の前の具体的な政策課題につきまして、即して考えていきたいと考えております。したがって、現在ある各種の規制について、それを緩和していくという観点だけではなくて、一方、成長という観点では新たな規制と言いますか、新たな取り組みということも必要になってこようかと思しますので、そういう分野についても考えていきたいというふうに考えてございます。

二つ目の見直しの対象ですけども、先ほども申しましたように規制の観点だけじゃなくて、規制の強化ということもございますけれども、権限行使のあり方、これを広く見直していきたい。役所の内部にあります各種さまざまな慣行等、こういうものも対象にしていきたいというふうに考えてございます。

検討のアプローチにつきましては、まず地に足のついた活動ということで、府・市の各部局の単位で考えていきたいというふうに思っております。その際、過去の国でありますとかあるいは経済団体等でいろいろ提言等もなされておりますので、そういったものを参考にしながら、あくまでもこの大阪の実態、現実 に即して考えていきたいというふうに考えております。したがって、限られた時間ではございますけれども、効果を上げるためにハント、いわゆる射程範囲をむやみに広げるということではなくて、網羅的な検討を避けて、センターピンを見つけるような実態的な改革につながるような、そういった方向を考えていきたいと思っております。

作業の手順につきましては、ここに書いておりますけれども、これはまた具体の検討の中でいろいろ有識者の先生方には意見を賜りながら取り組んでいきたいと思っておりますけれども、まずは現場で困っているような点、あるいは市民、府民の皆さんが利用される施設の中で困ってらっしゃる点、そういったものを洗い出しを行っていききたいというふうに思っております。

テーマにつきましては、役所の中だけじゃなくて、外から市民あるいは府民、利用者、そういった視点から発掘をしていききたいというふうに思っております。

先ほども申しましたが、これまでいろいろ検討の実績もございます。そういった知的ストックも活用しながら、これまでの改革の経過など、その中で必ずしも十分に成果を上げられていないような分野もあるということでございますので、そういったものの反省も踏まえながら、具体的に分析をしていききたいというふうに思っております。

以上のもとで、実質的な規制改革をしていくということで、順次、市長、知事に御報告を上げていきたいというふうに思っておりますけれども、急がれるものにつきましては、全体の体系的な報告の前に早期に可能なものについては着手していきたいというふうに考えております。

5番目に、有識者の先生方からの指導・助言ということで、この会議そのものはこの本件、府・市統合本部の規制・サービス改革部会という形で置きたいというふうに考えておりますけれども、あくまで大阪府・大阪市の職員による内部のプロジェクトチームという位置づけで考えたいと思います。したがって、外部の有識者の先生方から、いろいろテーマに応じて助言・指導を賜りたいというふうに考えてございます。

検討の進捗に応じまして、市内、府内の各事業者の方、あるいは、国、経済団体、過去の規制会議等でいろんな検討がなされておりますので、そういったところの識者の方々からヒアリングも行っていきたいというふうに思っております。

テーマあるいは進捗状況に応じて分科会、例えば市民、府民のその利用施設のサービス分野でありますとか、あるいは庁内の規制分野の見直しの分野でありますとか、これは一例でございますけれども、そういったものを見出しながら、分科会も場合によっては立ち上げていきたいというふうに考えてございます。

3ページ目でございますけれども、これはこれまで大阪府、大阪市においていろいろな観点から取り組んできた状況を取りまとめてございます。

一つは、規制の緩和等の取り組みということで、国に対します法令あるいは予算等で実現される制度改正の要望、こういったものを府・市ともに行ってございます。あるいは特区ということで特区の申請。例えば大阪府におきましては、23年の総合特区で76項目中4項目認可いただいて、あるいは構造改革特区につきましては163項目中39項目が実施ということで、実績があるわけなんですけれども、こういったものを今風にとらえ直して、新たに国のほうにお願いしていききたいというふうに思っております。

あとは、政府等への働きかけということで、こちらのほうにいろいろこれまでの取り組みを上げてございます。あと、府庁そして市役所内部ということで、対府民、市民あるいは対業種、業態へのさまざまな条例、規制ということで規則があるわけなんですけれども、そういうところにつきましても大阪府におきましては、21年、22年でそれぞれの条例の点検、総点検というふうなものを行っていただいております。

大阪府は大阪府と同様に24年度からそういった取り組みを今進めておるところでございまして、

これは取りまとめ次第、また明らかにしていきたいと思っております。

あと、内部の規制等の見直しということで、府民に対する利用施設のホスピタリティ向上調査、あるいは大阪市内におきましては職場の改善運動、こういったものを取り組んでおります。

1 ページめくっていただきまして、今後の検討の一つの進め方ということで、今、中で顧問のほうからも御指導・助言をいただきながら、市役所、府庁の職員の中でいろいろ議論している取り組みの方向というものをマップで表させていただいております。

一番下のほうの大阪府・市Cゾーンというところをごらんいただきたいんですが、まず卑近な例として、やはり役所の内部の内部的なさまざまな手続、あるいは組織のルートというものを条例、規則その他慣行等でいろいろあるわけなんですけれども、こういったものについても取り組みをしていくと。行政改革のその手続をスリム化して、市民、府民、住民サービスの向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

Bゾーンでは、対外的な各種規制、これは条例でありますとか規則という形で実現されるものなんですけれども、一つは住民、市民の方への規制、あるいは業界への規制ということで、空間の分野でありますとか雇用労働、あるいは産業の分野でありますとか、あるいは施設利用、安心・安全の分野におきましてもいろいろな規制がございます。これにつきまして、やっぱり地域に住んでいただいている市民・府民の皆様にとって利便性を向上させるために、その時代に応じた新しいルールを構築していこう、あるいは大阪の都市の魅力をさらに向上していこうという観点で見直していきたい、あるいはそういった効果が期待できるのではないかとというふうに考えてございます。

一番上のAゾーンなんですけれども、実はこれは国に対して大きな制度、政策につきまして、国家レベルの政策は当然国がされておりますけれども、地方自治の運営、あるいは地域の自立、そういったものの阻害になっているものはあるんじゃないか、そういうものはあるのかといった観点から、さまざまな分野についていろいろ見直しの検証をしていきたいなと。

あるいは地域、大阪の成長に制約になっているようなもの、そういったものもあるんじゃないかなと、そういったものについても、中で、職員の中で十分に議論して、アドバイスもいただきながら、場合によっては国のほうに強く申し入れをしていき、制度改善を要望していくというようなこともしていったらいいんじゃないかなというふうに考えてございます。

5 ページ目につきましては、そのBゾーンのいわゆる対外的な規制の一つの例示ということで、例えば都市のさまざまなインフラ、これは市民、府民の住宅の建設でありますとか、商業施設の開発でありますとか、既存施設の更新、こういったものにつきまして、いろいろ関係諸法令はもちろんですけれども、条例、規則でさまざまな今、規制があると思います。こういったものをそれぞれどういうふうに緩和していったらいいのかといった観点から検討してまいりたいと思います。

商業分野、産業分野、あるいは市民の暮らし・健康分野についても同じように、これは一つの例示でございまして、そういった取り組みを進めていきたいと考えてございます。

本日、ここでまたさまざまな御意見頂戴しまして、具体的な意見を私どもも進めていきたい。そして、府市統合本部のもとにこの規制・サービス改革部会として取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

この中には、現在まだ時間軸、スケジュールからの時間軸がまだ十分反映されておられません。これにつきましては、職員の中でもう少し議論をして、いつまでにどういう提言を例えば国に出していく。あるいは庁内にどういう改革を求めていくかというようなことも中で、時間軸の意識を持ちながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上でございまして。

(山口事務局長)

すみません。ちょっと会議の都合で、まとめてこの後の説明をいただいた関連もありますので、まとめて御議論をいただきますので、先にすみませんが、医療関連分野の再構築について、事務局のほうから説明させていただきまして、そのあと、丸山先生のほうから御説明いただきたいと思ひます。

(手向 大阪府政策企画部大都市制度室副理事)

事務局の大都市制度室の手向でございます。私から説明させていただきます。

成長戦略に資する府市の医療関連分野の再構築ということでございますが、今回のこの資料につきましては、上山特別顧問に御指導をいただきまして、また他の外部委員の方々からも御指導、御助言いただきまして、事務局として整理してまとめたものでございます。資料の中には、医療戦略会議の設置など、既に方針として確定しているものがございますが、全体のスキームなどにつきましては、今後府・市の中でも十分調整を図っていく必要のあるものも含まれておりますので、あらかじめお断り申し上げます。

2 ページですが、開いていただきましたら、2 ページと 3 ページのところでございますが、府・市の医療関連分野の検討対象ということで、大きく三つの層に分かれるものというふうに考えております。

一つ目は、医療・健康産業育成戦略ということです。官民の垣根を越えた取り組みといたしまして、ここに例示されていますような医薬品でありますとか、医療生活産業などのこの医療・健康関連産業については、選択と集中を図っていきながら、積極的な育成も図っていくことが必要であると考えております。これが大阪の成長戦略に資する産業振興につながっていくものということで、今後これは立ち上げを予定しております医療戦略会議において検討されることとなる分野でございます。

また、先ほどございました規制・サービス改革分野の成長戦略分野とも連携を図りながら、規制緩和の働き、会計などと合わせた取り組みを進めていくものと考えております。

二つ目は府・市の医療関連事業の再編ということでございます。府と市が現在行っております医療関連事業につきましては、ここに例で上がってます新地衛研というように、既に統合、統課ということで動き始めているものもございますが、一旦棚卸しをしまして、府・市全体で最適化をする観点から、事業の再構築を図っていく必要があるのではないかと考えておりまして、そういう分野の整理が必要なものを二つ目の分類としております。

三つ目につきましては、公立病院事業の構造改革ということです。府立と市立の病院につきましては、既に経営形態の見直し、いわゆる A 項目ということで検討をされておりまして、機能統合や地方独立行政法人による経営統合を進めることとしておりますが、これらと合わせまして、病院の経営分析を踏まえまして公費負担のあり方ということなども検討しまして、公立病院事業の構造改革に取り組んでいくことが必要であろうということで、これが三つ目の層ということで整理しております。

続きまして、3 ページの資料は、代表的な医療戦略会議と先ほどの規制・サービス改革部会との連携ということで、特に成長に資する戦略、それから国に対する規制緩和、こういうところを意識しながら連携して取り組んでいく必要があるというのを、イメージ化したものでございます。

それから 4 ページ以降のところは、今の三つ目の視点の法律・病院事業の構造改革ということで、少し府と市の病院の現状について分析されているものです。この部分は丸山特別参与から御意見賜ることになっておりますので、特に事務局からの説明は控えさせていただきます。

(丸山特別参与)

どうも、1 月 9 日から特別参与になりました丸山 孝と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

病院を見させていただくということで、大嶽先生が集められた資料というのを、主に経営管理の観点から今、整理をしております。特に市長のほうから、一般会計の繰出金が多いのではないかと、その中身を精査せよという御下命があったというふうに伺いまして、この繰出金につきまして、損益計算書、貸借対照表、それからキャッシュフローの計算書と、こういった各費目とつきあわせをしまして、また医療の中身ともつきあわせをしながら、今、精査をしております。やはりこうした分析というのは、他の良い病院あるいは悪い病院と言われているようなところと比べる、いわゆるベンチマークという手法がいいというふうに思われますので、ほかの公営企業会計の公立病院、あるいは独立行

政法人の公立病院といったところとの比較も行っております。

それから、前回の会議で、私はいなかったですけども、人件費が高いんじゃないかと思われるというような報告がされているわけですけども、これについては、多分高いのは間違いないだろうと思うんですけども、いわゆるそのアップル・トゥ・アップルと言いますか、きちんと比較をして府と市と比べて、あるいは他と比べてといったような会計的な取り扱いの細部まできちんとやると、本当にどこが高いのかというようなところの具体的な数字を今、詰めているところで、今日まで間に合いませんでしたので、これは次回にさせていただきたいと思います。

前置きはそのぐらいにして、今日は4枚ほど現状を見ていただきたいと思います。

まず5ページ目ですけども、これは府立の5病院と市立の3病院、それぞれをまとめて、それぞれに繰出金がどうなっているかと、経常利益がどうなっているかというものを示しているものです。

これを見てみますと、繰出金は減ってきていると。それから経常損益も赤字から黒字に転換してきているということでございます。

6ページ目はですね、これは一般会計の繰出金の内訳ということです。総務省の基準に基づいて、いろんな項目に対して補助金という形で繰出金を入れているわけですけども、かなり幅広い名目で補助金が病院に入っていると、お金が入っているということです。

個別に見てみますと、結構これは水増しに近いんじゃないかなというような項目もあります。今、それを精査しながら、この金額の妥当性という意味で、マクロにとらえてみたものというのが7ページ目と8ページ目です。この7ページ目、8ページ目は、横軸が経常収益に占める繰出金比率ということです。収益って言うてますけれども、端的に言うと病院の売上ですね。病院の売上に対して何%分、補助金を入れているかということを見たものです。ですから、右にいけばいくほど補助金がたくさん入っているというのが横軸です。

それから、縦軸側ですけども、これは病院の規模を表してまして、それを病床数で表しております。これを見ると、病院には結構規模の経済が働いているなというのがわかると思います。規模が大きいほど繰出金を入れる比率が比較的少なくなっていくという傾向になっています。

この7ページ目を見ていただくと、市総合はかなり高く見えます。それから8ページ目を見ていただくと、府立のほうは精神医療センターがかなり補助金がいっぱい入っているというふうになっていてまして、この規模とそれから補助金がどれくらい入っているかというのを見てみると、これは左下のほうに行くほうが比較的いい病院と。右上に上がっていくほうが若干問題があるんじゃないかなというふうに見られるということです。

単純に見てみますと、これは高過ぎるんじゃないかということですけども、いろいろお話を伺ってみると、実態は必ずしもそんな簡単には言い切れないということで、ミクロに個別の項目を詰めているわけですけども、それと合わせていろんなマクロの要因もあって、過去に大きな負債があって、それを処理するために補助金を入れてるとか、そういったこともありますので、その辺のことをきちんと整理をし直して御提示しないと、変な議論になっちゃうなということで、今日までにやりたかったんですけども、それもちよっと間に合いませんでしたので、もう1カ月ぐらいお時間をいただけたら、その辺がきれいに整理できるんじゃないかなというふうに思います。

それから、こういった観点で見たら、まだかなり改善の余地があるんじゃないでしょうかということで、府・市の両方の当局の方には是非、自主改善計画としてまだこのぐらいは改善できる途上にありますよという案を是非、作成してくださいということをお願いしてあります。それが出ましたら、その結果も踏まえてどのぐらい減らせるかなというような議論ができるんじゃないかなと思います。それがでなければ、私個人の意見でえいやっとこのぐらいはできるんじゃないかという数字を出させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それではすみませんが、報告事項2と3について意見をいただければと思います。

(松井知事)

規制改革の部分、これは医療のほうも同じなんですけれども、利用者というか、ニーズというか、やっぱり民間の皆さんが何を規制緩和してもらって、そのことによってどういう新しい分野に進出できるのかとか、そういう視点が一番重要だと思いますので、これはやはり現場の声をできる限り吸い上げていただくのに、だから大阪の場合は中小、零細、個人事業者、医療機関も医療従事者というか、大きい病院に勤めている人だけじゃなくて、その関連の周辺のいろんな人、医療関連の仕事をしている人、そういう人らの意見もどんどん吸い上げてもらって、やっぱりやれるところと、どうしてもこれはもう安全・安心という命を守るところはここは逆にさっきも話ありましたけれども、強化せなあかんねということも出てくると思いますけどね。

だからやっぱり1番はそういう現場の声、民間の皆さんの御希望というのをしっかりくみ上げてもらうというところが一番だと思います。これは部局、例えばそういうビジネスのところできくとやっぱり商工労働部、商工会議所ね。そういうところですよ。医療や福祉の現場で、これも高齢者の皆さんの福祉施設から障がい者の皆さんの施設まで、そういうところでまずは望まれているところをしっかりくみ取ってもらうというのが一番重要なので、そこをよろしく願いしておきます。

(橋下市長)

丸山参与、病院の一般会計の繰り出しの話なんです、支出の分なんですけれども、これは合わせて府と市で200億円を超えてますので、これまで総務省か何かの基準でこれ出してるという話をずっと聞いてたんですけれども、僕もそこまでそれは専門的なところまで突っ込んでわかりませんから、そんなに深くまでやったことはないんですけれども、要はその基準というふうに言われているのが、何となく何て言うんですかね、そのベンチマークというか、病院がちゃんとこういう事業をここまでのことをやっているということに見合いで出てなくて、すごい単純な計算式で出てるなというようなところも、今、財政局といろんな話を聞いて、そういうふうにだんだんわかりつつありますので、ちょっとこれはしっかりと精査していただきたいと思うんです。

(丸山特別参与)

はい、今それ、細かくやってますので、病院局の方々にも数字はきちんと出していただいています。整理はできると思います。

(橋下市長)

はい、これはお願いをします。

それから、規制改革部会のほうは、府のほうでは条例の見直しとか国への提言というのはもう、まとめたものが、もう2年前、3年前にまとめたものがありますので、ちょっとそれもベースにしてもらいながら、特に施設については、市の施設のほうが住民に直結してますから、これどこが担当してもらうことになるんですか。部会は。神田さんのところですか。

(神田大阪市都市制度改革室長)

府市ともにいわゆる行政改革関係ですね。それとホールの関係、あと企画等もございますけれども、全体は当然府市統合本部でかかわってきますので、メンバーは利用施設側も入れてしたいと思います。

(橋下市長)

動物園の開園時間とか、僕がツイッター聞いて言わない限りああいうふうに動かなかったの、い

や本当に職員だけでこれ動くのかなというところがありましてね。これ動物園に限らず、僕が全部施設見ていかなきゃいけないのかということになってしまうので、これ、上山先生、また普通の人たちに、特に市の利用施設なんて、専門家の人に聞かなくて、普通の市民の人に聞いてどうなんっていうところからスタートしたらいいと思います。あの動物園も結局、かなり年末までやることになったんですよ。1回試しでやりましょうということになりましたね。ちょっとそこは。

(上山特別顧問)

その辺は、職員の方も日常生活では府民、市民なのです。個人としてどう思う、僕もそう思うという話が普通に会議でできている。また、府も市も一緒になってやる、縦割り部局を超えたチームが今できつつあります。実際にこの項目にもちゃんと上げてますし、実態調査の資料がちょうど昨日上がってきてます。

(橋下市長)

ああ、そうですか。じゃあそれもひとつ。

(上山特別顧問)

それもあと入れて。

(橋下市長)

これが一番、目の前のサービス向上というところがわかりやすい話で。

(上山特別顧問)

地下鉄終電とかが典型です。

(橋下市長)

そうなんです。あれなんかも。トイレがきれいになる。ちょっとあれは別ですけども、地下鉄の終電の話が延びるとか、あの動物園がちょっと、年末1日、2日ちょっと延びるとか、それやったらという話を、言えばみんなのところもああということになるんですけども、最初のそのもうちょっとというところがあとは天守閣も何か年末休んでるとかも聞いてるんですけど。何かまたいろんなそういうのもいろいろあると思いますので、すいませんけれどもお願いします。

あと規制改革のところ、今日ちょうど区長といろいろ議論してて、局は局の言い分あると思うんですけど、ずっと地域主権戦略会議でやってた義務づけ、枠づけの廃止の中で、やっとなんて言うんですか、法律事項が条例に切りかわったやつが大量にあるんですけどもね。でも、従うべき基準はもうこれ突破できなくて、結局霞が関のほうにやり込められてしまったんですけども、参酌基準のところは何か独自基準を設けられるようになったんですが、ただこれは、僕も今回市議会に一括で条例をわんさか出すんですけども、中身全然僕もわからないですし、ほとんどが今までの何か基準をそのまま踏襲してやるんですよ。参酌基準になってても、今までの政令をそのままに引いたりとか、今までやってきたことをそのままやってるんですが、これ多分、局のほうでそんな時間なかったの間に合わないから、とりあえず今までやってきたことをそのまま条例化しようってなったと思うんですけども、これはそしたら条例化しただけで数字変わらなかったら意味ないじゃないとか、もう批判を受けてるんですけども、それはもう法律事項から条例に変わったので、まさに次の議会とか来年や再来年に向けて、条例になった以上、もう国会議員動かさなくてもこの市議会で動かせるわけですから、この参酌基準なんかについてもいろいろこれ、区長も意見ありましてね。区長会と今、局がわんさかわんさか議論しているところみたいなんですけれども、これも細かな話なんですけど、公園のところは2%だけ一律に建物建ててもいい割合が2%って決まってて、小さい公園も大きい公園も全部2%だったとかですね。ただ、今までの基準でその数字を引いてるところもありますので、

ちょっとこの参酌基準のところなんかも、特に区長の意見なんかも聞いてもらって、ただ局は局で言い分ありますので、区長だけの意見というわけにはいかないんですが、区長、現場でやって、ちょっとこれはというのがすごくあるみたいなんです。ですからそのヒアリングなんかも、区長の意見も聞いていただいて、この参酌基準をちゃんと独自基準にできないかなというふうに思ってるんですけども、これはちょっと時間かかると思うんですけども、そういう視点でもまたよろしくお願ひしたいと思いますので。

あれは府のほうも参酌基準とこのあれ、何か条例わんさか出たんですよ。でもあれやっぱりもう。

(小西副知事)

あれは法律で決めてた基準を条例で決めなさいということですので、その条例改正をしていますが、あの内容は市長おっしゃっているようにもともと法で決めてたのを基本的には条例で置きかえてるんで、幾つかは変えてる部分もありますが、ほとんどはそういう。

(橋下市長)

ただそれは全部一気にできないので、まず条例化にしたところだけがこれで一気に統治というか、ガバナンスが変わりましたので、今度中身について、本当に必要な部分は細かく独自基準を設定していけたらなと思いますので。

(上山特別顧問)

さっき松井知事がおっしゃった、中小企業とかその現場の声という部分なんですけど、これは国でも自治体でも結構今までの議論で抜けているところです。国も今回、規制改革会議をつくってやっているが。医療の混合診療の解禁とかカジノの話とか、でかいテーマが多い。これらは、我々もこの間、委員と連携、あるいは国の事務局と連携して既に話し始めていますが、問題は、さっきの図で言うとBゾーンのほうです。さっき知事がまさにおっしゃったところなんですけど、中小企業の日常はそういうかつこいい話じゃなくて、現実に建築基準法の何とか規則があつて、ちょっとうちの店、拡張できないとか、消防法とか、根拠のないルールが国の通達か何かできていて、それがいきなり条例になったりしている。個々の事業者も条例と戦う気はしないので泣き寝入りしている。そういうやつが結構多い。これが5ページに書いてます。人と物と金とあと不動産をフル活用するというか、流動化させようと思ったときに、今はあまりできない。それは縦割の利用業法とか何とか業法じゃなくて、むしろその建築基準法とか金融系とか雇用関係とか、横と言いますか、そちらのほうの規制が結構あるみたいです。その辺はヒアリングなんかでちょっと丹念に聞いていかないと出てこない部分ですが。それからあと公募です。府民の皆さんから、あるいは事業者の皆さんからも自由にどんどんおかしいというのをを出してもらふ手法でやっていきたい。内閣府の人とも話してますが、向こうもやっぱり縦割のでかいやつだけで手いっぱい、しかも、なかなか政治的壁で進まない。大阪では、日本全体の成長戦略を考えると、既にあるいろんな中小企業を含めた産業の生産性をどうやって上げるかと、そっちのほうのボトルネックをみていく。医療で言うともう大病院はいいんですよ。むしろ中小病院がこれからどうやって高齢者をちゃんと収容できるのか、そここのところの生産性を考えたい。知事のおっしゃった部分は、国も自治体も考えてなかった部分なので、そこは自治体の機動力でぶつかって個々でやると非常に大きなインパクトがあるんじゃないかなと思います。

(松井知事)

あと、この公立病院の再編整備のところで、これ、市のほうは病院、まずとりあえず独立行政法人化、これ非公務員型で、それはそれで検討してもらっていいんですけど、そのスピードと、それで今、府立はこれ公務員型の独立行政法人で病院機構あるので、それがそれぞれ独立法人化になると、これ独立法人化同士は一緒になれないとか、また法律の制約があるとかいろいろあるので、とりあえず全体バランスとして、一本化に一番なりやすい方法を、これは並行して非公務員型の独立行政法人

化ありきじゃなくね、並行してもう一本化になる、一番効率のいい形の大阪全体での公立病院配置をどうすればいいのかということ、大きい視点で見て進めてもらいたいと、こう思ってるんです。これは医療戦略会議で話をするのか、とりあえず市のほうがもうその方針。

(橋下市長)

今、方針出しちゃってますのでね。

(松井知事)

だから、もうその方針があるから、もうこの一体になるのはちょっともうそれが終わってからじゃなくて、どっちのほうかもう早くて一本化できて、公の医療サービスが一番提供しやすいかと。さっき言うたように補助金も圧縮できるのか。一番良い方法があったら、いろんな道を探りながら、一番近い道をたどっていつてもらいたい。こう思ってますので、そこをちょっと市のほうもそういう形で柔軟に考えてもらえるようにお願いします。

(橋下市長)

今はでも非公務員化のほうで検討してもらってますよね。

(山口事務局長)

一応、基本的方向性で今、知事御指摘いただいたように、昨年の6月に病院の統合の一番原案ということで、法律改正という課題はあるんですけども、まず市の方の独法化、これを進めてもらって、府のほうは公務員化から非公務員化で、そういう法律を使って、非公務員化を使って、その上で統合するというのが、そのまま市の病院を譲渡して府にくっつけるとか、そういうやり方よりは合理的であろうということで、基本的方向性を出させていただいていますけれども、ちょっと今の知事の指摘を受けて。

(橋下市長)

医療戦略会議のほうでちょっと見てもらって、方向性は今のその方向性としてもですね。

(山口事務局長)

そしたら、一応、ほかになればこの規制・サービス改革部会は設置をさせていただいて、今いただいた意見とか方針に沿って、府市で検討を進めていきたいというふうに思ってます。

ちょっと医療関連分野については、引き続き丸山先生等の御指導をいただきながら、しっかり分析をさせていただいて、また御報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(堺屋特別顧問)

ちょっと遅れてきて申しわけないんですが、よろしいでしょうか。

この規制改革部会で、特に今、市長からちょっと出ました動物園、公園、それから今、話が出てきております道頓堀のプール関連ですね。これ、従来の発想でなかなか市役所の人も府庁の人も難しいことがあると思いますのでね。我々顧問も一緒に入って、具体的に動物園どうしたらいいか。420人の動物園の専門家が入った日本経済新聞のプラスワンというので、天王寺動物園は全国1位になってるんですね、去年。旭山を抜いて日本最高の動物園になってるんですね。ところが、その後の運営はあんまりよくないんですね。だから、やっぱり客を呼ぶ専門家がこの運営にも関与して、関与してというか、意見を述べて、そして若生さんのような専門家がおられますから、そういう人をつくって、ちょうどハルカスもできるところですから、難波から天王寺までの間の条例、地域規制、全部を見直すような委員会をつくって、大阪の大名物をつくったらいいと思うんです。そんなに難しいことはありません。

したがって、市議会、府議会のほうにも御協力いただいて、この地域は日本の目玉商品にするんだという覚悟で、市の方にも府の方にも御協力いただいたら、すばらしいものになると思うんですけどもね。ちょっとそういう会議を是非つくっていただきたいと思っております。

(松井知事)

具体的に道頓堀プール、具体的にプールで規制緩和必要なところありますか。

(堺屋特別顧問)

まず第一に、規制緩和やなしに、逆にプールができたらかみを放り込んだらいかんというような、街に吸い殻捨てたらいかんというのと同じような規制をしなきゃいけない。それから、その部分にここからここまでは有料にすること、柵をつくらなきゃいけない。それから、現在の船の運航をどうするかという、そういう問題が幾つかあるんですね。今日もこれからその会議がございますけれども、地元の方も非常に熱心ですし、技術的にも実験をしてほとんど解決いたしました。だから、あとはそういう橋の上から飛び込んだらいかんとか、プールは底が浅いもんですから飛び込まれたら足折りますからね。それから、かみを捨てちゃいかんというのがね。それから水着で歩く人がどこまでの範囲で許されるかとか、そういう特別の条例をつくっていただいて、これから道頓堀から天王寺まで、このハルカスができるときに日本の顔になるようなものにとってるんです。動物園もあわせて、職員の方々の意識を、これは日本一になってるんだということを持ってもらえたらいいと思ってます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

そしたら、そういう御意見も踏まえて、まずは部会をつくらせていただいて、検討をしっかりとやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の、すいません、時間の都合で、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

それではすみません、続きまして、議題4番目のエネルギー戦略会議の報告について、議題とさせていただきます。

それでは、戦略会議の部会副会長の古賀先生のほうから、御説明よろしく願いいたします。

(古賀特別顧問)

古賀でございます。御無沙汰しててすみません。

ちょっと分厚い資料で大変申しわけないんですけども、まだ何て言うか、本当にできたてはやはやなもんですから、本来であれば、何かまとめか何かをつくってお配りすればよかったんですけども、ちょっとそういうふうになってないので、申しわけございません。

それで、今日はちょっと全員は来れなかったんですけども、市長のほうからなるべく多くの委員の意見を聞きたいというお話がありましたので、都合のつく方だけちょっと来ていただいています。あと一言ずつお話をさせていただきますが、そのときにお名前を、自己紹介しながらやっていただければと思います。

それで、これは最初から順番に全部やっていると、もう時間がいくらあっても足りなくなってしまうので、要点とストーリーをかいつまんで御説明をしたいというふうに思っています。

まず、この報告書の一番最初のところにあるんですけども、一つは福島事故の教訓から話を始めなくちゃいけないというのが、我々の基本となっています。そうはいつつ、最近非常にこの東電の福島原発事故についての考え方が何となく風化してきているなという中で、最近また東京電力が国会事故調に調査隠蔽をしていたというような、国会事故調でさえそういう扱いを受けるというようなことが明るみに出てまして、非常に今進んでいるいろんな原発の、動かないんじゃないかと思うんですけども、動かすための準備のようなものがちょっと根底からまた信頼性が揺らいできているなというようなことも考えながら、議論をしてきております。

一番の問題は、安全神話から脱却ができていないと、原発は安全に動かせるという前提が今でもまだありまして、あるようでして、事故は起きないんじゃないかという前提で原発を動かすところから、どうやって原発をゼロにするかという、非常に滑稽な議論が行われています。もうこの規制委員会が、今議論をようやく本格的にやっていますけれども、実はここで見えてきたのは、原発をどうやってゼロにするかという議論をするのが必要なのではなくて、原発をどうやって動かすのかと、その工程表が全くないというのが現実だということですね。ですから、何かずっと夏ごろまでは原発をゼロにするための工程表がない、ないという議論をしてたんですけれども、考えてみたらそうじゃなくて、原発を動かす工程表がないことのほうが最大の問題で、これ現実には動きません。2年、2年どころか3年、5年たっても動かない可能性があるんですね。それをちょっと説明していきますけれども、そうだとすると、早くそれに対応するシナリオを考えるべきだというのが私どもの考え方です。

それで、まずそのページでいきますと、4ページに飛びまして、ちょっと河合先生のほうから、簡単に原発についての基本的な倫理的な問題について、コメントしていただきたいと思います。

(河合特別参与)

委員の弁護士の河合でございます。

倫理的側面、哲学的側面について簡単に説明します。

3. 11の福島第一原発事故以前は、原発推進側は日本では絶対に重大事故は起きないと、絶対に安全だと言い張ってきました。しかし、福島第一原発事故以降は、近代科学技術には絶対的安全はないんだと、何がしかの危険、すなわち重大事故の危険はあるんだと。しかし、その技術による利益と危険を比較考量して、社会的に容認される技術は用いることができると。そしてその過程で失敗、事故が発生しても、それを反省して改善して技術は進歩するんだと、原発技術はまさにそれなんだというふうに主張するようになりました。しかし、それは果たして正しい考え方だろうかということについて検討して、結論としてはそういう考え方は原発については当てはまらないというふうに結論づけております。

それは、まず第一に原発事故、過酷事故というのは、時間的、空間的に無限定性があると、その被害のですね。それは今回の福島原発の事故を見てもわかるように、時間的にもあの被害はもうこれから何十年、何百年続くということになるわけです。特に5キロ圏内なんかは絶対に元に戻らないというふうに考えられます。それから空間的にもどこまで広がるか、本当に無限定でございます。飛行機事故などと全く違うわけでございます。

それから、原発の事故という、この被害というのは、全く後戻りできない、元に戻らない、不可逆性があるということでございます。実際に原子力委員会委員長の近藤駿介さんは、5ページにも書いているように、次のように言っています。関東地方が死の街と化す恐れがあった。要するに、これはまとめですけれども、当時、事故直後に福島第一原子力発電所の不測事態、シナリオの素描、通称近藤メモというのを出示して、近藤さんは想定された事象に基づいた被曝線量追加について、要するにその当時、どれぐらいの被曝線量になるかということで、住民の強制移転を求めるべき地域が170キロ以遠に、住民の移転を容認すべき地域が250キロ以遠に及ぶ可能性がある。そしてこの状態から自然減衰により脱するには数十年を要するというおそれがあるというふうに言ったわけです。これは、すなわち首都圏の崩壊でございます、首都圏が崩壊するということは、国家の崩壊の危険性にほぼ等しいというふうに考えられるわけです。

そのように、国家の崩壊の危険性をおかすような倫理的正当性はないというのが私どもの考えでございます。

それからもう一つは、使用済み燃料を後世に押しつけるという問題でございます。これはもう余り詳しく御説明するまでもないんですが、橋下市長なども常々おっしゃっていることで、私が初めてお会いしたときも、自分が原発に反対する最大の理由は、使用済み燃料を後世に押しつけることだと、その危険を押しつけることだというふうにおっしゃっておられたことを私は印象深く思っております。

それからまたドイツの倫理委員会、ドイツの倫理委員会の意見がドイツの脱原発、急加速を決定づ

けたわけですが、それでは次のようなことを言っています。非常に重要な言葉ですので読みますと、道路や建物の安全性のように限度があるリスクに対処する通常の方策においては、損害が実際に起こると今後のためにこれから教訓を学び、予防策をつくるということになる。しかし、このような学習プロセスは原子力施設に関する限り論外であるというふうに述べております。これは要するに、失敗は成功の母というような一般論は、原子力技術には不適切だということを言っているわけでございます。

そのほかに被曝労働の問題等があるので、原発というものについてはやっぱり倫理的に否定すべきものだろうというふうに考えております。

それから、58ページに飛びますが、世界最高水準の安全と原子力安全体制という問題でございますけれども、日本の原子力安全体制について、国会の事故調は、日本の原子力法規制というのは諸外国の法規制におくれた陳腐化したものとなった。班目春樹さん、当時の原子力安全委員会の委員長ですけれども、彼はこう言ってます。繰り返しますが、世界では当然のことだったのです。日本は致命的に遅れていた。大変な間違いでした。その意味で、日本の安全審査は30年前の技術水準だったということです。この安全委員会の委員長が30年も遅れていると言っていたのです。この30年の遅れを取り戻さなければいけないわけですが、それを何と今、原子力規制委員会と規制庁はわずか7カ月で遅れを取り戻そうとしているというわけでございます。

しかし私は、それは所詮は不可能なことであるというふうに考えます。したがって、7月19日というのがデッドラインというふうに一応されているわけですが、それはあくまでも基本方針策定の期限と理解すべきであって、そしてその後、さらに実際の審査に耐える詳細な基準を時間をかけて、3年ぐらいかけてじっくりと策定して、それに基づいて再稼働を審査するという方針に早急に切りかえるべきであるというふうに考えます。

それから、あと具体的なその中身ですけど、安全基準を新しくつくる場合には、立地審査基準をもっと厳格にし、明確にしなければならない。今の立地審査指針については、重大事故が起きても、放射能が住民のいるところに飛んでいかないことというふうになっているんですが、実際に福島原発の事故では、もう大量の放射能が住民が大量にいるところに飛んで行ったわけですから、立地審査が間違っていたということになると思います。

それからあと、一番大事なことですが、安全設計審査指針でも、共通原因故障をきちんと排除できるような、共通原因故障が、要するに地震や津波で同時にいろんな危機が同時に多発して故障が発生してもクリアできるような、そういう安全性を保たなければいけないという指針にすべきであろうというふうに考えております。

その他の詳細については、佐藤委員から引き続き御報告があると思います。

以上でございます。

(古賀特別顧問)

ちょっと安全のほうに入っちゃったんですけど、まず倫理的なところについては、先ほど河合先生がおっしゃられたとおり、事故の甚大性、被害の不可逆性、それから無関係な人たちに、自分たちは利益を得るんですけど、それ以外の無関係な人たちにリスクを負わせるという点、それから自分たちの利益のために、後世代の人たちに負担を強いるという点で、倫理的に許されないと。これはもう我々委員の全員が一致してます。ですから、倫理的に悪であるというのが原発である。ただ、そこは一致しているんですけど、だから即ゼロにするかどうかというのは、これは意見が分かれ得るというふうに考えています。別れ得るその一つの理由は、今すぐゼロにすると社会的に混乱が起きると、原発のリスクとはまた別の形でいろいろな不都合が生じるかもしれないという理由だと思うんですけど、ただ倫理的に望ましくないのであれば、仮に認めるとしてもそれは必要最小限にとどめるべきだという方向性が出てくると思います。

ですから、必要悪を一旦認めたら、それを永久に認めるというのではなくて、一旦認めてもそれになるべく早くなくしていくという方向性が正しいのではないかということでもあります。

この倫理的な問題については、あまりずっと議論をしても、結局、だからやめるか、やめないかという、決定的な結論には、人によっては決定的だという人もいますけれども、そこまでいかないということで、それはじゃあちょっと隣に置いといて、次に出てくる問題が安全の問題と、それから経済性の問題と、それから公正なルール、経済性と公正なルールというのはちょっと重なるところがありますけれども、そういう次元の問題が出てくるということです。

それで安全について今、河合先生のほうからちょっとお話がありましたけれども、どの程度の安全を目指すべきかということについては、何かそれについて議論をしたということは余りないと思うんですけれども、今の少なくとも民主党政権も、自民党も多分そうなんじゃないかと思えますけれども、政府としては世界最高水準の安全というのを目指すんだというのが、一応方針になってると思うんですね。本当はこれを決めるのは、私は政治ないし国民だと思います。政治やら国民のレベルで、いやそんなに最高じゃなくてもいいよという判断をするのであれば、それはそれでそういう選択はあるかもしれませんが、恐らくあの福島事故を経験した日本国民が、世界最高水準の安全を守ってくれと言わないということは、あまり考えられないんじゃないかなということで、我々は世界最高水準の安全というのを目指すべきだということは、一つの方針であるというふうに、それはあまり、何て言うのかな、自明のことかどうかはわからないんですけど、そういう方針が日本の国としては持っているんだという前提で、議論を進めています。

それで、安全について、じゃあ世界最高水準を目指せるのかということですが、河合先生は非常におっしゃったことは、的確だと思いますけれども、7月までにつくるということになってるんですね。あの法律が。非常におかしなことに。それはなぜ7月までにつくることになっているかというのと、8月から、7月の途中からでも、僕はしたいということを昔思ってたんです。法律を、規制委員会法をつくるときに。それぐらい、そのときも要するにどんなに大変なことかということ認識してないんですよ。民主党政府あるいは原子力安全保安委員とかね。そういう専門家が認識できていなかったというのが最大の問題だと思います。そういうことを知っている人がいないんですね。世界の安全基準がどうなっているかということを知ってる人が実はいないと。今、一生懸命、今ごろになって読むと思いますけれども、とても読み切れる量ではないというあたりを含めて、世界最高水準の安全を目指すというのがどういうことかというのを、ちょっと佐藤さんからお話をさせていただきます。

(佐藤特別参与)

委員の佐藤でございます。

そのあたりのところを、この報告書では60ページのあたりから述べております。下に60-2と打ってあるところからまとめているところであります。

その世界最高水準を目指すということなわけですが、それをかたることの。

(古賀特別顧問)

ちょっと地震の話をまず先に。

(長尾特別参与)

委員の長尾と申します。

後で佐藤委員のほうから、工学的な側面についての話があると思いますけれども、私は理学、地球科学という側面からいくつか指摘をしておきたいと思います。

まず、日本が地震国であるということは非常にもう明白で、世界の地震の10%、昔はGDPの14%ぐらいあったということで。

(古賀特別顧問)

ページ、何ページですか。

(長尾特別参与)

61 ページですね。

それで、一番肝心なことは、これだけ非常に風光明媚ということが、日本が地震国である。神戸の夜景がすばらしいというのはもう、断層、いや地震活動が何万年にわたって繰り返し起きたことによってああいう崖ができています。ですから、これは否定しがたいということ。

それからもう一つですね。地震学の限界、地質学の限界、特に地震学の限界なんですが、日本列島というものは全ての場所が隆起しています。どんどん高くなっています。ところが、高くなっていますけれども、同じ高さ、富士山は余り変わっていないということは、削られてるわけです。これは、最終処分と非常に関係するんですが、埋めたものは必ず地表に出てくるんですね。それからあと、日本じゅうどこでも火山噴火、あるいは地すべりというようなことも危険性があるということ。ですから、今の地震学は実は地質学的、10 万年単位では隆起しているんですけども、ふだん東北の地震が起きてもまだ沈降している。要するに全く今の日本列島が置かれている状況は、地震学が説明できていない状況です。その地震学が説明できていない状況の人たちがつくる基準をどこまで信用するかということ。

それからあとは、活断層の問題は当初5、6 万年というものから、2006 年に12～3 万年ふえました。40 という数字が実は少し弱まった理由というのが、これを入れますと柏崎刈羽が再稼働ほぼ不可能になるという、これが最大の理由です。

それとあとは、世界最高の安全水準ということは、佐藤参与もつくる。世界最高であれば、ある意味、米国のものをカーボンコピーすればいいわけです。ところが、最高水準と書いてあることは幅がありまして、本当に最高のものをつくると、向こうさんが言っているように全く動かせなくなるということがあります。それからあと、実は原子炉そのものはかなり安全に、ハード的にはつくれると思うんですけども、実は最終処分場、出口がないということがどういうことかと言いますと、かつて内々にいろんなところで地層処分の中にあるいわゆる海溝、海の中に捨てて、それはもともとサブダクションと言って、いわゆる東北の地震が起きたところに、日本海溝に沈んでいくわけです。これ絶対安全ですからと言って、トンガ海溝に捨てさせてくれないかと日本政府は頼みに行ったことがある。内々にですね。当然、どういう返答かという、絶対安全だったら日本海溝へ処分されたらいかがですかと、これはもちろん話は立ち消えになってしまったんですけども、出口がないということ。ですから、地震学的には明らかに最終処分場ができる可能性はゼロです。そういう状況でどこまで核燃料のことを、最終処分のことを考えるかということ。

ですから、まず理学的な側面としては、日本列島の置かれている現状は極めてもうどこでも活断層が出てくる。調べれば調べるほど出てきます。それから後は、全ての原発の下に活断層があると考えてもいいぐらいなわけです。

ということから、出口問題もあれですし、理学的にも非常に日本列島というものは原子力発電所に適さない。要するに、河合委員の倫理的問題とあれですけども、時間しか原子力災害を解決する方法はないという、ここは最大の、どんなに処置を行っても放射能は消えませんので、要するに時間以外は解決できないというのがこの問題の本質だと思います。

以上です。

(佐藤特別参与)

では、先ほどのページの60-2のところへ戻っていただきまして、続けさせていただきます。

まず、世界最高ということを語ることにについて、我々は不安を抱いております。これはかつてこの絶対安全ということで、この安全を進化させるというところを停滞させてしまったところがあるわけです。今、あたかもこの新しい基準の骨子をつくって、それが世界最高水準なんだということで、思い込まれてしまうということは、事実であるならばまだともかく、それが非常にいろいろ欠落しているものがあって、その骨子と言いながらも、既にその骨子の段階で世界の水準に満たないところも散

見されるというものをもって、その世界最高のものを制定したのだというふうに思われることは、非常に後々不安になるというふうに思います。

ですから、6日に3点、この新安全基準が発表されているんですけども、それをじっくり見まして、幾つかその問題点をこの中で指摘させていただいております。

これは、そういう指摘を上げていけば、実はもう枚挙にいとまがなく、これは1日見れば10ページぐらい出てくるんですけども、3日やれば恐らく30ページ、1週間やれば70ページというぐらい、いくらでもこれはそういう問題点を指摘することができるわけなんですけれども、幾つか例示してみたいと、特にこの関心になってるようなところを上げながら、お話ししてみたいと思います。

まずその前に、河合委員もおっしゃってたんですけども、この基準というものが骨子ということで、非常に中身の伴っていないものでありまして、本来この世界最高の基準を制定したというからには、もっと細かい細目までつくられて、初めて機能すると。要は大まかなところでこの安全を担保できるというのがこの原子力安全ではないということです。実際にそのアメリカのこの規制の体系を見てみましても、一番上にいわゆるレギュレーションと言っているものがあるわけなんですけれども、その下にこのガイドラインがあって、さらにそのガイドラインを受けてのこの民間の規制があって、またさらにその下ということで、立体的な構造をしているわけです。その末端まで追いかけていきますと、もう本当に書庫が要るぐらいに膨大な基準書が必要になってくる。それがないと、必ずこの漏れが出てしまうということなんですね。ですから、骨子をつくったということで、この基準が完成したというふうなのはもう大きな間違いです。

一つ、日本のこの安全基準のヒストリーとして知っていただきたいことがあるんですけども、昔アメリカで1967年に一般設計基準というものをつくってるんです。それを大分たってから、ほとんどコピーのようにして旧原子力安全委員会の安全審査基準というものをつくってあります。それを二つ並べて右左比べますと、本当がっかりするくらいそっくりなんですね。今回発表しております安全基準のうちの一つ。これはそれを少し肉づけして、56ページになっています。そういうことで、もともとはそのアメリカの古い共通設計基準というものがこのスタートになっているんですね。

そういうことで、その古文書からスタートしているという特徴があるんですけども、一つ例として、問題点の例として、断層の40万年の問題があるんですけども、これもアメリカの基準の中では180万年という記載になっておりまして、それもしかこの重要な発電所の真下というのではなくて、アメリカの場合ですと5マイル、発電所から半径5マイルのところをくまなく調べて、そういう断層に対して適用しているという違いが日米の基準を比較すると出てきて、そういった例はたくさんあるんですけども、そのように決して世界最高の水準に満足するようなものではないというのは、たくさんそういう例が見受けられますので、もし御関心がありましたらこのあたりをお読みいただければと思います。

(古賀特別顧問)

いいですか、先生。ちょっと短くし過ぎちゃったかもしれないんだけど。ですから、佐藤さんがおっしゃってた話で、特に私が聞いて驚いたのは、その地震の活断層の定義というのが、これ長尾先生からも聞いたんですが、180万年前というのは、その要するに地震学の定義なんですね。それをその5万年とか12万年とか40万年、切る議論をしているというのは何でかと言うと、要するに日本の原発に合わせて動かせるようにするにはそうしなくちゃいけない、ただそれだけの議論で、だから12万年とか40万年なんていう議論は、ほかの国では一切ないんですよ。そういう議論自体が存在しないんですね。それが今回、そのとりあえず40万年というのは、何だあれば、何学って言うんですか。

(長尾特別参与)

変動地形学。

(古賀特別顧問)

変動地形学。変動地形学では40万年ぐらいまでが大体のことがわかるというので、それを根拠に40万年に拡大しようとしたら、もうこれはとんでもないと。しかもそれを遡及適用するなんていうのは憲法違反だとか、そんな議論が日本では出てくるようなんですけれども、これはもう世界から見るともう全くおくられていると。安全基準自体がその30年、40年前の翻訳だというような話もありましたし、安全基準がまず今議論しているんですけど、安全基準つくっても、今度は安全基準の後、じゃあそれに適合するようにつくりますよという申請が出てきますよね。この申請が出てきたものを審査しなくちゃいけないんですけれども、この審査基準というのを別途つくる必要があって、これもやっぱり1万ページというようなレベルです。アメリカでは。今、その手前の安全基準が70～80ページ、50～60ページですか、がやっとできたというだけで、これを1万ページまで膨らませていく作業というのがこれから必要になるわけですね。その上で、審査するときのまた1万ページの審査基準が必要で、しかもそれで終わりじゃなくて、今度その審査されて、じゃあこれで作ってくださーいと言った後、つくりましたといって出てきた、つくられた原発を今度検査する指針も必要なんですけど、これもやっぱり1万ページというレベル。しかも今度は検査のときは、本当に実地に検査する人材というのを育てなきゃいけないということで、これは日本にはいないわけですね。今までずっと電力会社に教わって、検査というと電力会社の人がつくった案をベースにして、言われたとおりに見せてもらえるところだけ回って、お墨つきを与えたみたいなのが今の検査なんですけれども、これは私も保安院の人たちに聞いてよく知っているんですが、これをそういうレベルに高めるというのはもうほとんど何て言うか、やっぱりその1年、2年、3年じゃなくて、もう5年、10年かかるような作業になるだろうというふうに思うわけです。ですから、これを規制委員会がどこまで本気でやろうとしているのかなということなんですけれども、やっぱりあの事故を絶対起こさないということであれば、それをきっちりやっていただかないといけないというふうに考えています。

それから、核のごみの話は9ページ以降に植田先生がちょっと触れていますけれども、もう貯蔵するプールもいっぱいになります。それからその先、核燃料サイクルをやって何とかするんだという話でつじつま合わせをしていますけれども、これももう学術会議が原子力安全委員会のその諮問に基づいて既に答申を出してまして、もう地層処分はやめたほうがいいということをはっきり言ってますし、もうごみの行く先がどうにもならないんだから、総量管理でどこかで頭打ちにしないと、このまま続けるのはやめたほうがいいと、そういう提言もはっきりと出ているということで、この安全の問題が非常に高いハードルになってくるということが、ようやくこれから一般の方々にも理解され始めるといことだと思います。

そして、安全の問題があると。仮にそれでも何年か先には僕も安全をクリアできるというものが出てこないという、こないと思うんですけれども、くるかもしれないというふうに考えた場合に、そういう原発をやっぱりつくったほうがいいのかという基準の一つに、経済的にペイするんですかという問題があります。これは損してでもやりたいという人がいれば、やらせればいいじゃないかという考え方もあるんですけれども、今はやっぱり原発が、原発を動かさないから電力コストが上がるんだという議論がされているわけですね。それで、そこのところはもう一回検証し直す必要があるということで、これは我々も夏ごろにいろいろ議論をしました。それで、結局、結果的には原発というのは実は一番コストが高くなる可能性が高いというのが我々の結論です。もう政策コストを含めただけでも、モデル計算じゃなくて、過去実績で見ただけでも、もう既に火力より高くなるというのは32ページに大島先生がちょっとレポートされてます。

それで、モデル計算でいく場合は、事故コストをどれぐらいに見積もるかというのが非常に大きな影響を与えてきます。それから、交付金を支払うその地域、これがEPZが拡大するので、何倍にも増えるんですけれども、それがまた大きく影響するんですけれども、事故コストは今、政府がやっている試算では、この間の事故は6.8兆円ぐらいだという前提でやっています。この6.8兆円というのは、もう全然足りないというのがはっきりしてきています。特に除染がもうどんどん膨らんでいま

して、10兆円でも、もうもちろん足りないという感じになって、日経センターの試算では、20兆円から75兆円という試算が出ていますが、これも要するに福島程度で終わった場合ということです。あれは非常に幸運なことにあれでとどまっているわけですが、さっき近藤メモにあったとおり、一歩間違えば関東地方が壊滅するというぐらいの事故があり得るということです。ドイツなんかの試算では、ドイツの原発1基で最大6兆ユーロの損害があるという試算。これはドイツの保険業の協会みたいなフォーラムがあるんですが、その試算では6兆ユーロというのが出てますから、600兆円とかもっと為替レートの換算によりますけれども、それぐらいの最大被害が出てもおかしくないと。これを例えば保険でカバーするということになれば、そうするともう1キロワットアワー何千円、67ユーロというのが出てますけれども、これちゃんとやっぱり保険業界で試算をしてるんですね。そうすると、1キロワットが6,700円なんていうのが出てる。こういう保険を掛けると言ったらもうそれだけで禁止と等しいというようなコストになるんですが、そこまでいなくても、日経センターなんかが出しているその福島ぐらいで終わったらという程度で試算をしても、やはり原発のほうがかなり高くなるという試算結果が我々には出ております。これはページで言うところかな、ちょっとページが出てこないで飛ばしますけれども、そういうことです。

それから、世の中で非常に誤解を受けているんですけども、なかなかこの誤解が解消されないんですけども、原発をやめると電力料金が2倍になるという報道が大々的に行われて、その後もまたそれを引用するような報道なんかは何回もなされているんですが、実はこれは大きな間違いであります。これは、211ページに、211ページじゃないな、212ページ以降に出てるんですけども、政府がやった四つのモデルの試算というのがあるんですね。212ページ、下のほうにありますけれども、ゼロシナリオと15とそれから20から25というシナリオを三つ並べてますけれども、結局、どのモデルにおいてもほとんど電力料金はそんなに変わらないんです。つまり、原発をやめたから高くなるんじゃないくて、これが何で上がっているかというと、一つは化石燃料が将来的に上がっていくという想定を置いていますので、それで上がる部分と、それからCO₂の制約をどれくらいかけるかという、CO₂の制約をこれかけるということになっているんですが、そのCO₂を例えばクレジット取引で、市場で取引したとした場合のコストを安いものは3,000円とか5,000円、高いものは5万円とか8万円とか、そういう違いがあって、そこを大きくすると高くなる方が大きいということなんです。そういうのを見て、例えばゼロシナリオだと、2万円になるという試算があります。これはもともと2010年、1万円とした場合のどれくらいになるかということなんです。それで2倍になるんだという報道はなされているんですけども、その2倍になるという試算においても、15%、あるいは20から25%のシナリオでも結局1.8万円になるということで、大して違わないんですね。これしかも2030年の話です。そこら辺が非常に誤解を招いているんだろうなと思います。

つまり、何が言いたいかというと、原発は安いというのは間違いであるということです。原発を使って電力料金を安くしたいのであれば、それは可能なんです。それは何かというと、事故のリスクは一切考えない。それから、安全のためにいろんな追加投資とか、そういうものはしなくていい。何年かの間は事故が起きないだろうということを想定するという、それを政治判断でやるということだと思いますけれども、事故が起きませんようにということを神頼みしながら、そうやっていても、核のごみが出るということだけは排除できないので、このごみが出ることについて、教会に行って懺悔をしながらという選択をすれば、原発を使うと安いですよということを言っているだけなんです。

でも、もし真面目に安全の問題をしっかりとやり、かついろんなリスクについて、ちゃんと保険なりなんなりでカバーしてくださいよということになれば、原発は高いので、原発をどうしても動かしたい。例えば、原爆をつくりたいから、原子力の技術を維持したいということで、原発を動かすんだったら、本来は非常に高い電気料金を課さなければいけないというのがもともとの絵です。ですから、その考え方を変えないと、原発が安いという前提で、だから、そっちにしたいという議論を許していると、非常に間違った方向に行く可能性があるなということでもあります。だから、そこは、ドイツは非常にそういうことをちゃんと保険でやったらどれくらいになるのかとか、そういうことを議論し

た上で、だったらやめたほうがいいんだということになっているということだと思います。それはコストの問題です。

それから、さらに、コストの問題、またちょっと置いておいて、でも、とにかく公正なルールをちゃんと課すべきじゃないかという議論があります。これも余り異論が、一般論としては異論がないというふうに思いますが、この公正なルールというのは何でしょうね。基本的には、ほかの産業に課されている普通のルールが原発にも課されるということだというふうに理解してまして、これはこの資料だと183ページの一番下のほうに、今、これちょっと例示的に置いてますけども、普通の工場と比べながら、例えば、普通の工場だったら、当然、安全確保というのはその事業者がやるんですよね。それから事故が生じたら、当然、事業者が損害賠償、これはお金が足りないから勘弁してくださいなんて、そんなこと言わないんですよねと。それで、当然そういう事故にも備えるんですよねと。何か一度、事故があったら負担に耐えかねますというのであれば、保険をかけるんでしょうねと。

それから、何か物をつくって、ごみが出たというのであれば、当然、それは自分で処理するんでしょうねと。これは処理できないって、そこら辺に野積みにするというような工場であれば、操業は認められないはずですよ。

それから、普通の工場でというか、普通の事業であれば、当然、独占は認められないと。自由競争を基本として競争してください。それから、原発だけに特定の助成が与えられるということもない。あるいはそこをその立地地域に、毎年毎年、補助金を出すなんていうことも、そんな特別な優遇措置もないでしょうねというようなことをずっとやっていくと、というのが公正なルールでしょうと。これをもし、今すぐ全部この義務を果たしてくださいという、これも即ちゼロになるわけですね。基本的には。そういう、ですから、安全のハードル、それから経済的コストのハードル、それから公正なルールのハードルというものを課していくと、基本的には即ゼロになってしまうというのが我々の見方です。それでもなおかつ、いやいややっぱり動かすんだというのを政治的に判断するというのは、もちろんそれはあり得るんですけれども、そんなことを本当にするんですかということを我々は言いたいということです。

それと、もう一つ、これは経済シミュレーションを幾つかやっているんですけれども、やはり化石燃料というのは基本的に上がっていくという前提でやっているんですが、脱原発というのを決めないで、決めないと、電力会社とか、経済界は当然、原発維持で進めてほしいという前提で活動するわけなんですけれども、しかし、そういうふうに例えば3年から5年、じっと待っていて、原発をつくるぞ、つくるぞと言っているんだけど、やっぱり無理だったというふうになる可能性が高いんです。そうすると、途中でシナリオが変わるわけですね。原発維持シナリオからやっぱりゼロになるようなシナリオに変更すると。この場合のほうが、コストが非常に大きくなるというシミュレーション結果が出ています。それはある意味、常識的に考えると当たり前なんですけど、化石燃料に突然、原発待っているんだけど、やっぱりだめだったと言って、そこから始めるということになるので、その場合は、コストが非常に大きくなるということになるということも重要なポイントだというふうに思っています。

そうすると、今度は、そこからずっと言われている、だけど、そんなことを言ったって無理じゃないかという議論が最後まで残るんです。そんなことを言ったって、そんなに再生可能エネルギーなんてふえないし、無理じゃないのという議論がありますけれども、まず一つ、重要な事実として、日本の省エネの可能性です。これは政府は非常に低く見えています。2030年までに10%ぐらいしかできないという想定を置いているんですけれども、これが非常におかしいですよ。なぜかと言うと、日本の省エネというのは、実は、経済界が常に言ってますけども、日本というのは省エネはやり尽くして、乾いた雑巾を絞るようなものであるということなんですけども、皆さん、驚いた方いらっしゃると思いますが、ついこの間、経産省が発表してましたけど、日本の産業用モーターのエネルギー効率というのは、非常に低いと。産業用モーターというのは、産業の電力の中では最大の電力消費をするものなんですけども、これが非常に効率が悪いって。ええっ、という感じがするんです。何でそうなって

いるかという、70年代、80年代がオイルショックで第1次、第2次オイルショックに対応して、物すごい勢いで日本は省エネを進めた。物すごい血のにじむ努力で、これは世界にも称賛された。その成功体験があって、日本は省エネはすごいんだというふうに思っているんですけども、実は、欧米では、90年代、それから2000年代に物すごく省エネが進んでいるんですね。そうすると、そのときにどんどん新しいものを入れたので、日本はまだ70年代、80年代の機械を使っているんです。特に、産業のロボットとか、そういうものは違うんでしょうけれども、建屋の空調施設、工場の空調施設とか、クリーンルームの空調施設とか、そういうのは古いものを使っているんで、非常にエネルギー効率が低いというのが実態でして、これはシミュレーションをやってみてみても、植田先生のシミュレーションでも、2050年までに最大70%省エネ可能というのが出ていますし、それから我々のほうでやったものは、これは非常に現実的に今ある技術だけ、要するに既に商用化されている技術で、しかも無理やりそれを導入するのではなくて、一応、機械の寿命が来たときに必ず取りかえるという想定を置いて省エネをやる。つまり、無理やりの省エネではなくて、普通の省エネなんですけども、それをちゃんといろんな技術基準を決めたりとか何とかという規制を多少入れたりと、あるいは助成措置というのも要るでしょうけれども、そういうことをやると、それだけで2030年までは3割、省エネが可能であるという試算も出ています。そうすると、2030年に3割省エネできるんだとしたら、電力コストというのは、もし3割上がっても、相殺されるんです。という考え方、政府のほうは10%ぐらいしかできないと言っていますが、去年、おとし1年で6%できていますから、それをどういうふうに考えているのかなというふうに思いますけれども、1年に6%毎年できるということはあり得ないと思いますが、30年までに3割省エネというのは、十分可能であろうと。そうすると、再生可能エネルギーがそんなに伸びないだろう、大変だとか、そういうことを余り考えなくてもできるんじゃないかということが言えます。

一方、もちろん再生可能エネルギーやらなくていいと言うんじゃないで、これも明確に目標を定めれば、ドイツの例というのを見れば、物すごい勢いで進んだわけですね。ドイツもやっぱりそんなにできるとは思ってなかったんです。最初は、ドイツで何年かごとに見通しを出していますけれども、再生可能エネルギーのコストと、それから発電量、これが両方ともいいほうにいいほうにどんどん外れていまして、片一方は、どんどん予想よりも下がる。また予想よりも下がる。発電量も予想よりもふえる。またちょっとすると、その予想よりもまたふえるということがずっと起きているということで、それをモデルで再現するということは基本的にできないんですよ。そういう構造が変わっていくというのは、モデルというのは基本的に過去のデータを入れて、それを式にして伸ばすというだけの作業ですから、根本の構造が変わるということをモデルで推定するのは難しいということもあるので、我々はそういうことを勘案すると、2030年ゼロというのは、決めさえすれば絶対できるはずだと。ドイツではそういうやり方を今、しているわけですね。決めちゃえば、何が何でもとやればできるだろうということでやっているわけですけども、日本の場合も、それをやればできるであろうというふうに考えています。そういうことを総合していくと、一番いいシナリオというのは、とにかく今日、明日というのは難しいかもしれないですけど、多分、2年、3年動かないです。原発が。ですから、それはある意味、時間が、余りいいことじゃないかもしれないですけど、時間があるので、とにかくなるべく早くゼロという方針をみんなで議論して決めると。そのときには、遅くとも2030年というのはできるでしょうと。だから、2030年より遅い時期を決める必要はないので、遅くとも2030年、議論していくうちに、原発がゼロなんだし、もっと早くしなくちゃいけないよという議論になるかもしれないので、それはできれば前倒しをすればいいんですけども、2030年より後ろにすることなく、原発ゼロというのを早く決めるというのが一番いい方策ではないか。

ただ、今やっぱり原発に今まで頼っていましたので、それから地域に頼っているところもたくさんあったし、そして原発をやめても既に出てきたごみはあります。そういうものに全部答えを出さなきゃいけないわけですね。これは膨大な作業です。例えば法律をいろいろ変えるというだけでも恐らく7、80本出てくるでしょう。だから、原発ゼロと決めれば、経済界はそれに従って、新しいビジネスを求めて動いていきますけれども、いろんな制度的な問題、あるいは社会的な問題の答えというの

は、対応するべきことは膨大にあるので、これを先延ばししてやろうとすると、後々やっぱりできない、できない、どうしよう、どうしようということになってしまうので、早くこれに手をつけるべきじゃないかということで、後ろのほうに書いておいたんですけども、早く準備委員会のようなものをつくったほうがいいんじゃないかと。これは国会と政府とそれから自治体と、それからやっぱり今回重要なのは民間です。民間の声を吸い上げながら、そういう知恵を出していくという、オープンソースのイノベーション的なそういう発想でやっていく必要がある。今まで日本は国策、民営とかいって、原発を国策だと称してやっていたわけですが、この国策というのが、決して民意に基づく国策ではなくて、自民党と電力会社と経済界が一体となって、それを国策にしていたんですけど、今回は、本当に民意に基づく国策というのをつくっていく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、そういうことをやっていくと、経済的な問題として、電力会社の経営の問題が出てきます必ず。それで、これは圓尾さんの試算などが出てまして、要するに今すぐゼロと決めちゃったら、それはすぐ破綻ですよという、会社によって違いますけど、平均的に言えば破綻ですよという話が出ています。それで、ただ、私は今すぐゼロと多分決まらないでしょうから、そういうことは起きないと思いますが、だんだん、ここは廃炉にするしかありませんねというような形で、段階的にこの原発はだめ。やっぱりこの原発はだめというふうになってきますので、段階的にそういうショックが生じるということになるんだろなというふうに思います。

それにしても、やっぱり破綻の危機というのは必ずあり得ると。それから電力システム改革もここにいろいろ書いてます。ちょっと時間がないので、はしりませんが、基本的には競争がどんどん促進されるという方向を目指していくべきだということで、発送電分離はもちろんなんですが、発送電分離も政府が言っているような法的分離じゃ不十分で、所要の分離は要るべきだということもここには書いてありますが、そうやって本当に競争を促進すると、原発をやめるやめないと関係なく、競争に負けて破綻する電力会社というのが出てきます。ですから、その電力会社を破綻処理をどうするかということも、今から議論していく必要があるなど。その場合に、一つは、原発が動かないということについての負担を圓尾さんも三つのやり方があって、一つは普通に破綻させればいいじゃないかというのが一つ。それから、電力料金でその分、需要家に負担させる。もう一つは、税金で支援して何とかもたせると、こういうことなんですけれども、何らかの補助的な措置というのが、結果的に必要になる可能性はあると思うんですけれども、まずはやっぱり破綻処理をするのを原則にしたほうがいいなど。そうしないと、それによって、これはやっぱり経営の問題ですので、株主や銀行の責任を問う。そうすると、全部が一遍に破綻するということはないでしょうけれども、恐らく10兆円近く、株主や銀行が負担をすることになると思うんです。そうすると、その分、逆に消費者や政府は負担を免れるということになる。まず、それをやって、ただ、それをやった場合に、何か本当に混乱を生じるという何か具体的な危険というのが思いつくのであれば、それを避けるための特別な措置というのを付加的に実施する必要があるのかな。

それから、安全基準が厳しくなったので、電力会社がかawaiiそうだという議論があります。電力会社がみんなそういうことを言い始めていますけれども、これは我々の議論では、およそ想像できないような何か理不尽な安全基準ができれば別なんですけれども、そもそも原発みたいな危ないものというのは、これはあらゆる努力をして絶対に事故を起こさない努力をするというのは、原発を持っている以上、当然の義務である。ですから、例えば、独占法を守っていて、事故を起こしたら、免責ですということにはすべきじゃないというふうに思うんです。特に、日本の電力業界の場合は、斑目さんが言っていたとおり、世界中でどんどん安全基準が厳しくなっていることは知っているわけです。だけど、何かそういうことがあるたびに、みんなで集まって、どうやったら日本に適用しない理屈を考えられるかというのをみんなで集まって議論しましたと斑目さんが言ってますけれども、つまり、今、アメリカの基準がどうであるかというのは、知らなかったかもしれないですけど、少なくとも知っているべきでありますし、そういう最高水準に変わりますというときに、それはとんでもないことだから、負担は国に求めますというのは、理屈が通らないだろうということで、世界中、いろんな国で政府が安全基準を厳しくしたために廃炉になるという例は枚挙にいとまはありません。普通に起き

ていますので、これは基本は電力会社の負担だというふうに考えるべきだということもどこかに書いてあります。

すみません。非常に長くなりました。大体我々が議論してきたところはそういうところで、とにかく早く、まず一つは、原発が動かないんじゃないかという現実を率直に受けとめるということ。そして、動かないのであれば、動かなかったらどうするのだろうというシナリオを早く考えることが大事だと。そして、早く脱原発の原発ゼロを目指すという決定をして、それに備えるためのさまざまな措置に、準備に取りかかっていくべきだというのが大体の考えであります。

以上です。

(堺屋特別顧問)

よろしいですか。今、2030年原発ゼロというのは、私もかねがね賛成なんですけども、ちょっと議論を長いタームで言いますと、私はずっとエネルギーにかかわってまいりました。まず1970年。このときは原発大礼賛でありまして、何とかして万国博覧会に原子力の電気を送らないといかん。これでつくった基準がええかげんだから、今の敦賀のやつがちょっとええかげんなんですね。その次に、73年に石油ショックが来る。このときは原発をつくらなかったからと言った田中内閣が75%の支持率が20%に一発で落ちちゃったんです。おまへたちは、新幹線とか道路とか言って原発をつくらなかったんじゃないかと。このときは、物すごいパニックが起きました。買いだめだけじゃなしに、物価が年間で25%ぐらい、年間20%以上も上がったんです。それで省エネも物すごく進みました。日本は原発をつくらないといかん。このときに、どどっと入れたから、今の基準がよくなかったんです。慌てて入れたんです。それで猛烈に原発をつくらないといかん。省エネもやらなきゃいかん。省エネもこの年、3年ぐらいで30何%進んでいるはずです。今のようなのんきではなくて、全国みんなエネルギー問題に燃え上がったんですね。その次に起こったのが、86年のチェルノブイリのときです。揺り返しが来まして、今度は原発は危ないんだという話が来ました。そのころからドイツがコール首相でしたけども、原発を怖がり出すということが起こって、それで日独伊と米仏露中、大対立。第2次大戦と同じ構図になるんですね。それで、ドイツの計画を御存じだと思いますが、風力発電をつくるために、揚水発電で電気をためなきゃいかん。それでチェロルの谷間に今、200カ所ぐらいやっていますが、ハッ場ダムクラスの揚水発電所をつくるんですね。これができるかどうか、日本にはちょっと難問題です。なかなかハッ場ダム一つでも申しておりますから、あれを200ぐらいつくるとなると、日本中。もちろん、ドイツの場合は、スイスとか、よその国にそれがあります。それからスウェーデン、ノルウェーからも輸入しているんです。そういう利点があるので、いけるかもしれないということですが。その次に問題になったのは、この2000年のテロです。あのときからまた中東は危ないということになりました。最近もアルジェリアで中東が危ない。それからイランの核開発で中東が危ない。アメリカは、シェールガスになったから中東から手を引きますから、今度は油断が起こったら日本が自分で処理する以外に油の持てきよがなくなると、こういう極めて危険な状態になります。

ガスで輸入したらと言いますが、あれは氷点下で164度に冷やしてないといけませんから、極めて貯蔵が困難で、現在も61.2日分しか貯蔵がありません。石油ショックが起こったときの石油の備蓄量よりも少ないんですね。だからこれ、もし何かが起こったら、国際的紛争が起こったら、日本はそのときにまさるほど危険な状態になっています。考えてみると、日本という国は、一つはエネルギー資源は全くないという条件があって、地震国です。だから、イタリアはずっと原子力をつくっていないのは、あれ地震国だからなんですね。日本はそれと国土的条件が似ております。

2番目には、イタリアやドイツと違って、エネルギー線、パイプラインと電力線が全くつながっていない。完全に孤立した国、この大エネルギー市場で完全に孤立しているのは日本だけなんですね。これにいかに対処するか。この条件を全く無視して、エネルギーの議論をしては非常に危険です。

それから、3番目にやっぱり日本はブータンのようにはなかなかないから、エネルギーの消費量は結構あるということですね。エネルギーの備蓄をしよう、石油を備蓄しようというのも、これな

かなか大変な話で、石油タンクの危険性というのも大きく、盛んに地震で揺れたとき、石油が漏れるという、最近また東京湾周辺が石油タンクが多いから危ないというのも言っておりますが、その三つの条件、エネルギーを大量に消費する国で、地震国で安全性が極めて低い、危険性が高い。そして、エネルギー的に孤立していると。この三つの条件を満たさないといかんわけですね。そうすると、最近、原子力のことだけ言われますけども、ほかの起因というのも、これ過去の話から見ると、日本の世論というのはめっちゃくちゃ揺れるんですね。時には原子力は作らなきゃいかんと言ったりとか、原子力つくったらいかんと言ったり、これやっぱり、それからそこへ96年には大気汚染問題、京都議定書の大気汚染問題がありました。こういうことを考えると、やっぱりこの新設はまずできないでしょう。おっしゃるとおり新設はできないだろうと思います。それで既存のものをどうして使っていくかという議論が残るんですが、急にやめられないという議論も残ると思います。そしたら、今の技術で危ないやつを動かすのかという議論になりますけど、これはやっぱりある程度、時間を稼ぐ意味では動かさざるを得ないんじゃないか。大事なのは、そういう条件にある日本は、国防上、極めて有利なんです。エネルギーとしては極めて不利けども、国防上は極めて有利なんです。だから、そういう条件にある国土として、自然エネルギーを再生可能エネルギー、早期的にどうやって確保するか。こういう具体的な計画を示さないと、原発あかん、あかんというだけでは話が進まないと思うんです。その長期的エネルギーに関して、再生可能エネルギーに対して、非常に私たちが考え方を変えなきゃいけないのは、今、日本は土地余りの国なんです。

よく太陽光発電は東京、山手線の中を全部パネルを張っても、せいぜい原発1基分だと。140万キロワットしか出ない。あれは山手線の内側はいかに狭くて、機能が集中しているかを言っているの、現在、日本国内にあるビニールハウス、これは4万8,000平方キロあります。それだけ張ったら、原子力発電所、現在の50個より多いんです。それぐらい土地余っているんですよ。だから、これをいかに大量生産し、安価にし、税制で優遇し、日本も2030年までにエネルギーで、ガソリンはだめですけども、電気で独立できる国にするという計画をこの大阪から打ち出したらいいと思うんです。そして、今、再稼働はちょっとしないといかんかもしれないけど、だんだんやめていくと。2030年ゼロという方針を固めて、それに向かってどういう制度をとっていくか、大阪府下だけではだめですから、近畿地方でも土地余っているところ、ようさんありますよね。そうすると送電コストも短いんです。今おっしゃったように、電力会社が破綻するなら、送電線を売らせばいいんですよ。私は、あれのときに、カギの電気通信担当大臣だったときに、NTTの路線を開放した。そのときに、経産省も同じように電力回線を開放したはずなんですけど、ええかげんなつくり方をして、担当大臣がええかげんなつくり方をするから、5年ほどで元に戻ってしまったんですけど、あれは私たちのやっている電気通信法と同じ制度にのせたら、今時分、送電線は自由化されているはずですよ。電力取引所ができています。それは非常に現実的な話なんです。だから、自然エネルギーをこうやってつくって、2030年には原発ゼロにして、日本の電機はこれぐらいだと。大体私の試算では、キロワット20円ぐらいで太陽光はいけます。今、42円とか、めっちゃくちゃに高い値段をつけておるので、あれはむしろ、原子力をおだてるために高くつけたのではないかと思われるんです。というのは、私、サンシャイン計画で自然エネルギーの計画をやっているんですが、あのときは屋根につける計画をしていたんです。それが今でも尾を引いているから高いんですね。のっばらへざっと今の休耕田から斜面まで使ったら、20円で確実にいけます。そしたら、今は化石燃料よりもかなり高いですから。大体化石燃料は、過去の例を言うと、10年で3倍になります。10年ごとに3倍になります。だから、20年間耐用年数あったら、安くなるはずなんです。そういうのを大阪のエネルギー提案として、再稼働は一時は安全な分はあれだけど、新設はやらないと。そして、そのかわりに日本のエネルギーの完全な独立を目指す。日本の国土というのは、地震もあるし、台風もあるし、危険なんだから、それにふさわしいエネルギー立国を目指すんだというのをきちんとつくられたらいいと思いますね。

(古賀特別顧問)

ありがとうございます。

それでは、ちょっとすみません。大事な話を一つ抜け落ちてまして、今、堺屋先生、おっしゃった本当だったら電力取引所ができていたはずだとか、これからそれを何か日本はようやくやっつけていかななくちゃいけないんですけども、どういうことをやるにしても、非常に重要なポイントというのがあって、それは村上先生のほうがずっと主張しておられるデマンド・レスポンスというのをやっとな今、日本で動き始めている。その可能性について、ちょっと簡単に教えていただけますか。

(村上特別参与)

委員をおおせつかっております、村上と申します。もともとコンピュータとか、インターネットの世界で仕事をしてきた人間であります。4年前にオバマ政権が登場して、スマートグリッドという新しい電力システムの推進というのを打ち出したとき以来、私は経産省の産業構造審議会の情報経済分科会の委員もおおせつかっております、そこでスマートグリッドの日本における推進も提唱してきたものであります。3・11という不幸な事態を受けて、電気が足りないという流れの中で、そのスマートグリッドの一環として、デマンド・レスポンスというやり方があるということと同じように経産省の産業構造審議会情報経済分科会で主張してまいりまして、昨年、ちょうど1年前、この委員をおおせつかって以来、もっぱらその部分を同じように、特に関西電力さんに、是非この仕組みを取り入れていただきたいというお願いを委員会としてするに当たって、そういうものをまとめさせていただいてきております。ページで119ページ以降、5ページほどにわたってその部分をかいつまんで申し述べさせていただいておりますので、簡単に御説明さし上げたいというふうに思います。

119ページにグラフが載っておりますが、これも先生方皆さん、よく御存じの日本の電力需要曲線と呼ばれる典型的な日本における電気の使い方でございます。横軸が0時から24時、1日の電気の使い方でありまして。縦軸が電力量というふうになっておりますが、つまり電力が足りなくて、昨年の夏、大いに心配された大停電に至るというのは、この縦軸の電力量、これは瞬間の電力量、キロワットと呼ばれる単位であらわされるものであります。そのちょうど午後の2時から3時にかけてのところにピークを迎えるという、こういう使い方に起因するところが大きいということを再度、強調しておきたいと思っております。それに対して、これまでの国のいわゆる安定供給体制と呼ばれる電力システムは、このピークを賄うに足る、いわば膨大な発電設備を設けて待ち受けるという、そういう体制でありました。

しかしながら、エネルギーという観点からの電力は、実を言いますと、この電力需要曲線と時間軸のつくる面積がエネルギーであります。今、お手元のプリントでは、灰色に見えている部分の広さがエネルギーであります。そうしますと、一度この電力需要曲線なるものが、もしも真っ平らにできるということは、面積はそのままにして、もちろんそのエネルギーというものは、古賀委員がおっしゃられたように、面積自身を省エネにしていこうという努力は片一方で必要なんです。とりあえずそれを置いたままにして、その面積、エネルギーを確保しつつ、しかしながら、このピークを下に下げる。その部分もこの谷の部分で賄う。これをピークカット、ピークシフトというふうに呼称するわけでありまして。けれども、もしもこの図形がこういう山なりの形でなくして、長方形に近い形、つまり瞬間の電力必要量が真っ平らにできるとするならば、発電設備という残念ながら、結果としていい悪いは、先ほど来の議論がありますけれども、ベースロードを支えてきた原子力が毀損しているという現実を見たときに、もしもこの図形を長方形、つまり、瞬間の電力必要量を真っ平らに近づけることができるならば、かなりの問題が軽減されるということが、この図から読み取れるわけでありまして。それに対して、どのようにすれば真っ平らにできるかと言いますと、当然ながら、2011年の夏は強制力、つまり罰金刑を科すという形で強制的にカットを要請いたしました。あるいは、一般家庭に対しては、犠牲的精神と言いますか、ボランティア精神と言いますか、15%のカットに協力するようにと。いうそういうお願いで乗り切ったわけでありまして。けれども、昨年の夏の乗り切りということに関して、デマンド・レスポンスという仕組みで、経済合理性に基づいて推進すべきじゃないかと。どういうことを申し上げているかと言いますと、カットした部分、あるいはシフトをした部分によって生まれる、

需給が逼迫したときの節電量を発電量とみなす。需給が逼迫しているときに、それを助ける意味で節電するというのは、発電に相当すると。これをネガワット発電という言い方をするわけであります。それを電力会社は積極的に買い取る。あるいは複数の電力会社にまたがるような場合には、買取の競争ということが起こりますので、ネガワット取引、あるいはそれを市場性に基づいてやる場合には、ネガワット買取市場、取引市場といったそのような方向を目指すべきではないかということを戦略会議の方向として、関西電力さんをはじめとして、実施を申し入れてきたわけでございます。

結論を申し上げますと、123ページをごらんいただきたいんですけども、各電力会社それぞれにこのデマンド・レスポンスの推進に取り組み始めているところであります。全部に触れるわけにはいきませんので、最も関心があると思われる関西電力さんの事例を123ページのイというところに書かせていただきました。ちょうど1年前に始まったこのエネルギー戦略会議と関西電力さんとの協議の結果として、関西電力さんは、昨年の夏に、需給逼迫時にネガワット取引を行うということを約束されました。基本的には、残念ながら大飯の原発を炊くという形で、需給逼迫という事態がそれほど喫緊の形で登場しなかったということもありまして、最終的には8月30日と9月5日、これはせっかくそのような制度を設け、準備をしてきたのであるから、やはりここでどういうことが起こるかという知見を得るべきではないかという積極的なお考えで実施されたものと判断されますが、契約の2,658キロワットの参加の中の90%以上の削減が達成されたという結果が出ておりまして、十分、信頼性のある供給量とみなせることが判明しております。他の電力会社さんの実施状況についても、同じような結果を得ております。

もちろん、課題はまだありまして、電源を炊かないで、安いネガワット電力が手に入るという場合においても、どうしても電源を炊くという方向に電力会社さんの方向が出がちであるということがありますので、このデマンド・レスポンスの発動条件といったものを公に整備する必要があるだろうとか、あるいは一番難しいところでもありますけれども、報酬の単価を設定するに当たって、どこからどのように節電したのかということを決める必要があるんですが、これも各電力会社さんの主導で行われているところを、より公な形、つまりきちっとしたネガワット市場という形での整備の方向性が出てくるべきではなかろうかというふうに思います。

あるいは、電力会社さん、それぞれ実施するに当たって、系統の安定目的ということがもちろん重要ではありますが、もう一つ、経済合理目的という、先ほど来、申し上げておりますように、炊いて調達すべきなのか、ネガワット発電という形で節電として調達すべきなのかというあたりのところで、部門間の考え方に若干の差異がございますので、そのあたりのところの方向性みたいなものを整備する必要があるかと思えます。

おおむね申し上げますと、この片側には、もう一つ、通常のいわばポジワット市場と申し上げたほうがいいと思いますけど、堺屋先生のお言葉にも出てきておりましたけれども、電力市場というものがやはりきちっと成立して、それとのリンクの上で、単一の市場としてのネガワット市場というものも公設の公正な取引という形で実施されていくべきだろうと思いますので、電力自由化の一環として、デマンド・レスポンスが、せっかく始まっておりますので、ただひたすら電源を確保しなければだめだという供給側一辺倒のアプローチだけでなく、需要家側からそれに積極的に応えていくデマンドサイドマネジメント、中でもデマンド・レスポンスといったものの公的な制度としての整備、推進が今後とも行われることを強く要請したいと思います。ありがとうございました。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

すみません。ちょっと事務局としてなんですが、すみません。我々の時間設定がまずくて、予定時間を超えております。ちょっとこの件について、少し時間設定をさせていただいて、全体としては7時15分ぐらいに終わらせていただきたい。あと残りの件、事務局の報告はそんなにかからないと思いますけれども、その範囲内で少し御議論をいただくということでお願いをしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

(堺屋特別顧問)

今の電力取引所を大阪につくるということは可能ですかね。今、東京につくるって、2005年に閉店状態になっているんです。一時は三越も高島屋もそれからスーパーマーケット、コンビニもみんな買いよったわけですね、マーケットで。ところが、現在、2%までまだいってないと思うんです。そのまま閉鎖状態になっているんですけども、今言われたような余剰電力の売買とか、そういったものが大阪市場につくることができますかね。大証に1回掛け合って、議論はそういう議論、物すごく何百回やっているんです。2000年のときにも。ちょっと通信はどうだ、何とかはどう。変わらないのを通信がなぜ変われなかったかという、クロスバー交換機を償却するまで変わらないと言ったんです。それが今おっしゃった省エネルギーが進まないのはなぜかという、現在のあれを償却するまで使わないといかんという、モーターをね。それで変わらないんですよ。ところが、電気を安く買える売買システムをつくったら、それは償却しても捨てても利益が上がったらやりますよね。だから、そういう取引所を具体的に関西地方でつくるとかね、そういう発想はできないでしょうかね。これは、法律は既にある、動いてませんけども、既にあるんですから、だから、今の御説明は非常に何回も聞いている話なんです、是非、具体的にどうやって取引をするのか、そのために時間極めのメーターをつけるのか、何かそういうことも義務づけなきゃいけないね。それで余った電気を今度は電力会社を買うのか、あるいは送電線だけ流すのか、その問題があるわけです。今、電力会社は買いたがらないから、送電線、自由化しなきゃいけない。そういうことを前提にして、例えば、大阪に取引所をつくるという提案をすると、これはかなりのショックになると思うんです。

(古賀特別顧問)

村上先生にちょっと補足してもらえればと思いますけど、関西地方といっても、物すごく逼迫する、逼迫すると言われたんです。だから、環境としてはそういうものを非常に必要としている市場があるわけですよ。だから、普通に考えれば、大阪発でそういう市場が関電中心にできて、そこに機会があれば入れるわけですから、どんどん引っ張ってくる。例えば、北陸電力もどんどん送電してください。取引に入ってくださいよというのはやるのはインセンティブとして非常にあると思いますけど、ただ、多分、一番問題なのは、関西電力というのが余りそういうのが好きじゃないというその問題が大きいかなと思いますけどね。

(堺屋特別顧問)

もちろん、電力会社、大反対ですよ。だけども、例えば神戸製鋼なんて、発電所しているでしょう。ああいう鉄工会社とか、石油コンビナートとか、堺なんかでも土地空いているところで、電気を起こしたらという発電をして、そこへインディペンデントの電力会社をおこして、それが買って、また販売する。そしたら、物すごく例えば、百貨店なんかは夕方が高いんです。昼前より夕方が高くなるとか、野球場は夜が高くなるとか、需要がね。そういう変動ができますから、結構大きなインセンティブになると思うんです。それを議論だけではなしに実行するために、何年か後にこういう事由に基づいて、大阪に取引所をつくりますという提案をしたら、東京のやつもびっくりすると思うんです。

(古賀特別顧問)

おっしゃるとおりだと思います。そういうものがもし必要あれば、検討を、事務局でもやっているかもしれないですけど、送電線というか、自家発電で、それは自分の工場に離れたところに送るという、これはいいですよ。ですけど、それは要するに送電線を使うときの自分のところに置くのが、需要のうちの何割以上じゃいけない。いろんな規制をまたかけていたりするんです。それ今、経産省は緩和しようとしているんですけど、ちょっと非常にまだ中途半端。それを思い切りやれというふうにはなっていないので、そういうところを提案したりして、大阪でそういうのをやらせてもらえば、こういう可能性はありますという、提言をしていくというのは1つあります。

(堺屋特別顧問)

似たようなケースで、通信線ね。あれNTTが持っているわけなんですけども、あれにソフトバンクもKDDIも乗せたものだから、あっという間に4万件しかなかったブロードバンドが2,000万件になって、値段が4分の1になったんです。そのときも当時、まだ郵政省がありましたけど、NTTの試算では値段は17%しか下がらない。本数は4年間で倍にしかならない。アメリカのバシブスキーという通商代表に対して日本の政府は、郵政関係者、総務関係者はがんがん反対しておったんです。やったれって。やったら何のことはない。2,000万本になって、値段は4分の1になって、世界でも安いほうに、最も安いほうになったんですね。それまで、何で反対していたかということ、ISDNというやつをやりたいと言ってはったのは、NTTが言っていたのは、クロスバー交換機の償却が済んでからだということだけなんです。そんなもの捨ててやれと言って、それでやらせていたら、NTT、ようもうかってますよね。だから、東京でもあれ川崎の昔の日本鋼管とかから買っているんです。あの三越百貨店は。電気をね。だから、それを大いにできるような仕掛けを関西地方。関西で電気使うからといって、何も関西につくらなくても、北陸から買ってでもいいし、そういう仕掛けをつくったら、何年計画でこうやってくるといふ計画を出したら、相当インパクトがある条件になると思いますよ。

(橋下市長)

25回ですかね。検討会をしていただいたのは。物すごい会議重ねていただきまして、今日は府市統合本部が8日ということで、さまざまな課題とまた議会の関係もあって、この日程になりましたので、もちろんまだ最後、まとめるときに修正とか、そういうことで急に8日ということですから、時間がなかったということであれば、この期限は8日に限りませんので、最後、まとめていただきたいと思いますが、本当にいろいろ御議論、年間通じて御議論いただきまして本当にありがとうございました。

ちょっと御議論いただいて、ちょっと気になるところは、これ府市エネルギー戦略会議ということで、なぜこれを立ち上げたか、計画停電というものが大飯の原発の前後にいろいろあって、あそこで十分な府市の対応策、万全の体制を築くことができなかったのも、僕らとしてはやはり関西広域連合の中でも、大飯の原発再稼働容認というそういう方向性に舵を切ったところもあるんですが、現実、その行政をやってますので、まず一つに今後、またとまったときにどうしようということで、計画停電についての対応を府と市で万全の体制を敷こうということで、関係局が動いてくれるということに今なってます。ですから、もし仮に計画停電にまたそういう話が出てきても、今度はきちんと病院とか、生命とか、そういうところに、お年寄り、また呼吸器をつけている人たちに対して生命の危険がないようなそういう体制を敷こうということで、今からまたそういうことで脅されないように準備をしておこうということで動きます。あとは、これ現実、府市エネルギー戦略会議のほうは、僕ら、日本維新の会の幹部を務めてますけども、政治と行政の役割分担と言いますか、政治と行政を混同させないように、エネルギー戦略会議のほうもこれは維新の会のための会議じゃないということは、表明していただいたと思うんですが、であればこそ、やっぱりこれ行政であれば、やることを具体的に、どうしていくのかという手順がないと、行政はこれ動けないところがあって、皆さんの議論を聞いて、今回、府と市で予算化したものが幾つかあります。途中の議論を引用して、部局のほうを考えて、今回、府のほうでもコジェネの促進とか、病院の自家発とかで何か打ちましたね。

(橋下市長)

市のほうもいろいろ組み立てて、スマートエネルギーセンターというものも設立して、太陽光の屋根貸しのあっせんをするそういうセンターをつくらうとか、そういうことをやっているんですが、あとは今回のこの議論を聞いていて、これはする、今のこの議論の中で、どうもちょっと僕はぼやっとやっぱりまだ腹に落ちてないところは、結局、委員会で具体的な工程は議論すべきだという提言にな

ってますよね。原発ゼロに向けての委員会で。ですから、なるというのはわかるんですよ。この安全基準とか、そういうものをきちっと設定して、公正なルールを設定して、こういうことをやれば、まあ、遅くとも2030年まで、もっと言えば前倒しにエネルギーの構造が転換するんだろうなと。そうになっていくというのは物すごいわかるんですが、もし、するということであれば、実はするための道筋というところを、どうしなきゃいけないのか、全体に国がやらなきゃいけないこと。それに合わせて自治体がやらなきゃいけないこと。そしてエネルギー戦略会議で議論していただいて、大阪府・市がやらなきゃいけないことというのは、全国の自治体にも大体援用できると思いますので、そうすると、市長会提案とか、知事会提案で全国の自治体もこういうことをやっていきたいと思いますというのを行政ですから、するということになると、道筋がすごい重要なというふうに思っているんです。というのは、今回、いろいろこの府市統合本部でさまざまな議題、あがっていますが、一つは新大学構想という府立大学と市立大学の統合というものが今回まとまってきたんですが、やっぱり、必ずそれに向けてのするという形で、こういう手順でということが必ずついて、じゃあこれでいまいしょうということで、今日決定して、もう動いていくんです。もちろん、エネルギーの問題ですから、いくらここで決定しても動くかという、なかなか全部を動かすわけにはいかないんですが、ただ、全体の行程の中で、自治体はこういうところをやっていく。それをまず府・市でまず先行実施して、それを他の自治体に普及するということ。そろってするというのが、この行政として言えるのかなと。政治であれば、そっちの方向でいくんだというのはありだと思えますけれども、大阪府庁、大阪役所というこの立場でいくと、ということで、前回、エネルギー戦略会議に出たときに、いろんな政治の条件がいろいろあったんですけども、1回、2030年ゼロに向かっての具体的な道筋というところを是非、御検討くださいということで、皆さんにお願いしたところがあって、実はここで出てくる原発ゼロ委員会の前哨部分と言いますか、原発エネルギーの委員会でいろいろ議論してもらう。要はこれゼロに向かってどんな課題があって、核燃サイクル止めるときにこういう課題がありとか、原発が公正なルールに基づいていく、こういうふうにどんどんとまっていって、そのときにはこういうふうに何か考えなきゃいけないねとか、その道筋というところをちょっと期待していたところもあるんですが、その辺どうですか。なるというところはわかるんですけども、するということを行政で言うには、ちょっと道筋というところが必要かなという。

(古賀特別顧問)

ですから、要するにどれだけエネルギーを費やしてやるかという話なんです。論理的に考えていくという作業は、ある程度、できるんですけども、具体的なプロジェクトとか、これをやりますという話になれば、基本的には事務局がちゃんと考えないとできないことです。我々が月に1回か2回集まって、アイデアは出しますけれども、いろいろ府や市がやっておられるということって、我々のほうから何回も府や市にどういうことをやりたいのか教えてくれという話もしましたけれども、はっきり言って、一つも出てきてません。説明は一度も受けていません。説明をしたいという話も聞いてないですね。ですから、それではどれくらい市長と知事のほうで事務方のほうにやれというふうに言っていただけののかなというような形ですか。ここに相当入り込んで、もっといろんなスタッフ、たくさん抱え込んでやれということであれば、ちょっとやってくれる人がいるかどうかというのはあるんですけども、そういう体制でやると思います。我々の今の体制というのは、委員集まって議論をして、アイデアを出していくということで、実施のところ、例えば堺屋先生からもいろんな御提案もいただいているんですね。非常に私は、個人的には賛同して太陽光のあれもあって、事務局にはちょっと検討しておいてよということも言ったんですが、それは結局、帰ってきませんでした。だから、ちょっとそういう体制をどうするかというのを何か決めていただければ、それに応じて我々もできること、できないことあると思うんですけども。

(堺屋特別顧問)

むしろ府市のほうも何をやるかを決めてくれないと、体制つくれないと思うんですよ。大阪府市に

エネルギー対策何とかがあるわけじゃないから、これでこういうことをやりますと言ったら、それは何部というふうになると思うんですよ。だから、具体的におっしゃる理論は非常に誠実でよくわかったんですが、具体的にこういうコジエネをつけたら補助金を出すか、固定資産税も減免するか、何かこういうやつを出したら、それはできるかどうか、固定資産税の話やとか、それは消防法の話だとかということがわかってくると思うんですよ。だから、国に注文する目標とそれから府市でできることと、それから関電とか、民間企業に指導することと、三つに分けてそして投げたら、それは消防の問題やでとか、それは建築基準法の話やとかということがわかってくると思うんですよ。今、ちょっとそこが府市の方には捉えどころがないような感じが私はするな。

(河合特別参与)

この先生の考えに賛成で、我々一生懸命つくりましたけど、いわば、常任委員みたいな常勤の人がほとんどいない状況の中で、具体的なロードマップ、もしくはプロジェクトをつくるというのは、ほとんど無理だろうと。我々はこれで方向とゴールを示したので、それを今、市長がおっしゃるように、府にはこういう具体的にこういう注文を出す。府市はこういうことをやろう。またほかのところにも呼びかけようよという僕はやりたいです。全くそのとおり。そのためには、やっぱり脱原発委員会というようなものを、もしくはエネルギー問題検討委員会というのを常置して、そしてその中で練り上げていく。僕らと協議をしながら練り上げていくというようなことがやっていただけると、すごくいいなというふうに思います。

場合によっては、さらにこれをもうちょっとブラッシュアップ、もしくは具体的なプログラムを加える、ある程度ということをおともし期間をくださるのであれば、それはある程度可能だと思いますが、現実には、これで動き出せるぞというところまでやるには、常置委員会でない無理だと思います。

(橋下市長)

実際の局のほうは、これを受けて、やはり行政的に落とし込まないといけないので、二つに分けて国への提言と、それから府市でこの提言を受けてやれることを、きちんと行政的に検討すると。国のエネルギー計画の基本計画か何か、法条、それに基づいて自治体はまたいろいろやらなきゃいけないとかいうこの立てつけになっているので、それとの整合性も見ながらというところではあるんですが、それはちょっと置いておいたとしても、この提言を受けて、行政的にしっかりと実行のプログラムを検討するというのは、局のほうも考えているんです。

(河合特別参与)

それであと、市長がよくおっしゃるルールを、ほかの企業と産業と同じようなルールにすれば、自然になくなってくんじゃないかと。僕もそれも非常に賛成なんですね。その前にそれをさらに具体化して、これをこういうふうに平等にしたらこういう影響が出る。こうなるんじゃないかというような、さらにルール、適正化論をさらに具体化していくという作業も非常に説得力を備えるゆえんではないかというふうに考えます。

(橋下市長)

ですから、経済コストのところ、以前、古賀さんをお願いして、行程を見ていくときには、経済的なコストの部分も国民は皆さん見てますからということで、今回、この提言書、ちょっと僕、第1稿のほうを読ませてもらったので、これ今、追加になってますので、安全基準のコメントとか、佐藤さんが入れてもらっている最終版のこれは見ていないんですが、第1稿のときに経済コスト、見てやってもらいたい、新しいベースラインで計算し直すと、乖離率というのがえらい、乖離の額が縮小するという論で、2030年ということを見ると、GDPとかコストなんかでも問題ないだろうと。問題ないだろうというか、問題あるけど、小さくなるだろうと。だから、その道筋はどうなの

かなというところが気になっているところではあるんですけど、要はなる話はわかるんですけど、あとは安全基準についても、佐藤さんに急遽コメントを求めたのは、国が出している安全基準、具体的にどこが問題なのかというのが行政的には、そういう具体的な話が必要なので、コメントいただいたんですけども、要は政治のほうの力で何年に原発稼働期間を短くするのか、憂慮するのかということや安全基準の中には、多分、今の立てつけだと持ち込めないと思うんですね。だから、政治がやれるというのは、規制委員会の人事までであって、その人の考え方とかを考えて、人事をやるだけであって、1回そこに任せると、あとは科学的な議論のもとに、安全基準を策定していくので、その安全基準を厳格化するか、緩めるかというのは、政治の領域じゃないと思うんですね。そうすると、意思として、この安全基準論でいくのであれば、意思としてここまでにするという話をいくら言っても、安全基準の方でいくと、それはするという話じゃなくて、なるの話なのかなというところがずっと思っているんですけどもね。

(古賀特別顧問)

そこは、我々の大前提は、要するに倫理的にこれは正当化できないというのがあるんですよ。例えば、ごみの問題が解決できるというか、事故が起きてても平気ですよというようなことになれば別なんですけども、そこが解決されない限りは、意味的にこれは許されないんだという前提があるので、基本的にはゼロを目指すべきだというのがまずあるんですね。だけど、そこは政治の判断は国民の判断というのがあるじゃないですか。倫理の問題なんてというのは、別に科学的に決まるわけではないので、そこはもし政治的にはそうじゃないんだと。倫理的には中立で、原発というのは、もしかすると非常にいいものかもしれないという前提で、どちらにもいきますよという中でルールを決めたら、結果的にこうなりそうですねという、そういう立てつけでいくんだということなのかどうなのかというのがひとつあるんですね。我々は前提のところはゼロを目指すべきだというのがあるので、ちょっとそこは多分違うと思うんですよ。もう一つは、論理的にはそういうふうになるんですけど、現実の問題は、ゼロにすべきだと考えるか、考えないかによって、実は科学者が影響を受けて、今、見てて如実にわかるんですけども、要するに政府がゼロにするなど考えているというのを慮って、あるいは、ゼロにするといったときに、もしかしたら混乱が起きるかもしれない。それって一応自分たちの範疇じゃないけど、でもやっぱり社会的には責任を負わされるんじゃないかという恐怖感があって、やっぱり安全基準を緩めようという方向にいつているんです。だから、そこは政治のほうはとにかく心配しないで、本当にゼロでいいんだからと。我々はゼロを目指しているんだから、ゼロと言っているよと。本当に困るんだったら、法律を変えてでも、政治家はちゃんと例えば猶予期間を置くとかでですね、そういうことは我々のほうでちゃんとやるからという、そこは私は、だから、そういう意味では政治というのは法律家でありますので、別に今の法律にとらわれる必要はないと思うんですね。そこを変えられると思っているんですね。そこは、ちょっとだから前提の考え方は少しずれるかなと。

それから、具体策については、よくわからないんですけど、東京都とか、神奈川県横浜市でもいろいろやっています。それをまねするだけでも相当大変だと思うんですね。だから、それ以上にと言うと、今さっきおっしゃったような堺屋さんの関西発の電力取引市場とか、あるいは、太陽光中心に、私は太陽光だけでなく、風力とかも入れていいんじゃないかなと思ってますけども、そういう特別に促進するような新しい数値とか、こういうのは考えてみる価値が非常に大きいと思うんですね。コジェネをやるためにどう推進するかとか、そういうのは何か、我々はそんなに細かいことを言わなくても、何となく部局でとにかくやれというふうに言ってもらえば、相当進むんじゃないかと。それは何か我々のところで是非ここはよくわからないから議論してくれということであれば、言っていただければいいと思うんですけども、もし、そういうネガワットを含めた電力取引所のあり方とか、あるいはその再生可能エネルギーの大仕掛けに進めるやり方とか、そういうのを具体的に検討しようということであれば、それをやっていくというのはどうかと。

(橋下市長)

局のほうも、1回、これを受けて、今度、行政的に落とし込むという話をしてもらってますので、国のものと府・市のものとでどう具体的に落とし込むかというところを、どうしてもこれのもと規制委員会をつくったときに、独立委員会にして、本来だったら政治の力を受けないようにという立てつけでやったのに、やっぱり委員はその日銀じゃないですけども、やっぱり政府の意向というものに左右されてしまうというのは、本来、独立委員会つくった趣旨とちょっと現実が違うのかな。本来だったら科学者は科学者の視点で、倫理というよりも、科学的な知見でもって、政府の意思がどうであろうか、そこに安全基準を立ち上げてつくっていくものなんですけども、現実には政治の意思を忖度するということなんですね。

(古賀特別顧問)

我々も維新の会の強い影響を受けているというふうに言われているんです。

(橋下市長)

いや全然、影響なんかうけてないじゃないですか。

(堺屋特別顧問)

行政って、例えば固定資産税を減免するなんてことは、企業にとってはごくごくわずかですよ。この税制の許認可というのは、正義感をどっちに与えるかという物すごく大きな感じがあるんです。正義感。だから、あるもの、例えば広告に税金かけるかどうか、それは日本はかけてますが、世界中かけなくなって、今公告奨励なんです。そしたら、これはええもんやと思いだすわけです。だから、省エネのこういう機会に固定資産税減免します。そりゃ企業にとったら微々たるものだけど、大阪はこれを正義と考えたというメッセージになった。

(河合特別参与)

メッセージなんだ。

(堺屋特別顧問)

そうすると、国も影響を受けるわけですね。だから、国に言うべきことと、それから倫理観の問題がありますが、国に言うべきことと、大阪でできることと、それから民間企業、関西電力に、その他に言うことと三つありますけど、できるメッセージでもちょっとでもやったら、これがええことだと考えているんだなとすごいやっぱりメッセージになると思うんです。それをこの大阪府市としては行使して、そして全国にメッセージを送ったら、それはまた次の運動になると。そういうことを具体的に幾つかの今のピークカットもそうですし、幾つかでできることはあると思うんですよ。それを提言していただいたらありがたいと思います。

(古賀特別顧問)

そういうのがすごく好きな人というのにも必要なんですね。そういうメンバーをちょっと集めるとかいうことも考えたほうがいいと思います。

(堺屋特別顧問)

そういう具体的なことも私も大好きです。一緒にやりましょう。

(橋下市長)

わかりました。すみません。本当に委員の皆さん、ありがとうございます。まだスタートというか、あれなんですけど、多分、これメディアのほうから30年するという話なのか、なるという話なのかということを多分、盛んにいろいろ言われるかと思うんです。

(古賀特別顧問)

だから、そこは政治的な判断で。

(橋下市長)

それは、はい。僕はやっぱり安全基準の問題とか、そもそも今の規制委員のあり方とか、もっと言えば、電力事業者のあり方とか、申請で状態監視じゃなくて、規制をやるのに自分たちでチェックして報告書をあげるというああいうやり方が本当にいいのかとか、あんなことをやったら虚偽報告なんか全然とめられませんし、日本の体制自体にものすごく問題があるのかなという思いもあるんですけど、本当にいろいろと御提言いただきまして、ちょっと局のほうもこれ、じゃあ行政的に落とし込むという作業もよろしくをお願いします。

(山口事務局長)

ありがとうございました。そしたら、まず行政的に提言を受けて、落とし込みをやっていただいて、よろしくお願いします。

そしたら、すみません。ちょっと残りあと10分弱ぐらいで、残りの課題を全部すませたいと思います。

引き続きやらせていただきます。5番目の経営形態の見直し検討項目及び重複している行政サービス、いわゆるA・B項目の進捗状況について御報告します。

これは既に資料を見ていただいていると思うので、少し変えた文化施設のところだけ説明させていただいて、あとは御意見・御指示があれば、それをお聞きするというところでよろしくお願ひしたいと思います。

(東山事務局次長)

恐れ入ります、事務局の東山でございます。

基本的には、このA・B項目につきましては、基本的方向性に従いまして、ずっと進めているような状況でございまして、25年度に向けまして、議案とか、予算とか、そういう取り決めがございしますが、粛々と言いますか、進んでいるものでございます。

ただ、資料5の3ページにございます二つ目の項目でございます。文化施設の欄でございますが、文化施設につきましては、一番左の基本的方向性にございますように、府市の文化施設、あるいは動物園につきましては、最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討ということで、二つの手法というようなことで、この間、検討を進めさせていただいているということでございますが、平成24年度、この間、タスクフォース等で議論を進めてまいりました。24年度の取組み及び到達点に書いておりますように、経営形態につきましては、自立的・戦略的経営が期待できる地方独立行政法人を目指すということで、方向性が決まったところでございます。

そういうふうを目指すということで、今後、年度内に工程や経営目標の具体化を図ることとしておるところでございます。

それに伴いまして、B項目のうちの5ページでございますが、5ページのこれも二つ目の項目でございますが、府の文化財センター並びに市博物館協会につきましては、基本的方向性につきましては、文化施設の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理ということでございますが、取組及び到達点に掲げておりますように、地方独立行政法人とすることを旨とするようなことを踏まえまして、大阪府文化財センターあるいは大阪市博物館協会の発掘調査事業それぞれに具体的に掲げておりますような取り組みを進めるというようなことになった次第でございます。

その他の項目、議案等々の取組、あるいは病院とかで予算の計上というようなのがございますが、基本的方向性にのっとった形で進めておりますものでございますので、以降、個々の項目につきましては、8ページ以降、9月からの変更点も含めまして添付いたしておりますので、後ほど、ご覧いた

だければと思います。時間の制約がありまして、端折る説明になりましたが、よろしくお願い申し上げます。

(橋下市長)

文化財センターのこれは、現時点ではこれなんですね。まとめは。

(山口事務局長)

現時点のまとめとしてはこういう形です。

(橋下市長)

もともと市が言っていた方向で、また調整をするということなんですかね。

あと、総山副知事、高校なんですけど、これいろいろ聞きまして、局から聞きまして、時期にそれだけの年数がかかるというのはわかったんです。あれ何ページでしたっけ。

(松井知事)

7ページ。

(橋下市長)

7ページあるんですけど、この新たな大都市制度移行時に合わせてというのは、これ27年度というふうに年数で切ることはいかないんですかね。要は大都市制度、それは27年4月に目指して今やっていますけども、要は聞いたところ、来年1年で再編計画をつくと。周知をして、移行を目指していくということになれば、これ大都市制度の移行時って、他は余りそういう表現がなくて、大体年数、本当に大都市制度が変わらなきゃいけないような問題はそういう表現が幾つか入っているんですけども。

(総山副知事)

例えば、7ページを見ていただいたら、基本的方向性について新たな大都市制度移行時に合わせてということになっています。ところが実施時期等は、広域自治体一元化27年度。だから、流れとしては、全く市長がおっしゃっているとおりなんですよ。

(橋下市長)

他はでも、それ言うと、基本的方向性は皆、そういうこと入りますよね。

(総山副知事)

だから、申し上げたいのは、大都市制度ができれば、市立高校は当然、広域自治体がやるんだと。府の基礎自治体をお願いするということにはならんだろうと。したがって、広域自治体の実施をしますので、大都市制度の実施に合わせてちゃんとやっていきますと。その27年度を目標としていますよと。決して遅らせるとか、逃げるとか、そういう意味ではないんです。心配していますのは、これ一般論も含めてなんですけども、やっぱり子どもたちに高校で学んでもらっているという形なので、僕らの課題は大都市をつくって、そこへ一元化するという課題も一つありますけれども、再編整備での課題。これ今、例えば、7万7,000人ぐらいの中学卒業生が26年にピークになる。それが今度、6万4,000人ぐらいになって、安定していくと。そうすると、非常に粗い試算なんですけど、例えば70から130ぐらいのクラスが要らなくなると。今の規模で学校編成をしたって前提づけなんですけど、そうすると70が仮に要らなくなったら、1学年7クラスが要らなくなることになりますので、70やから10校ぐらいの学校が再編整備をしていかないといかん。その制度設計を25年、26年にちゃんとやった上でひとつやらないといかんのと、あと教育委員会が抱えている課

題は、学区の全体の課題。これも中学生の進路に大きく影響しますし、それから内申書の絶対評価の課題。これらの課題をちゃんとこなしていって、大都市制度が完成した段階で、ちゃんと移行して、広域自治体が所管をするような学校にしないといけない。そういうことですので、市の教育委員会とも十分調整してもらって、子どもたちに上手くソフトランディングさせるような方策を考えていきたい。だから、本当は25年、26年だけではちょっと心配は心配なんです。しかし、都ができているのに、市立高校だけ宙に浮いているようなこんなばかなことはできませんので、その2年間の間にきちっと組み立てをしていきたいというのが教育委員会や市の方の考え方だと思います。

(橋下市長)

広域自治体ができるときに、広域自治体のほうが引き受けるよというのは、このB項目の中でたくさんあると思うんです。ただ、それは大都市制度移行時期にというふうにはなってないですね。実際、この中には基本的方向性は、大都市制度移行時期にという都市制度の移行とはちょっと別個にいろんな経営形態の変更はどんどん進めていっているように書いてあるんです。

ただ、大都市制度に合わせなきゃいけないような府こころの健康総合センター、これは広域行政かどうかで決まってくるから、大都市制度に絡んでいくわけですね。あと再編の、僕ら、これ統合問題をやって、ちょっと進め方で学んだのは、それぞれ府と市では別個にこれ再編計画をやると、結局、いろんなところでいろんなまた、出てきますので、今、僕と知事であといろんな所長に、どっちかの所長に決定して進めてくださいとやっているんじゃないですか。高校の再編計画って、府が一括してやるほうがいいんじゃないでしょうか。そのときにちょっと議論になったのは、府のほうが全部任すと、府の教育委員会も仮に市立高校が統廃合の対象になったときに、これ府が全部責任もって生徒への説明とかいろんなことをせなあかんと。それはだから市がやりますと。だから、再編計画自体は府が全体を見て、市立高校も含めて、府主導で再編計画をつくっていってもらって、これ府と市で分かれてやると思ったら、またバッティングするのかなということ、あとお金の問題で160億円ぐらいあれ財源が要るんですかね。でもあれ、ちょっと前、僕が知事時代のときに府立高校の再編をやったときに、高校が少なくなっても、交付税が減るんだから、得しませんと。交付税で人数が減れば交付税も減るしということであれば、増えれば交付税も増えるということじゃないですか。その理屈でいったら。そしたら、財源問題はテクニカルな問題なので、財政当局で議論してもらわなきゃいけないんですけど、増えた分は、教員が増えた分とか、いろんなものは交付税プラスアルファということになるんじゃないでしょうかね。今の。

(総山副知事)

だから、160億円が要る要らないという議論は、例えば大都市制度ができる前に、例えば市立高校を大阪府が引き取るとしたら、それだけの現金を頂戴よと言わないといけないよという意味なんです。

(橋下市長)

でも、交付税は学校の設置の実数で交付税…

(総山副知事)

いきますけれども、その交付税だけじゃなくて、交付税で全てを満たしてくれませんので、都からすると160億円になるけれども、例えば補助金の問題とか、例えば授業料の無償化の補助金とかの扱いもありますので、だから、その整理をしていないとだめだと。例えば26年度に市立高校を府立高校に切りかえるならば、そういう金銭面の精算が要りますよという意味なので、今すぐ頂戴よという意味じゃなくて、市長がおっしゃるように、移管されれば、新しい財政秩序のもとで、大阪都の財政が走るし、基礎自治体の財政が走るし、これずっと言い続けることなんですけど、そうすると、そこに交付税がどうなのか、新しい制度としてビルトインできますので、そこにかかる財政上の必要

な額は、その仕事量に応じてちゃんと税金と交付税等でやっていかないと、今度、新しい自治体が機能しないということになってしまうので、それはその段階できちっと議論したらいいと思います。

前段申し上げている、府と市が一緒になってやるには、それは別に一緒に考えていけばいいと思いますけども、大阪市にも責任をもってもらって、これまでずっと100年、市立高校運営してこれてますので、今度の事件みたいなやつもあるし、市長が問題意識持っているガバナンスの問題もあるし、あるいは統廃合、どことどこどうするねんというようなものもあるし、あるいは心配しますのは、例えば工科高校、大阪府では工科高校という言い方しているんですが、大阪市は工業高校です。それ大阪府は機械科やったら機械科で受験させると。大阪府はまとめて受験させるとか、中身の違いもありますので、その辺の整合性をちゃんととった上で、きっと両方が調整して、決して逃げることなくやっていく。そういう意味では、僕は賛成だと思います。でないと、本当に私が心配していますのは、27年にやらないかんということになりますので、時間は余りないと思います。

(橋下市長)

だから、物すごい今大変な作業あるので、何をしてくれ、かれしてくれというのは無理だと思うんですよ。学区もあるわ、内申書もあるわで。ただ、この書き方は大都市制度と絡めずに、とりあえず27年という実現時期が27年なのであれば、ちょっと全体の整合性からも、府立高校、市立高校は大都市制度と絡む制度じゃないですから、大都市制度移行時期っていうことは、あえて書かなくても、そこにあまりこだわりのないのであれば。

(総山副知事)

余りこだわりはなくて、27年と書いているのは、逆にそのときにやらないといかんのやと、大都市が来るんだから。だから、27年まで伸ばすとか、そういう意味では決してなく。

(橋下市長)

大都市が来なくても、だからそこを目がけていってもらわないと。

(総山副知事)

だから、そうなってくると、さっきの議論に戻るんですね。大阪府と政令市大阪市が残りますので。

(松井知事)

そこはお金の問題だけやから。

(総山副知事)

だから、大都市を目指して動いていますから、それを実現していくと。それまで余り時間がないねということで、今は。もしできなかったら、それはまたあと政令市の議論が残ってしまいますので。

(橋下市長)

それ、お金の話であれば、それは交付税の話やなんやら、テクニカルの問題のところ、減らすときには減らしたって交付税が減るので、減らしても余りメリットがないですよ。お金浮きませんよと。

(総山副知事)

できなくてどうするねんというのは、それも含めて議論せないかんと思います。

(松井知事)

今、市立の高校にかかっているお金を全部くれるのやったらやれるよという話なんです。

(橋下市長)

だけど、交付税減るじゃないですか。

(松井知事)

だから、そこはどこで、

(総山副知事)

そこは調整して、別にたくさんもらおうと思っていない。

(橋下市長)

だから、そういう部分があるからという話であれば、ちょっと1回、また事務局とちょっと相談させてもらって、大都市制度と絡むやつとやっぱり絡まないやつはしっかり分けようという。だから、大都市制度が変わったときに、その施設とか、そのあり方が変わるやつは、連動するやつは、しっかり大都市制度移行時期にして、絡まないやつは、そこを方向性だけを。

(総山副知事)

おっしゃるとおりです。だから、そうなってくれば、お金だけではなくて、ガバナンスの問題。

(橋下市長)

いろいろあると思うんです。

(総山副知事)

整理していただいて、大阪ひとくくりになると思うので、よろしくお願いします。

(松井知事)

だから、基本的方向性のところで、広域自治体が基本的方向性は、広域自治体が主体的に運営となるわな。ここは。その後で実施時期は、広域自治体に一元化で。

(小西副知事)

その点は表現あわせて検討します。

(松井知事)

だから、この最初の大都市制度移行時期の、基本的方向は広域自治体が主体的運営をすると。文言はいいですけど。そういう方向性でちょっと文章を考えてもらいたいと。

(橋下市長)

時間がかかるのはわかりました。

(山口事務局長)

すみません。最後に大阪府市大都市局の設置について、黒住人事室長の方から御説明いただきます。

(黒住市人事室長)

大阪人事市長、黒住でございます。大都市局設置についてということで、資料お配りさせていただきます。

ページ、めくっていただきますと、まず目的としてということで、府市一体となって大都市制度の

実現に向けた制度設計ということと、二つ目が将来の府市再編を先取りした取り組みを進めるためということで、このため、地方自治法に基づく府市共同の内部組織として大都市局を設置したいというふうに考えております。

役割としましては、1番、2番、3番と書いてありますように、大都市制度の具体的な制度設計なり、広域行政の一元化、二重行政の解消なり、将来の府市再編を見据えた戦略・ビジョンづくりということでございます。

手法としましては、地方自治法第252条の7で、共同設置という規定がございまして、名称、場所、選任の方法、身分の取り扱い等を記載しました規約を制定しまして、これには議会の議決が必要でございます。

具体的な中身につきましては、役員の選任につきましては、幹事の団体の長が選任するだとか、身分取り扱いにつきましては、幹事団体の職員とみなすと。ただし、元団体の身分は併任を立てるということでございます。

意思決定につきましても、共同設置した内部組織の所属長の決裁が構成団体の意思決定ということになるというふうな仕組みでございます。

ページめくっていただきますと、左側の現状ということで、それぞれ大阪府、市が大都市制度室なり、都市制度改革室なりを併存して事務局体制が現在ございます。府市事務局と市の部局の関係が少しに曖昧になっているというのが現状かと存じます。変更後のイメージでまいりますと、大都市局を共同設置するということになりますので、府市一体の混成型のチームが事務局を設置することと、事務局の指揮命令の一本化を図ることができるということと、各チーム、いろいろな課題を検討するチームがございしますが、その責任者を明確にしまして、事務局としましては、その取り組みの進行管理、コーディネートを図っていくということでございます。

次のページにまいりますと、法定協議会なり府市統合本部の事務局ということで、機能は大都市局が図ることになりまして、例えば統合本部としましては、従来は府の室なり、市の室なりに指揮命令して、各府・市の関係部局に対しまして、府市がそれぞれ実施するというものでございましたけども、これが変更後にまいりますと、大都市局に一本化されますので、府市各部局への指示は一本化できるということになるかと存じます。

具体的に次のページの体制のイメージでございますが、大都市局長のもと、三つの部門をつくるというイメージで、大都市制度部門なり、広域部門なり、戦略、政策調整部門なりということで、具体的に記述はしておりますので、ご覧いただければいいかと存じます。

今後のスケジュール、最後のページに書いてありますが、2月に大都市局設置関係議案を提出いたしまして、7月には大阪役所の中に大都市局を設置するというスケジュールでございます。

これからということでまいりますと、大都市局関係議案といたしまして、組織関係条例の改正など、内部組織の共同設置の規約の制定だとか、法定協議会規約の変更等がございまして、あと人員・体制の調整等、今後進めていくということになっております。

説明は以上でございます。

(松井知事)

よろしくお願いします。大都市局幹事室長。

(橋下市長)

これはしっかり体制組みをお願いします。ちょっと本当に、僕と知事もこれ思いがありまして、これは小西さんもそうだったし、中西総務部長のときもそうだったんですけど、肝心なときにやっぱり体制をしっかりつくることをお願いしますねといって、それで体制がきちっとできたから実行できているというところありますので、僕らの力だけじゃ、とてもじゃないですけど、こんなのできるわけないので、府の職員と市の職員の力を借りないことには、これできないですし、僕らもこれ言い出して、皆さんも公務員としての自負がものすごくあると思うんですけど、僕らも選挙通じてここまで来まし

たので、ちょっと体制の整備はここは本当にしっかりとお願いしたいところなんです。

あと、ちょっと若干、市の職員のほうは、ちょっと僕が市の職員を信頼してないんじゃないかということもちらほらと聞いているところあるんですけども、市の職員には申し訳ないですけど、多分、僕は同じスタイルで府でもやってましたから、たまたま、府の職員は馴れてしまったというだけで、同じスタイルでやってますので、ちょっとここは市の職員と、府の職員の皆さんと力を合わせて、申しわけないんですけど、しっかり大都市局、体制をつくってください。もうあと1年、2年、最後、住民投票まで持ち込んで、何とか実現するというのを、これが本当にエネルギー注いでやりたいと思いますので、ちょっと人的体制というか、そこはしっかりとお願いします。

(山口事務局長)

そしたら、その方向で4月に向けて準備をさせていただくということでよろしくをお願いします。

それでは、すみません。非常にちょっと長時間にわたりましたがけれども、これで第18回の府市統合本部会議を終わらせていただきたいと思います。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

経営形態の見直し検討項目（A 項目）
類似・重複している行政サービス（B 項目）

基本的方向性(案)工程表
《平成 25 年 2 月版》

平成 25 年 2 月 8 日

大阪府市統合本部 A 項目・B 項目の基本的方向性と取組みの進捗状況

経営形態の見直し検討項目（A 項目）

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
地 下 鉄	○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施	○民営化移行（27 年度）	・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8 月） ・地下鉄事業民営化基本方針（素案）を策定（12 月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2 月予定） ・第 1 次終発延長の実施（年度内） <議案> ・大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例（市）	○民営化関連 ・民営化に関する業務の本格実施（新会社に承継する資産等の額を確定するための財務デューデリジェンス、システムの改修、会社設立手続きの確認等） ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 ・民間鉄道事業者との調整を経て、第 2 次終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施	9
バ ス	○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る ○当面の経営改善方策の実施	○民間バス事業者による運行（26 年度）	・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8 月） ・バス事業民営化基本方針（素案）を策定（12 月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2 月予定） <議案> ・大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例（市）	○民営化関連 ・事業性のある路線、地域サービス系路線について、バス事業民営化基本方針に基づく具体的実務の実施 ・事業者の公募（4 月） 事業者の決定（7 月） ・区長会から要請のあった路線について、平成 25 年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置がなされることを前提に交通局が運行	10
水 道	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進める ○市水道局は合理化策や経営改善策を策定、実行	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議（統合協議中のため詳細未定）	・市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議 43 市町村首長会議（8 月）、第 3 回水道事業統合検討委員会（10 月） - 第 4 回水道事業統合検討委員会及び 43 市町村首長会議開催予定（2 月） - 各市町村議会において統合検討状況を報告予定（3 月） ・市水道局の合理化策、経営改善策 - スリム化案を策定し、検討中	○統合協議 - 引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進め、各市町村議会に関連議案を提出する ○市水道局の合理化策・経営改善策 - 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討	11
一般廃棄物	○収集輸送事業：受皿組織に現業職員を移管、民間委託を拡大し完全民間化	○新会社の設立、現業職員の移管（26 年度）	・「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係る P T」を市に設置（8 月） ・潜在的な市場参加者に対する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（12 月） ・「経営形態の変更に係る方針（素案）」を公表（1 月） ・議会での議論を踏まえて、方針の決定（3 月）	○新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計（公募要項等の作成に向けた調査等にかかる業務委託）の実施 事業者の公募（11 月） 事業者の決定（2 月）	12
	○焼却処理事業：工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進、当面はブロック単位での処理体制（一部事務組合）の構築	○一部事務組合へ移行（26 年 7 月）	・「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催（8 月） ・大阪ブロック（大阪市、八尾市、松原市）の担当部局で、組合設立に向けた確認書締結（12 月） ・森之宮工場停止（年度内）	○一部事務組合設立準備委員会の設置 ・一部事務組合の詳細（組合議会、組合組織、勤務条件等）について協議 ・規約案や条例案の作成 ・設立申請等の手続き ・設立準備として、システム開発業務等の委託	
消 防	○法制度での対応（新たな大都市に応じた消防制度の創設など） ○現行制度内での一元化の推進（消防学校の組織統合など） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）	○消防学校組織統合（26 年度） ○新たな大都市にふさわしい消防の姿を目指して消防制度（法整備等）を確立（27 年度～）	・現行制度内での一元化の推進 - 府立消防学校で初任教育を一本化する方針を決定 - 府下消防長会を通じて新たな学校教育のカリキュラム案作成 ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 - 泉州南消防組合の設立（25 年度業務開始）	○ハイパーレスキュー隊 - あり方や運営方法等の検討 ○教育・訓練 - 府・大阪市消防学校の一体的運用 ○通信指令 - 市町村消防の取組みを促進 ○通常消防業務 - ブロックで広域化	13

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
病 院	○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合	○住吉母子医療センター（仮称）の整備 竣工（27年度） 供用（28年度）	・府市共同で検討体制立上げ（7月） ・住吉母子医療センター（仮称）の基本計画原案を策定（11月） ＜議案＞ ・市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正（市） ・助産師養成施設条例の廃止（市）	○基本設計、実施設計及び付帯工事	14
	○新たな大都市制度移行時に、地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営	○法改正を前提に、府立病院機構を非公務員型に移行（26年度） ○市民病院を地方独立行政法人化（非公務員型）（26年度） ○府市病院の地方独立行政法人統合（27年度）	・市民病院独法化に向け、コンサルタントと移行支援業務委託契約締結（10月） ・府市病院双方において、非公務員型の地独法化に向けた手続きや法的課題について精査	○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化に向けた定款及び中期目標・中期計画等の策定 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	
	○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	○「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る		○今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定	
弘 済 院	○附属病院・第2特養直営廃止、民間移譲 ○第1特養指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム廃止決定済（27年度） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する。）	○附属病院、第1特養、第2特養の民間移譲（27年度） ○養護老人ホームの廃止（27年度予定）	・関係各方面への説明、事前協議 ・コンサルティング業務委託契約を締結、市場調査に着手 ・土地調査（測量・境界確定等）を実施	○病院・特養の民間委譲に向けて ・プロポーザル公募の準備・実施 ・企画提案審査・価格提案審査等の実施 ・大規模開発協議・環境影響評価、地元協議・調整 ・土地の基礎調査継続、不動産鑑定業務等	15
港 湾	○「新港務局」として府市の港湾管理者を統合	○「新港務局」設立（26年度） ※最速スケジュール ○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]（27年度以降）	・法制度改正：改正案を作成し、府市共同で国交省や近畿地方整備局と協議（8・9・10・11・1月） ・「新港務局」の制度検討：新組織設立に向けた準備等（財産整理・評価や事業整理に関する検討、予算の整理）、債務・人員の整理、国交省などとの調整 ・物流以外の業務（海岸事業など）を行う執行体制の検討：物流以外の業務・債務・人員の整理	○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正 ○「新港務局」制度の構築 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・債務・人員の整理 ・国交省などの国及び沿岸市町等との調整 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ・物流以外の業務・債務・人員の整理	16
大 学	○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進	○大学法人の統合（27年度） ○新大学スタート（28年度）	・新大学構想会議でとりまとめた「新大学構想＜提言＞」を府市に提出（1月） ・法改正に向けた国（総務省・文科省）との意見交換 ・市大法人ガバナンス改革を順次実施	○新大学のあり方検討 ・府市において、提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施 ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学案」を新大学タスクフォースで検討、作成 ○法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	17

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成２４年度 取組み及び到達点	平成２５年度 取組み	ページ
公営住宅	○大阪市内の府営住宅を大阪市に移管	○市内の府営住宅を移管(27年度)	・住民負担等の観点で踏まえ、移管条件やスキームについて検討協議 ・ふれあいだより（府営住宅入居者への配布冊子）で周知（9月） ・市営住宅管理システム再構築に係る基本計画の策定業務の委託（11月） ・移管対象財産の現況調査（土地、建物、修繕調査）[～25年度] ・残債算定・家賃収入の試算 ・土地・建物の資産価値の把握	○府市の協議 ・まちづくり協議（管理方針、まちづくり計画） ・移管要綱（府市の役割分担、手順、手続など）の検討 ○各種調査、データ整理、システム再構築 ・移管対象財産の現況調査 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発） ○入居者対応 ・入居者への説明	18
文化施設	○府市の文化施設9施設及び動物園の府市による一体運営の可能性と最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討	○地方独立行政法人設立(27年度)	経営形態については、次のような視点で、自立的・戦略的経営が期待できる、「地方独立行政法人」を目指す ○大阪の歴史・文化を強力に発信できる経営基盤の確立 ○制度の特性を活かしたサービス改善等による集客力の増進 ○経営改善による公費負担の抑制 一体運営の対象施設は、府3博物館、市3博物館、2美術館、1科学館の計9施設とする 動物園は経営形態を改めて検討 上記を踏まえ、年度内に独法化に向けた工程の策定や経営目標の具体化、設立団体の整理及び、関係者との調整・協議を進め基本的方向性を確定させる	○地方独立行政法人化に向けた準備 ・制度設計（評価委員会の設置準備） ・条例等（評価委員会設置条例の改正案など） ・移行・継承準備（土地・建物の測量・登記など） ・議会 （法人定款の議決、大阪市地独法人評価委員会条例の改正） ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	19
市 場	○府市場は指定管理者制度（H24.4導入）の効果検証	○経営の効率化	・指定管理者の業務の実施状況等を評価する外部委員会を設置	○経営の効率化及び指定管理者制度導入にかかる効果検証	20
	○市市場（本場、東部）は指定管理者制度に移行	○指定管理者制度導入（27年度）	・指定管理者制度導入について、市場内事業者の方針説明 ・府市場の導入状況を踏まえながら、指定管理者移管業務を精査・検討	○大阪市中央卸売市場業務条例の改正	
	○市市場（南港）は引き続き検討	○将来コンセプトを踏まえた南港市場の活性化等対応(26年度以降)	・南港市場の将来コンセプトを示すため、活性化調査業務委託を実施	○将来コンセプトを踏まえた基本調査・検討	
下 水 道	○市下水道事業は上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態の検討	○(財)都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施(25年度) ○新組織設立（26年度） ○民間参画を含めた新組織への移行（27年度）	・大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画案を策定（12月） ・上下分離手法及び新組織設立に向けた基本検討調査（～25年度）	○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・(財)都市技術センターに市職員を派遣。西部方面管理事務所所管施設の管理運営について包括委託実施 ・同センターに民間参画による経営マネジメントチームを設立 ・新組織設立に関する検討調査	21
	○府市下水道事業の行政組織のあり方は継続して検討	○実施主体、行政組織の確立（27年度）	・新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の検討	○新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	

類似・重複している行政サービス（B項目）

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
信用保証協会	○府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う	○府・市信用保証協会の合併（25年度）	・府市保証協会合併協議会を設置（7月） ・合併協議会の下に部会を設置（資産査定やシステム統合、業務・組織体制、府市財政負担など検討） ・府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議（1月） ・許認可庁との協議、調整	○合併協議会による検討 引き続き、資産査定、システム統合、業務・組織体制のあり方、府市の財政負担のあり方等について検討 ○関係機関との調整 引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）との協議、調整 ○合併認可 信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	23
(公財)大阪府国際交流財団 (公財)大阪国際交流センター	○国際交流財団は存続期間 10 年間（H34 年度まで）とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26 年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす	○国際交流財団の存続期間は、34 年度まで ○大阪国際交流センターの施設運営の民営化（26 年度）と自律的運営	・重複事業について役割を明確化し、事業の整理・見直し（留学生就職支援事業、災害時の外国人支援など）	○大阪府国際交流財団 ・「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 ・広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ○大阪国際交流センター 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討	24
(財)大阪府保健医療財団 (財)大阪市環境保健協会	○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る	○府保健医療財団の公益財団法人への移行（25 年 4 月） ○市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25 年 4 月）	・両財団及び府市の関係者による検討会を実施（9 月～）（両財団における検診事業等の実態把握、連携事業の検討）	○基礎自治体への支援（府） ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ・がん検診等のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修 ○形態の見直し ・府保健医療財団の公益財団法人への移行(25 年 4 月) ・市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(25 年 4 月)	25
道路公社	○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路株等との統合をめざす ○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める	○阪神高速道路株等との統合を目指す <早期解散を想定した場合> ○三セク債活用の場合年度末解散（25 年度）	・国と地方の検討会で阪神都市圏高速道路全体の新たな料金体系を検討 ・当面の取組みとして、維持管理業務等について高速道路会社（NEXCO、阪神高速等）と一体化協議 ・市公社のあり方について、市道路公社経営監視会議で意見聴取し（7 月）、早期解散も視野に検討 ・会議の意見を受けて総務省と三セク債について発行条件等の確認（8 月）	○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ○三セク債を活用した場合、25 年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は平成 25 年度までの時限措置	26
住宅供給公社	○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本	○新たな大都市制度移行時の市公のあり方についてとりまとめた方向性に基づき対応（26 年度以降）	・両公社で経営改善の取組みを推進。連携策の検討・実施 ・大都市制度移行時の市公社のあり方について課題を整理（年度内）	○24 年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施 ○大都市制度移行時の市公社のあり方について方向性をまとめる	27

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成２４年度 取組み及び到達点	平成２５年度 取組み	ページ
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株	○府市港湾事業の統合（Ａ項目）及び大阪港埠頭株と神戸港埠頭株の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭株と（仮称）阪神港埠頭株の経営統合をめざす	○神戸港埠頭株と大阪港埠頭株との経営統合、（仮称）阪神港埠頭株と堺泉北埠頭株との経営統合（２７年度以降）	・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備（港湾運営の委任方法、府営上屋売却に係る検討・調整）（堺泉北埠頭株） ・特例港湾運営会社の指定（１０月）、公共埠頭の一部運営開始（１２月）（大阪港埠頭株）	○堺泉北埠頭株 ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等） ○大阪港埠頭株 ・特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営	２８
（公財）府文化財センター （公財）市博物館協会	○両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する ○一元化の手法については、今後、Ａ項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理 ○①博物館業務と同一法人②博物館業務と別法人の２案を軸に整理を図る	○市博物館協会の大阪文化財研究所の業務を整理再編（２７年度）	・文化施設（Ａ項目）の方向性を「地方独立行政法人」とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理 ○大阪府文化財センターの発掘調査事業 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う ○大阪市博物館協会の発掘調査事業 「大阪文化財研究所」の業務について、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編	○府として、新たな大都市制度移行後の広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理、自治体と公益法人の役割分担の整理を行う ○大阪市の発掘調査事業については、他都市での先行事例等を踏まえて、大阪文化財研究所の業務整理再編を検討	２９
（地独）府立産業技術総合研究所 （地独）市立工業研究所	○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う	○法人の統合（２７年度）	・合同経営戦略会議を設置（１１月）し、経営戦略の一体化を図る ・利用企業に対するヒアリング実施（年４回程度）、合同研究発表会の実施（１１月、２月） ・統合方針を盛り込んだ各研究所の中期目標の策定等（市は議決済（１１月）、府は２月議会へ提出） ＜議案＞ ・産技研の中期目標変更議案（府）	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討 ○「業務プロセス共通化検討WG」での検討 ・機器購入、評価判定、研究テーマ選定、広報、顧客拡大など ○「連携事業検討WG」での検討 ・共通技術相談窓口の設置、支援サービスの料金や手続きの統一など ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	３０
府立公衆衛生研究所 市立環境科学研究所	○両研究所で共通する分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人化を基本として検討	○地方独立行政法人による統合研究所を設立（２６年度）	・統合、独法化に向けた重要事項案の決定機関として、府市関係者で構成するTFを発足（１２月） ・中期目標の策定に向け統合後の研究所のあり方（選択と集中）を検討 ・市環科研の環境分野については、市において別途検討 ＜議案＞ ・新法人の定款案、評価委員会共同設置規約案を提出（府・市）	○府市各議会（９月）に提出する各議案の検討 ・財産承継条例、職員承継条例、中期目標の案 ○法人認可に係る申請協議・認可 ○評価委員会の設置や不動産鑑定、各種システムの構築など地方独立行政法人化に向けた手続き ○法人の人事給与、会計制度等の構築 ○栄養専門学校の廃止（２６年３月）	３１
府立中央図書館、中之島図書館 市立中央図書館	○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用（中之島図書館は別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議でも検討）	○府市連携事業の拡充、民間委託拡大の検討・実施（２５年度～）	・府市連携事業（HPやメールマガジン等広報、企画展示への資料貸出、講座への講師派遣など）の試行 ・府市間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ・民間委託拡大の余地の検討	○府市連携事業の拡充 ・共催事業、研修、実習生受け入れ、会場相互利用などの検討 ○資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便に向けた立案調整など ○民間委託拡大についての検討内容の実施	３２
府立体育会館 市中央体育館	○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理運営 ○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（２７年度）	・難波周辺各施設と連携し、興行・イベントの誘致を促進 ・利用者増やサービス向上を図るため、館内に売店営業事業者を誘致 ・利用者ニーズ等を検証し、施設の規模や配置等の最適化に関する課題を抽出 ・新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	３３

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
府門真スポーツセンター 市大阪プール	○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施	・次期指定管理者の公募に向けて、メインアリーナの仕様転換の見直し等、更なる運営の効率化を図るための分析、課題整理を実施	○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討	34
	○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	・施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出 ・新たな大都市制度移行時の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	
大型児童館キッズプラザ大阪	○キッズプラザ大阪は、H29.3.31までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止	○キッズプラザ大阪の新たな運営主体についての検討（27年度）	・料金体系の見直し、民間ノウハウの活用を検討（市） ・広報・企画事務等の工夫の検討（HPリンク、広報物の共同PR）（府・市）	○料金体系の見直し（市内・外、府内・外居住者間の料金に差を設ける等）（市） ○外部委託等民間ノウハウの活用による補助金縮減（市） ○広報・企画事務等の工夫（可能なものから順次実施）（府・市）	35
府立国際会議場インテックス大阪	○両施設は機能等が異なり統合にじまないが、MICE 機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討	○府・市・両施設の運営者及び関係団体によるプロモーション等の実施（25年度～）	・府、市、OCTB、両施設運営事業者の4者による＜連絡会議＞の設置（8月） ・府、市、両施設運営事業者及び関連団体による連携方策の検討（12月）	○誘致ターゲットに関する、 ・プロモーションの実施 ・開催プランの活用・PR ・施設利用の共同案内	36
	○インテックス大阪の運営に関して、25年度から競争性を導入	○新たな運営方法への移行（25年度）	・インテックス大阪の運営事業者の公募開始（11月）	○新たな運営方法への移行	
こども青少年施設 〔青少年野外活動施設〕	○林間系は、府の施設は少年自然の家を存続し、市の施設は伊賀を廃止し、信太山は当面存続 ○海洋系は、府立青少年海洋センターの存続（びわ湖の廃止）を基本に検討	○伊賀、びわ湖の施設廃止（25年度） ○存続施設の利用率向上に向けた取組みの実施	・伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家の廃止方針を決定 ・廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（7月～） ・存続施設の利用率向上に向けた検討開始（7月～）	○伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家 ・廃止に向けた条例改正・処分の方向性の検討 ○少年自然の家、青少年海洋センター、信太山青少年野外活動センター ・利用率向上に向けた取組み ・びわ湖青少年の家利用者へのPR（海洋センター）	37
府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） 市障がい者スポーツセンター	○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入） ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営	○府：指定管理者による運営開始（25年度） ○市：長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論（26年度）	・ファインプラザ大阪の指定管理者の指定議決（12月）（府） ・舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊施設における就労支援事業の実施、利用料金制導入などについて検討（市） ＜議案＞ ・就労支援事業の実施及び利用料金制導入に伴う条例の一部改正（市）	○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・指定管理者による運営開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	38
（公財）大阪産業振興機構（マイチームおおさか） （公財）大阪市都市型産業振興センター（産業創造館）	○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、大都市制度移行時に両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	○法人の統合（27年度）	・ワンボードマネジメント準備チームの設置（10月） ・法人統合に向けた課題・手続等の抽出、整理⇒作業チームを設置（12月） ・当面の連携事業の検討・実施（施設の利用促進等） ・両法人の理事会（3月）でワンボードマネジメント組織設置に関する了承	○ワンボードマネジメント組織の設置 ・戦略、目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ・法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ・法人統合にあたっての組織、財源等諸課題に係る協議・調整	39

項 目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
ドーンセンタ ー クレオ大阪	○ドーンセンターは、専門的広域的 事業の実施、基礎自治体業務を支 援・補完する施設として広域自治 体機能を担う	○総合評価一般競争入札による事 業者選定の結果を踏まえ、広域 自治体事業を実施(25～27 年度)	・新たな事業者選定に向けて広域自治体としての事業内容を精査	○総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広 域自治体事業を実施	4 0
	○クレオ大阪は市民密着型事業の拠 点施設として基礎自治体の機能を 担う。5 館体制の集約化を図る	○5 館体制の集約化 (26 年度)	・クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容を精査	○26 年度以降の実務の円滑な推進に向けた制度設計及び条例 改正等を実施	
府立高校 市立高校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化 (27 年度)	・「府立高等学校の将来像検討専門部会」(有識者会議)の審議結果を報告書 として公表 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9 月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施	○大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の方針 を策定 ○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手	4 1
府立支援学校 市立特別支援 学校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化 (27 年度)	・府市それぞれにおいて、新校整備完了(26 年度末)に向けた準備事務を 実施 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9 月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施)	○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手 ○新校整備(H25.4 開校) 府：摂津支援学校、とりかい高等支援学校 市：東住吉特別支援学校	4 2
府こころの健 康総合センタ ー 市こころの健 康センタ ー	○新たな大都市制度移行時に広域自 治体に一元化を図る	○両センターの統合(27 年度)	・相談窓口業務についてホームページの統一化に関する協議 ・実務担当者会議を設置し、研修事業の25 年度からの一元化に向けテーマ や実施方法について協議(10 月～) ・救急医療運営委員会の一元化について協議(12 月～)	○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間診療業務など府市の事務分担を明 確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化、救急医療体制の整備の検討 ○印刷物の共同発注や専門研修の一元化	4 3
府犬管理指導 所 市動物管理セン ター	○保健所設置市に設置義務があるこ とをふまえて、新たな大都市制度 移行時に基礎自治体が担う業務、 施設の管理運営方法を明確にする	○新たな大都市制度移行後の事 業・施設運営体制移行(27 年度)	・「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、犬ねこの譲渡や動物 愛護推進員活動の支援などの具体策を協議(8 月～) ・動物取扱業及び特定動物飼養施設の取扱いについて、業務の位置づけを 協議(4 回協議)	○事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始 (犬ねこの譲渡、動物愛護推進員研修会の開催等) ○施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態(水平連携型、広域保持型)の精査	4 4

経営形態の見直し検討項目（A項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成 24 年 9 月版からの変更箇所

A項目：地下鉄

基本的方向性		2 4 年度の取組み			
○ 上下一体での民営化 - 持続可能な交通機能の確保、都市の成長戦略への貢献、府市の財政再建を目的とした改革を推進 - 民営化に向けた基本的な方針や計画の策定 - 合理化と同時に成長戦略も追求 - 交通関連事業（広告、流通、不動産等）の機会追求 - 広域化の視点から、民間鉄道事業者との連携を図りつつ、終発延長の実施や相互乗入の検討を進める ○ 当面の経営改善方策 - 民営化前であっても取組みが可能な人件費、経費、投資等のコストの見直し、また、駅ナカ事業の展開をはじめとする顧客利便性や快適性の向上に取り組む		《24 年度の取組み（詳細）》 ○ 民営化関連 - 交通局に民営化推進室を設置 - 広域的な都市交通ネットワークのあり方については、別途検討 <u>地下鉄事業民営化基本方針（素案）をもとに、議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、地下鉄事業民営化基本方針（案）を策定（予定）</u> <u>大阪市高速鉄道及び中量軌道事業の廃止に関する条例案を上程（予定）</u> <u>終発延長の実施（予定）</u> ○ 当面の経営改善方策 「地下鉄事業中期経営計画」における効率化施策の具体化 など		《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ○ 民営化関連 - 民営化の課題の具体的解決方策の検討を行うため、交通局に民営化推進室を設置（8月） - スケジュール案を検討、課題の洗い出しの着手（8月） <u>民営化の目的・意義・優位性、課題の具体的解決策やスケジュールなどをとりまとめた地下鉄事業民営化基本方針（素案）を策定（12月）</u> ○ 当面の経営改善方策 - 民営化を前提とした健全化を推進するため、「地下鉄事業中期経営計画」を策定（7月）	
				《課題と解決方策（見通し）》	
今後の取組み（工程）			備考		
2 5 年度（詳細）	2 6 年度	2 7 年度～			
○ 民営化関連 <u>民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等）</u> - 国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 - 民間鉄道事業者との調整を経て、第2次終発延長の実施 - その他サービス向上策の順次実施	○ 民営化関連 <u>民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等）</u> <u>国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉</u> <u>民営化への移行準備（新会社の設立など）</u> - 料金値下げの実施	○ 民営化移行（<u>新会社営業開始</u>）			

基本的方向性		24年度の取組み	
○ 地下鉄事業とは、完全分離して運営、かつ民営化 ○ 民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る ● 事業性のある路線（計58系統：乗車人員ベースで81.2％） ・民間バス事業者並みのコストで採算を確保できる路線、鉄道に相当する役割を持つ路線等、可能な限り路線状況を考慮 ・財政支援を前提としない自立的経営により持続可能な輸送サービスを提供 ・その手法として、路線譲渡及び管理委託の拡大を推進 ● 地域サービス系路線（計81系統：赤バスを含み、乗車人員ベースで18.8％） ・民間バス事業者並みのコストでも採算性の確保が困難な路線等 ・市の財政負担を考慮し、現在、運行している路線は、一旦廃止 ・廃止によって生じる空白地域については、今後、区長が、地域ニーズを勘案しながら、その必要性を踏まえ、運行について判断 ○ 当面の経営改善方策 ・民間バス事業者並みの給与水準への見直しや安全性の確保を前提とした車両更新周期の見直し等を図り、一刻も早く赤字体質の脱却をめざす	≪24年度の取組み（詳細）≫ ○ 民営化関連 ・交通局に民営化推進室を設置 ・<u>バス事業民営化基本方針（素案）をもとに、議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、バス事業民営化基本方針（案）を策定（予定）</u> ・<u>大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案を上程（予定）</u> ・<u>公募に向けた準備作業</u> ○ 当面の経営改善方策 ・「バス事業中期経営計画」における効率化施策の具体化 など	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ ○ 民営化関連 ・民営化の課題の具体的解決方策の検討を行うため、交通局に民営化推進室を設置（8月） ・スケジュール案を検討、課題の洗い出しの着手（8月） ・<u>区長会が交通局に対し、地域サービス系路線の一般バス41路線について、平成26年3月末までの一年間、延長することを要請（9月）</u> ・<u>民営化の目的・意義、課題の具体的解決策やスケジュールなどを取りまとめたバス事業民営化基本方針（素案）の策定（12月）</u> ○ 当面の経営改善方策 ・資金不足を生じさせない自立した経営基盤を確保すべく、「バス事業中期経営計画」を策定（7月）	
		≪課題と解決方策（見通し）≫	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度～		
○ 民営化関連 ● 事業性のある路線、<u>地域サービス系路線</u> ・<u>バス事業民営化基本方針に基づく具体的実務の実施</u> ➢ <u>事業者の公募（4月）</u> ➢ <u>事業者の決定（7月）</u> ・<u>区長会から要請のあった路線について、平成25年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置がなされることを前提に交通局が運行</u>	○ 民営化関連 ● 事業性のある路線、<u>地域サービス系路線</u> ・<u>民間バス事業者による運行</u>		

A項目：水道

基本的方向性		24年度の取組み	
●現在行われている市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進める。 ●市水道局においては、合理化策や経営改善策を策定、実行する。		≪24年度の取組み（詳細）≫ ●引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を行う。 ・市水道局が企業団と統合するための条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について、大阪市を除く42市町村で整理した後、水道事業統合検討委員会や43市町村の首長会議で議論・検討していく。 ・市水道局と企業団の統合協議で懸案となっている、その他の課題（大阪市水道事業で発現する統合メリットを全市町村で共有化するための具体的手法や大阪市工業用水道事業の経営健全化策等）については、市水道局と企業団で一定の考え方を整理し、同検討委員会等で議論していく。 ●2月中下旬：第4回水道事業統合検討委員会及び43市町村の首長会議（開催予定） 3月：各市町村議会において、統合検討状況を報告（予定）	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ ●統合協議等 ◇4月～7月：中間とりまとめ案の作成 ◇8月10日：8市町代表の首長による第2回水道事業統合検討委員会を開催 ◇8月24日：府内全43市町村の首長会議を開催 ◇10月22日：第3回水道事業統合検討委員会を開催 ●市水道局の合理化策、経営改善策 ・職員の外郭団体への移管等によるスリム化案を策定し、検討中 ・給与水準の見直し（技能職員▲5.3％、事務・技術職員▲1.8％（平均改定率））
≪課題と解決方策（見通し）≫			●統合協議 ・企業団が示した統合条件が、府内42市町村も同じ立場に立って考えたものなのか、大阪市長から疑問が示された。 ・府内42市町村がそれぞれ行っている水道事業も含めて統合する「府域一水道」についての考え方等を各市町村が明確にする必要があり、継続協議をする。
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
●引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進め、各市町村議会に関連議案を提出する。 ●市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討を行う。	統合協議中のため未定	統合協議中のため未定	

A項目：一般廃棄物

基本的方向性		24 年度の取組み		
○ ごみ収集輸送事業 ・受皿組織設立時に現業職員を移管し、非公務員化を図る。 ・その後、業者育成を図りつつ民間委託も拡大し、5～10 年程度で完全民間化（市場開放・競争化）を図る。 ○ ごみ焼却処理事業 ・ごみ量の推移に基づき、工場稼働体制を見直し、民間運営や民間委託を推進する。（9工場体制から6工場稼働体制へ） ・今後の焼却工場の建設にあたっては民間企業の参画を得る DBO方式（※）等を活用。 （※）DBO方式：公共が資金調達を行い、民間事業者が施設を設計・建設及び契約で定められた期間中、維持管理・運営等をする方式。 ・当面、府域における「広域化計画」に沿ったブロック単位（大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市）で、ごみ処理体制（一部事務組合）を構築する。		≪24 年度の取組み（詳細）≫ ○ ごみ収集輸送事業 ・「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム（以下、PT）」を設置するとともに、民間企業経営や労働法規等法律問題の専門家にも外部アドバイザーとしてご参画いただき、意見や助言を求める。 ・検討を進めるにあたっては、潜在的な市場参加者に対して、事前に意見や提案を求めるなど対話を通した市場調査手法である「マーケット・サウンディング」を実施し、平成 24 年 12 月にその結果を取りまとめ。 ・平成 25 年1月に「経営形態の変更に係る方針（素案）」を取りまとめ。 ・市会での議論等を経たうえで、平成 25 年3月中に「経営形態の変更に係る方針」の決定。 ・円滑な身分移管のため、人事制度、分限処分、退職金加算などについて、人事室と協議を行っている。 ○ ごみ焼却処理事業 ・八尾市、松原市と協議を進め、一部事務組合設立にあたっての具体的な課題を検討する。 課題を整理し、基本的な考え方を合意した上で、各市で構成する設立準備委員会を設置する。 ＜主な検討課題＞ 事業に関わる事項 … 一部事務組合で共同処理する事業の範囲、対象とする区域とごみの種類、焼却工場の整備・配置計画 等 組織に関する事項 … 事業規模に見合った職員の配置、勤務条件や身分移管の方法、議会の議員定数 等 経費に関する事項 … 各構成市の負担金の支弁割合 等 ・森之宮工場停止		≪これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）≫ ○ ごみ収集輸送事業 ・8月～12 月にPT会議を 10 回開催し、「マーケット・サウンディング」を実施するなど議論・検討を進めた。 ・「経営形態の変更に係る方針（素案）」において、民間出資の新会社（株式会社）を設立すること、新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること、本市現業職員の受け入れを前提とすること、新会社との間で5年間は業務委託契約（5年経過後は完全民間開放による競争入札）を行うことなどを取りまとめた。 ○ ごみ焼却処理事業 ・8 月 9 日に「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催し、八尾市、松原市に対して、本市の基本方針を説明し、一部事務組合設立に向けた主な検討課題（左記のとおり）を示して、協議（6回開催）を進めてきた。 ・12 月 27 日に、3市の担当部局で「平成 26 年 7 月を目途に一部事務組合を設立すること」「平成 25 年度に予算を確保した上で、一部事務組合の事業開始に必要な準備を行うこと」などの内容について確認書を締結した。
		≪課題と解決方策（見通し）≫		
今後の取組み（工程）			備考	
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
○ ごみ収集輸送事業 ・新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（間接部門を含む組織体制、委託額等に係るモデルを設定してのコスト分析、環境事業センター等に係る資産調査等の実施） ・平成 25 年 11 月頃を目処に公募を開始し、平成 26 年2月頃を目処に事業者を選定 ○ ごみ焼却処理事業 設立準備委員会の設置 ・一部事務組合の詳細を協議（組合議会、組合組織、勤務条件等） ・平成 25 年9月頃までに規約案や条例案の作成 ・設立申請等の手続き等	○ ごみ収集輸送事業 ・新会社の設立及び現業職員の移管（非公務員化）、以降、当該新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 ○ ごみ焼却処理事業 ・一部事務組合へ移行 ・大正工場停止	○ ごみ収集輸送事業 ・引き続き、新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行 ○ ごみ焼却処理事業 ・住之江工場停止 → 6工場稼働体制へ ・新たな大都市制度に応じ、一部事務組合の組織改変		

A項目：消防

基本的方向性		2 4 年度の取組み	
○法制度での対応 ・新たな大都市制度に見合った消防組織に関する制度の創設 ・西日本の拠点として必要な機能（ハイパーレスキュー等）充実のための行財政制度の創設 ・各消防業務の適正規模確保のための制度の整備 ○現行制度内での一元化の推進 ・府、大阪市の消防学校の組織統合 ・大規模・特殊災害対応における消防部隊の効果的な運用や指揮系統の明確化 ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援	≪24 年度の取組み（詳細）≫ ○現行制度内での一元化の推進 ・府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶統合カリキュラム等の検討 ▶統合形態等の検討 ・大規模災害時等における知事の指揮系統の明確化 ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ▶指令共同運用の検討	≪これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）≫ ○現行制度内での一元化の推進 ・府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶府立消防学校で初任教育を一本化し、大阪市消防学校は「消防訓練センター」としての活用を決定（第 17 回統合本部会議） ▶大阪府下消防長会を通じて新たな消防学校教育のカリキュラム案を作成 ▶教育訓練等の実施内容及び実施手法（教官配置等）の調整（府・市消防学校による「府立消防学校実運用 P T」を設置） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立（H 2 5.4 業務開始） ▶指令共同運用の検討 ▶他ブロックへの水平連携の働きかけ等（大東市・四條畷市、能勢町・豊中市ほか） ▶府内消防本部間の連携による共同取組みを実施（スマートフォンを活用した救急患者の搬送支援システムの府内展開など）	
		≪課題と解決方策（見通し）≫ ▶地域での水平連携検討が進むよう、消防常備化や小規模消防の適正規模化のための補助金等の支援措置について国に要望	
今後の取組み（工程）			備考
2 5 年度（詳細）	2 6 年度	2 7 年度	参 考 ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶H 2 5 泉州南消防組合業務開始 ▶H 2 6 大東市・四條畷市消防組合業務開始 ▶H 2 7 非常備消防の常備化 ▶H 2 7 ～ 2 8 3 エリアで指令共同運用開始
＜機能ごとの適正規模＞ ＜全国域＞ 救助（ハイパーレスキュー隊） （あり方や運営方法等の検討） ・制度化働きかけ	・制度化働きかけ	新たな大都市にふさわしい消防の姿を目指して「新たな大都市に応じた消防制度（法整備等）」を確立	
＜府内全域（広域）＞ 教育・訓練 ・府・大阪市消防学校の一体的運用	・府・大阪市消防学校の組織統合（H 2 6.4 ～）	（新たな大都市にふさわしい消防の姿） ❶ 西日本の拠点としてふさわしい消防力の確保 ❷ 大規模災害への的確な対応 ❸ 消防力の最適規模化を通じた業務の効率化	
＜広域～中域＞ 通信指令 （市町村消防の取組みを踏まえながら、中域以上で共同運用の促進） ・ブロックで共同運用	・ブロックで共同運用		
＜概ね人口 3 0 万人（中域）＞ 通常消防業務 （中域以上での実行規模の確保） ブロックで広域化 組織 ・コア消防への委託	・ブロックで広域化 ・コア消防への委託		

A項目：病院

基本的方向性	24年度の取組み		
■住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合する。 - 機能統合により、ハイリスク分娩や小児救急体制を強化 - 助産師学院は、府内の助産師の需給状況等をふまえて廃止 ■新たな大都市制度移行時には、地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立し、府市の病院を一体的に運営する。 - 制度移行前における新法人への統合には法改正が必要となるため、法改正の動きと並行して、府市それぞれで非公務員型地方独立行政法人への移行を進める ■府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	《24年度の取組み（詳細）》 ■急性期・総合医療センター新棟について - 基本構想・基本計画の策定 - 市南部の小児・周産期医療を確保する観点から、府市双方の医療の専門家や大学関係者などによるWG（「周産期診療機能WG」、「小児科診療機能WG」及び「人材育成・確保WG」）を立ち上げ、それぞれの専門分野で診療機能のあり方や整備内容について検討 - 府市の財政負担スキームの決定 - 府市共同で事業を実施する観点から、イニシャル及びランニングコストとも財政負担は府市で折半 - 資産は府市で共有（1：1） - 府立病院機構の中期目標・中期計画の変更（H25.2府議会に提案予定） - 市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正（住吉市民病院の廃止）及び市立助産師養成施設条例の廃止（H25.2市議会に提案予定） ■府市病院の経営統合について - 法的課題等の整理 - 府市病院双方において、非公務員型の地独法化に向けた手続きや法的課題について精査 - 府市統合にあたって必要な事務処理を適切・適時に実施するため、カウンターパート間で現状における運営上の課題を抽出し検討 ■府域全体の医療資源の有効活用について - 大阪における医療資源等を活用し、府民・市民への医療・健康づくりサービスの向上と関連産業振興方策等を検討するため、府市共同運営による附属機関として「大阪府市医療戦略会議」が設置されることが決定（H25.2府・市議会に条例案として提案予定）	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ■急性期・総合医療センター新棟 7月：府市共同の医療専門家などで構成する検討体制の立上げ 8月：「周産期診療機能WG」「小児科診療機能WG」の会議を開催。 9月：府市統合本部会議において、プランのとりまとめを急性期・総合医療C院長のマネジメントのもとに進めることとし、住吉市民病院が現在果たしている小児・周産期の地域医療を今後も継続して担うことを確認 11月：新棟の基本計画原案を策定。名称を「（「大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）」（以下「住吉母子医療センター（仮称）」と表記）」とする 引き続き、住吉母子医療センター（仮称）基本計画（案）を策定中 ■府市病院の経営統合 7月下旬～：府市のカウンターパート間で、現状における運営面、財政負担の課題を抽出し、検討 10月：市民病院独法化に向け、ノウハウを持つ外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結	《課題と解決方策（見通し）》 ■住吉母子医療センター（仮称）の整備 - 住吉市民病院の近隣住民に対する住吉母子医療センター（仮称）へのアクセス確保について、機能統合・集約化される他の施設と同様、適切なバス運行経路の確保など、大阪市全体として配慮が必要 - 住吉母子医療センター（仮称）を設置することに対し、区長を窓口として地元住民などの意見を聞き、さらに地元の理解を深めていくことが必要 - 以下の点に対して、府市間の確認および整理が必要 - 起債確保の方法（資産共有のあり方を含む） - イニシャルコストの精査 - ランニングコスト（住吉母子医療センター（仮称）部分の収支算定等）の精査と負担の考え方 ■府立病院機構の非公務員型への移行 - 第180回通常国会に提案されていた公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行させるための改正法案が、国会が解散されたことにより廃案となったため、引き続き国に対し法案再提出の働きかけを行う。（法改正後には、定款変更などの手続きが必要） ■法人統合にかかる課題（地方独立行政法人制度の改正） - 国に対し法改正に向けた働きかけ（要望）を行う
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
■住吉母子医療センター（仮称）の整備 - 基本設計、実施設計及び付帯工事等 ■府市病院の経営統合 - 市民病院独法化に向けた定款及び中期目標・中期計画等の策定 ■府域全体の医療資源の有効活用 - 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定	■住吉母子医療センター（仮称）の整備 - 建設に着手 ■府市病院の経営統合 - 公務員型地方独立行政法人である府立病院機構を非公務員型に移行（要法改正） - 地方公営企業法全部適用である市民病院を地方独立行政法人（非公務員型）に移行 ■府域全体の医療資源の有効活用 - 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る	■住吉母子医療センター（仮称）の整備 - 竣工（H28年度供用開始予定） ■府市病院の経営統合 - 新たな大都市制度のもと、府市病院の地方独立行政法人を統合 ■府域全体の医療資源の有効活用 - 今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る	・府市双方の病院で調整が可能な項目は、経営統合前に府市間で統一が図られるよう、作業を進める。

A項目：弘済院

基本的方向性		24年度の取組み	
① 附属病院 直営廃止、民間移譲 老朽化しており、28年度以後の建物供用が不可能 ② 第1特養 指定管理期間満了（26年度末）後 民間移譲を検討 ③ 第2特養 直営廃止、民間移譲 ④ 養護老人ホーム 既に廃止決定（27年度末） ● 認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、少なくとも現利用者に必要なサービスを継続して提供すること等、必要な条件を付して公募により企画提案を受けるプロポーザル方式により運営主体を選考する。 ● 土地の活用については、基本的な必要コンセプトを満たすものであれば、柔軟な活用を認めるなど、できるだけ柔軟な運営形態による経営収支の改善や土地の有効活用を図ることとする。		《24年度の取組み（詳細）》 ① 関係各方面への説明・情報収集、事前協議 （吹田市役所、地元連合町会、医師会、指定管理者、<u>大阪府、近畿厚生局他</u>） ② 開発イメージの仕様サンプリング、サンプルデザインのプランニング <u>市場調査（デベロッパー・医療法人・社会福祉法人 他）</u> ③ プロポーザル公募条件の策定、土地売買契約条項の策定（特約条項の設定） 継承すべき認知症等高齢者医療福祉機能に関する条件 土地の売却・大規模再開発に関する条件 ④ 土地の基礎調査、処分方法の決定 測量、境界確定、売却エリア決定、面積確定、物件調書作成 <u>土壤汚染調査</u> ⑤ 運営体（開発事業者・運営事業者）の選定委員会の設置、開催	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ※番号は左と同じ ① 吹田市関係各部署への説明・情報収集のうえ、事前協議を重ねている 地元連合町会長等への説明を実施、全体説明会を開催 指定管理者との間で、第1特養の民営化に関する協議を重ねている ② <u>コンサルティング業務委託契約を締結。市場調査に着手。</u> サンプルデザインの作成、該当デベロッパー等の有無、スケジュールの是非、公募条件内容、プロポーザル成立の可能性等について検討を重ねている ③ 医療介護機能面については②で検討中 土地の売却面、再開発協議・環境影響評価面については、本市契約管財局・吹田市と協議中 ④ 土地調査（測量・境界確定・<u>土壤汚染調査計画策定</u>）を進めている 《課題と解決方策（見通し）》 ○ 売却エリアについて、グラウンドをこども青少年局が所管替え希望 ○ 土地の基礎調査に所要1年、プロポーザル実施との並行処理による
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	○ 吹田市との開発協議、環境影響評価に要する期間は開発内容による 開発許可後、建築確認申請手続きを経て、設計・建設工事となる ○ 弘済院敷地内にある吹田市所有地（市道・里道・下水道敷）の所有権移転 移転方法について、吹田市及び本市契約管財局と検討・協議中（移転の方法によっては、吹田市所有地の買取義務が生じる） ○ 新たな開発計画との整合性を踏まえ、既開発許可（H14年）の取り下げ手続きが必要 ○ 第1・2特養施設の売却に伴う起債一括償還、国庫補助金返還が必要
a <u>プロポーザル公募の準備・実施</u> b 土地の基礎調査を継続、仕様内容を確定 c 土地の処分に関する評価鑑定、評価審議会、財産運用委員会の開催、案件審議 d 企画提案審査の実施 選定委員会の開催、企画提案審査合格者の選定 e 吹田市所有地の所有権移転 f 弘済院所管以外の土地の所管替え g 価格提案審査の実施 開発事業者、運営事業者、売却価格の決定 契約、売却代金の納付、所有権移転、登記 h 大規模開発協議・環境影響評価、地元協議、調整 i 起債一括償還手続き、国庫補助一部償還手続き	j 大規模開発協議・環境影響評価、地元協議、調整 k 開発事業者、運営事業者との協議、調整 建設スケジュール、第1特養の運営方法等 患者・入所者の引き継ぎ l 条例廃止手続き m 現病院の廃止手続き、新病院の開設手続き 第1・2特養の開設者変更手続き （若しくは、現施設の廃止・新施設の開設） 養護老人ホームの廃止手続き n 新築施設の設計、建築工事着手 供用廃止予定施設の解体にかかる設計 o 土地売却後、継続事業にかかる土地使用承認手続	p 第1特養：指定管理の満了（26年度末） 民設民営化 q 養護老人ホームの廃止予定（27年度末） r 入院・外来患者、診療情報の引き継ぎ s 特養入所者、入所申込者、介護ケア情報の引き継ぎ t 供用廃止施設の解体撤去工事	

A項目：港湾

基本的方向性		2 4 年度の取組み	
大阪湾諸港の港湾管理の一元化の第一ステップとして、物流に特化し、また機動的・柔軟なサービスの提供が可能な「新港務局」により、府市の港湾管理者の統合（大阪港・堺泉北港・阪南港）を目指す。 ●「新港務局」設立には、以下の制度改革が必要不可欠である。 ・物流に特化した組織形態とするための海岸法などの改正等 ・安定した経営基盤を維持するための地方税法の改正等 ●「新港務局」の経営基盤を確立させるためには、財産・債務の整理が必要である。 ●「新港務局」の体制を検討するとともに、設立に伴う人員の配置の見直しについては、府市の各部局など全庁的に取組む必要がある。 ●「新港務局」に引き継がない物流以外の業務については、引き続き府市の各部局など（地方公共団体）で、より効率的な執行体制の構築を行い、実施する。		《24 年度 of 取組み（詳細）》 ○法制度改正 ・府市共同提案の作成→国への制度提案（秋） ・知事・市長による要請 ○「新港務局」制度 of 検討 ・債務・人員 of 整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、委員 of 選任、財産 of 確定、会計など） ・国交省、総務省、その他関係省庁及び沿岸市町等 of 調整 ○物流以外 of 業務（海岸事業など）を行う執行体制 of 検討 ・物流以外 of 業務 of 整理 ・債務・人員 of 整理 [体制] ○府市 ・T F による協議体制 of 継続 ・課題ご of 府市担当による協議 ・府市各々 of 専任体制による共同作業チーム設置（平成 2 5 年度）に向けた調整 ○府内部、市内部 ・局内横断的な検討チームを結成し、対応	《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ○法制度改正 府市共同で、 ・必要な関連法令 of 洗い出し及び改正案 of 作成 ・国土交通省港湾局・近畿地方整備局と協議（8・9・10・11 月・1 月） ○「新港務局」制度 of 検討 ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算 of 整理 《課題と解決方策（見通し）》 ・現在の港湾法では、一港湾一港務局を前提としており、大阪港・堺泉北港・阪南港 of 3 つ of 港湾区域を管理する港務局は設立できない。 ・新港務局への移行にあたって、制度（権利・義務や財産など）や事業（一般車両や一般市民 of 利用にも供している道路や緑地など） of 整理が必要。 →基本的方向性で示した制度改革（海岸法、地方税法など）と合わせて港湾法 of 改正を提案
今後の取組み（工程）			備考
2 5 年度（詳細）	2 6 年度	2 7 年度以降	※2 5 年度中 of 法制度改正は、最速 of スケジュールであり、このためには、国 of 理解と積極的かつ迅速 of 対応が不可欠
○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要 of 法制度改正（※） ○「新港務局」制度 of 構築 ・債務・人員 of 整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員 of 選任、財産 of 確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等 of 調整 ○物流以外 of 業務を行う執行体制 of 構築 ・物流以外 of 業務 of 整理 ・債務・人員 of 整理	○「新港務局」 of 設立手続き ・定款・条例改廃・補正予算等 of 議決 ・沿岸市町 of 意見 ・国土交通大臣 of 同意 ○物流以外 of 業務を行う執行体制 ・移行先 of 協議・調整 [平成 2 6 年度第 4 四半期] ・新港務局設立[府市統合]及び業務開始 ・物流以外 of 業務を行う部局により引き続き業務実施	○港湾区域統合[大阪港・堺泉北港・阪南港] ○大阪湾港務局設立[4 港湾管理者一元化]	

A項目：大学

基本的方向性		24年度の取組み	
●今後の大阪の成長に貢献する公立大学のあり方について、外部有識者からの意見も踏まえ将来ビジョンを策定し、学部再編など新たな大学づくりに向けて改革を推進。 →外部有識者からなる「新大学構想会議」で審議 ●市大改革の推進、府大改革の着実な実施 →市大経営審議会において、法人ガバナンス強化等改革を審議 ●法人統合に向けた組織改革の推進 →府・市・両大学法人で構成する新大学タスクフォースで検討、実施 →地独法改正を踏まえた法人統合をめざす 大学改革 府大経営会議、市大経営審議会 ビジョン策定 新大学構想会議 組織改革 新大学タスクフォース 新大学構想の実現		《24年度の取組み（詳細）》 ①新大学のあり方検討・「ビジョン策定」 ～12月：新大学構想会議で「新大学構想＜提言＞」（案）を議論 ～1月：「新大学構想＜提言＞」をとりまとめのうえ、府市に提出 ～3月：「新大学構想＜提言＞」について大学法人へ意見聴取するとともに、議会での議論を経て「新大学ビジョン」（案）の4月策定に向け検討 順次：両大学において、現段階で実施できる連携事業の検討 ②法人統合に向けた組織改革 ～12月：法人統合に向けた法改正等の検討 ～3月：法人統合に向けた法人組織・体制の課題抽出、法改正要望 ③大学改革 ～7月：市大法人ガバナンス強化に向けた制度構築 8月以降：市大法人ガバナンス改革を順次実施 業務点検調査の実施、法人事務部門のPDCAサイクルの確立	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ①新大学のあり方検討・「ビジョン策定」 ・両大学の各学部・学域ヒアリングを実施 ・他大学事例等の研究 ・公立としての戦略的投資分野の検討（教育分野、社会人実務家養成など） ・経済界（大阪商工会議所）との意見交換を実施 ・「新大学構想＜提言＞」（案）を1月のとりまとめに向け議論 ②法人統合に向けた組織改革 ・法人統合に向けた具体的な手続きにかかる制度上の課題抽出 ・法改正に向けた国（総務省・文部科学省）との意見交換 ③大学改革 ・業務点検調査に活用するための学内アンケートを実施 ・学長直轄組織の市大PTによる学内ヒアリングを実施し改革案を策定 ・市大人事委員会の設置（規程整備） 《課題と解決方策（見通し）》 法人統合にかかる課題 地方独立行政法人制度の改正（既存地独の統合を想定した規定の整備） ⇒ 国への働きかけ（要望）を行う
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	※28年度新大学スタート
①新大学のあり方検討 ・府市において、提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施 ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学案」を新大学タスクフォースで検討、作成 ・両大学において、現段階で実施できる連携事業の本格的実施 ②法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備	①新大学のあり方検討 ・大学統合に向けた国（文部科学省）との事前協議 ・新大学における学部編成等の受験生への周知 ②法人統合に向けた組織改革 組織の実質統合 ・理事長、学長を分離し、理事長を一本化 ・法人事務局の統合（事務局集約化） ・統合後の新法人に係る中期目標策定	①新大学のあり方検討 ・国（文部科学省）への大学統合認可申請 ・新大学に係る学生募集 ②法人統合に向けた組織改革 ・新たな大都市制度の実現に伴い、両法人を統合	

A項目：公営住宅

基本的方向性		24年度の取組み	
○公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいため、大阪市内の府営住宅を大阪市に移管 〈移管に向けた主な調整事項等〉 ・ 移管スキーム等の調整（財産の移管条件、入居要件など） ・ 府営住宅にかかる各種情報の整理 ・ 管理システムの再構築※1 ・ 事業着手済団地の取扱い（建替え、耐震改修など） ・ 府営住宅・市営住宅の間で異なる運用面の調整※2 ※1 府営住宅の移管や新たな大都市制度への移行、指定管理者の導入等に対応するため必須 ※2 家賃算定等の府市で異なる管理制度については、移管後は市の方式を適用する方向		≪24年度の取組み（詳細）≫ 〔府市協議〕 ・ 移管条件の協議・調整 ・ 府市の制度相違への対応検討 ・ 移管スキームの策定 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・ 移管対象財産の現況調査（土地、建物、修繕調査）【～平成25年度】 ・ 残債算定・家賃収入の試算 ・ 土地・建物の資産価値の把握 ・ 市営住宅管理システムの再構築（基本計画） 〔入居者対応〕 ・ 入居者への移管検討状況の周知	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ 〔府市協議〕 ・ 移管条件の協議・調整及び移管スキームの策定 については、入居者の負担、住民の負担、円滑な事務などの観点を踏まえて検討・協議中 ・ 府市の制度相違への対応検討は、市の方式を適用する方向で調整中 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・ 移管にあたって必要な府営住宅の各種資料を整理・作成し、府市の担当部署間で内容の確認や協議を実施 ・ 市営住宅事業財務諸表を概成 ・ 事業収支シミュレーションの作成に着手 ・ 市営住宅管理システムの再構築に係る基本計画の策定（11月から計画策定業務の委託を開始） ・ 都営住宅の移管について、東京都及び特別区にヒアリングを実施 〔入居者対応〕 ・ 9月ふれあいだより（府営住宅の入居者への配布冊子）で周知
		≪課題と解決方策（見通し）≫	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	・ 現況調査やデータ移行等に係る期間の短縮に取り組み、可能な限り早期移管に努める
〔府市協議〕 ・ まちづくり協議（管理方針、まちづくり計画） ・ 移管要綱※3の検討、案の作成 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・ 移管対象財産の現況調査【継続】 ・ 府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【～平成26年度】 ・ 市営住宅管理システムの再構築（設計・開発） 〔各種手続き〕 ・ 財産移管にかかる府・市の庁内手続※4 〔入居者対応〕 ・ 入居者への説明【～平成26年度】 ※3 移管に係る府市の役割分担、手順、手続などを定めたもの ※4 財政部局等の関係部局との調整など	〔府市協議〕 ・ 指定管理者契約の継続にかかる府・市・指定管理者の三者協議 ・ 移管要綱の策定 〔各種調査、データ整理、システム再構築〕 ・ 府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【継続】 ・ 市営住宅管理システムの再構築（設計・開発・データ入力）【継続】 〔各種手続き〕 ・ 事業主体変更承認手続き（国との協議） ・ 財産移管にかかる議会の議決 ・ 移転登記 〔入居者対応〕 ・ 入居者への説明【継続】	・ 市内の府営住宅の移管	

A項目：文化施設

基本的方向性		24年度の取組み	
●美術館（東洋陶磁含む）、博物館（近つ飛鳥、弥生文化、大阪歴史、自然史、大阪城天守閣）、科学館、動物園の府市による一体運営の可能性と、運営手法に適した経営形態については、それぞれの施設の特性や機能を踏まえ、最適な形態について引き続き検討する。 ●経営形態については、法的課題があるため、現行の指定管理と地方独立行政法人化の両形態を軸に検討する。 ●B項目で検討している、大阪府文化財センター及び大阪市博物館協会の「発掘調査業務」については、博物館業務との相乗効果を検討するとともに、博物館施設の最適な経営形態を引き続き検討する中で、①博物館業務と同一法人、②博物館業務と別法人の 2 案を軸に整理を図る。		《24年度の取組み（詳細）》 u 一体運営の範囲と経営形態の選択肢について、メリット・デメリットを抽出し、課題を整理 u 他施設とのベンチマークや先進取組みの研究などを踏まえ、施設・法人の経営合理化を検討 ＜検討の結果（年度内の目標）＞ u <u>経営形態については、次のような視点のもと、自立的・戦略的経営が期待できる、「地方独立行政法人」を目指す</u> ○ <u>運営形態の変更による効果を最大限に発揮し、大阪の歴史・文化を強力に発信できる経営基盤の確立</u> ○ <u>制度の特性を活かしたサービス改善、専門人材やコンテンツの充実等の施設魅力向上による集客力の増進</u> ○ <u>効率性向上、業務改善、透明性の確保等の経営改善による公費負担の抑制</u> u <u>一体運営の対象施設は、次の府3施設、市6施設とする</u> 府：近つ飛鳥博物館（風土記の丘含む）、弥生文化博物館、日本民家集落博物館 市：美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、大阪城天守閣、科学館 u <u>動物園は、当面、改善課題の抽出及び対応策の検討を行う。課題への対応が進み、公園を含む整備の全体像が見えた時点を目途に、経営形態を改めて検討</u> u <u>上記を踏まえ、独法化に向けた工程の策定や経営目標の具体化、設立団体の整理及び、国を始めとする関係者と調整・協議を進め、基本的方向性を確定させる</u>	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ＜分析・評価＞ - 府市施設の事業分析（施設分野ごとのベンチマーク等） - 他都市の状況や経営形態別の運営状況比較 - 上記分析を踏まえ、地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理 - 発掘調査業務と博物館との連携整理 ＜視察・調査＞ - 他都市（東京都・横浜市）の博物館・動物園の運営実態の現地調査 - 府市の対象施設等現地視察や関係者インタビュー 《課題と解決方策（見通し）》 <u>地方独立行政法人化を実現可能とする政令改正</u> - 指定管理契約を中途解除する場合、解約手続きが必要
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	※府市の指定管理期間の終期 府）平成27年度末、市）平成25年度末
1. 制度設計 - 評価委員会の設置準備 2. 条例等 - 定款案の作成 - 評価委員会設置条例の改正案 - 財産運用委員会の審議 3. 移行・継承準備 - 土地・建物の測量・登記 - 館藏品等や資産等の調査 4. 議会（3月） - 法人定款の議決 - 大阪市地方独立行政法人評価委員会条例の改正	1. 目標等の策定 - 中期目標案 - 業務方法書案 2. 評価委員会の設置 - 中期目標の審議 3. 移行・継承準備 - 財務会計システムの構築 - 出資財産の決定 - 債権整理（譲渡手続き） 4. 新法人設立申請（総務省） 5. 議会 - 出資の議決 - 中期目標の議決 - 関係条例の改廃 6. 現行法人解散手続き	4月 新法人設立	

基本的方向性		24年度の取組み	
○府市4市場は、それぞれが経営効率化を進める。 ○府市場は経営効率化及び市場の活性化を目指し24年4月に導入した指定管理者制度の効果検証を行う。 ○市市場（本場、東部）においても効率化に資するため、指定管理者制度に移行する。 ○南港市場については、引き続き検討する。 ○府市4市場での連携により情報発信等の共通実施による事業効果を追求し、さらに事務の効率化もあわせて進めていく。		《24年度の取組み（詳細）》	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》
		○府市場においては、指定管理者からの事業報告及び外部委員による評価により指定管理者制度の効果検証を行う。 ○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、市場内事業者への説明と協力を依頼する。また、府市場の導入状況も踏まえながら、指定管理者移管業務について精査・検討を行う。 ○南港市場においては、活性化調査業務委託を実施することにより、現状の課題の分析・検証を図り、南港市場の将来コンセプトを明らかにする。 ○府・市市場連携による情報発信の充実（ホームページの相互リンク等）を図る。 ○市市場における市場内事業者と開設者による、本場・東部市場の経営展望（24年度基本方針策定）も踏まえながら、今後の府市市場の連携方策を検討していく。	○府市場活性化に向けたイベント開催や産地との連携、量販店対応の推進などの実施。<u>外部委員による指定管理者評価委員会を設置、業務の実施状況等に関する評価項目を決定(12/6)</u> ○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、市場内事業者へ方針説明 ○府・市市場連携による情報発信の充実 <u>（統計情報などホームページの相互リンク）</u> ○南港市場においては、活性化調査業務委託を<u>実施中</u> 《課題と解決方策（見通し）》 ○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入については、適切な管理能力を有する管理者の選定及び、市場内事業者の理解と協力が不可欠
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・仕様書及び募集要項の精査・検討 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正 ○南港市場関係 ・将来コンセプトを踏まえた基本調査・検討 ○府・市市場連携関係 ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25年度行動計画策定）も踏まえながら、今後の府市市場の連携方策を検討していく。	○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・本場・東部市場の指定管理者を公募 ・指定管理予定者の選定→市会議決→指定管理者の指定 ○南港市場関係 ・将来コンセプトを踏まえた対応 ○府・市市場連携関係 ・経営展望も踏まえながら、府市市場の連携方策を可能なものから実施	○府市場 ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 ○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係 ・本場・東部市場において、指定管理者制度導入 ○南港市場関係 ・将来コンセプトを踏まえた対応	

A項目：下水道

基本的方向性		24年度の取組み		
【市下水道事業の経営形態について】 ・維持管理と投資の両面から事業の効率化を進めつつ、府・市・周辺自治体の課題に対して能動的に対応できる体制構築を目指し、市下水道事業に対して、上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態を検討。 ・スピード感のある経営形態変更を目的として、当面、都市技術センターを暫定活用した上下分離の実現に向けた検討を進めつつ、将来的に管理運営を行う新組織設立に向けて検討を進める。 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・府内下水道事業の技術者の不足・業務支援に対応可能な体制の確立、都市成長戦略の一元化の視点から、新たな大都市制度実現時の府市下水道事業を実施する行政主体を検討。 ・その検討をもとに、将来あるべき姿を含め、行政組織のありかたを継続して検討。	《24年度の取組み（詳細）》 【市下水道事業の経営形態について】 ・市内部検討プロジェクトチームでの検討 ・上下分離実施に向けた検討 ・市組織体制の効率化検討 ・上下分離手法及び新組織設立に向けた基本検討調査（～平成25年度） 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の検討	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 【市下水道事業の経営形態について】 ・市内部検討プロジェクトチームの設置及び上下分離による業務実施体制に関する検討着手 ・検討調査業務を実施中（9/24業務委託契約済） ・行政組織統合、広域化などを視野に府市下水道TFによる検討の継続 ・大阪府・市特別参与の意見参酌を経て「大阪市下水道事業経営改革～基本方針と実施計画（案）～」を取りまとめ（12/3公表済） 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・府市下水道TFにおいて、想定されるパターン、利点などについて整理 ・府市下水道TFによる実務者レベルでの統合に関する検討の継続 ・実施主体、行政組織について、関係部署と調整中		
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）			備考	
25年度（詳細）	26年度	27年度		
【市下水道事業の経営形態について】 ・経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・都市技術センターに民間参画による経営マネジメントチームを設立 ・（財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化 ・西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施 ・都市技術センターへ職員派遣 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	【市下水道事業の経営形態について】 ・新組織への業務移管準備 ・新組織設立 ・包括委託の対象を市域全域に拡大 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度実現時の実施主体の確定と移行準備	【市下水道事業の経営形態について】 ・民間参画も含めた新組織への移行 【府市下水道事業に関する行政組織について】 ・新たな大都市制度実現時の実施主体への移行		

類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成 24 年 9 月版からの変更箇所

B項目：府：大阪府中小企業信用保証協会、市：大阪市信用保証協会

基本的方向性		24 年度の取組み		
●府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併。 ●早期に準備組織を立ち上げ検討を進める。 ●統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う。 ●合併時期については、平成25年度中を目途とする。 府保証協会 市保証協会 準備組織による検討 合併・新府保証協会		《24 年度の取組み（詳細）》 1. 合併協議会の設置 大阪府中小企業信用保証協会・大阪市信用保証協会合併協議会（以下「合併協議会」という。）を設置。（7月11日） 【委員】府、市、府保証協会、市保証協会、外部有識者等 2. 部会による実務整理 ○合併協議会に府・市及び府・市両保証協会の実務者等で構成する部会(※)を設置し、合併に向けた課題項目の検討・整理等を具体的に進めるとともに、その進捗管理を行う。 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、◇府市の財政負担のあり方 等 ※第一部会：資産査定、業務のあり方等 第二部会：組織体制、労働条件等 3. 関係機関との調整 ○合併協議会による検討と併行して、随時、許認可庁(金融庁、中小企業庁)との協議・調整を進める。		《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ◆7月11日 第1回合併協議会を開催 協議事項：基本的事項の確認と今後の進め方について（合併協議会設置要綱、府市統合本部決定事項の確認、部会の設置等） ◇7月31日～ 第1回第一部会を開催（計4回開催） 協議事項：今後の進め方について（資産査定、システム統合等）、<u>合併に向けた両協会のデータ開示、資産査定の方向性、業務のあり方の課題検討について</u> ◇11月9日 第5回第一部会を開催 協議事項：<u>合併協議会への報告について</u> ◆11月14日 第2回合併協議会を開催 協議事項：<u>第一部会における検討状況報告（両協会による資産分析、第三者機関による資産査定の実施、業務のあり方に関する主な課題）</u> □1月8日 府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 協議事項：<u>これまでの検討状況を報告し、ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議</u>
今後の取組み（工程）			備考	
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度		
1. 合併協議会による検討 ○24年度に引き続き、合併協議会にて検討を進める。 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、◇府市の財政負担のあり方 等 2. 関係機関との調整 ○24年度に引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）との協議、調整を進める。 3. 合併認可 ○信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了。 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	◆ 新・府保証協会による事業実施			

B項目：府：（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）、市：(公財)大阪国際交流センター（i-house）

基本的方向性		24年度の取組み	
●（公財）大阪府国際交流財団 存続期間を10年間（H34年度まで）と定めており、その後、広域で必要なものは直営で実施。 ●（公財）大阪国際交流センター 新たな大都市制度における、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす。 ● 財団存続期間中は、重複事業について役割を明確化し連携して実施。 - 両財団の役割分担のもと事業連携 （災害時外国人支援、避難訓練、災害時通訳ボランティアの育成など） - お互いの強みを生かした連携強化 （外国人相談、留学生受入・活用促進、NPO等との連携など）		《24年度の取組み（詳細）》 ○OFIXでは、広域機能を発揮するための専門人材の育成とともに、存続期間と定めた10年間で府内市町村が基礎自治体としての機能を発揮できることをめざし、取り組みの遅れている市町村の支援を進める。 ○i-houseでは、外国人市民にとって暮らしやすい地域づくりをめざし、身近な外国人市民の支援事業等の強化を図る。 ○24年度は、両財団における役割分担を明確化し、互いの強みを活かした連携強化を図る - 両財団の役割分担のもと事業連携 災害時の外国人支援については、OFIXにおいて関係機関との調整や連携体制の整備に着手するとともに、i-houseにおいて大阪市内の外国人住民への防災訓練参加に向けた取組みを進めるなど、両財団で役割を明確にし、連携して事業に取り組む。 - お互いの強みを活かした連携強化 お互いの強みである多言語支援や相談ノウハウを活かし、希少言語についてはOFIXを活用するなど外国人相談分野での連携を強化する。	
		《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 重複事業の役割分担に関する打ち合わせの実施 - 府市担当課および両財団法人 - 外国人相談の内容及び手法に関して意見交換 - 災害時の外国人支援について、連携体制の整備について意見交換 <u>留学生就職支援事業に関して、OFIX事業に一本化</u> <u>25年度事業に係る両財団での作業状況</u> <u>外国人相談における稀少言語について、広域事業としてのOFIXでの実施に向け、府市担当課及び両財団で作業を進めている</u>	
		《課題と解決方策（見通し）》 i-houseの実施してきた外国人支援を基礎自治体業務として効果的に実施するため、大阪市内の各区との連携が必要⇒引き続き各区との連携を強化。	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
＜両法人＞ 連携方法の検討・実施 ＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ＜大阪国際交流センター＞ 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討	＜両法人＞ 事業連携の実施 ＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施 施設運営の民営化	＜両法人＞ 事業連携の実施 ＜大阪府国際交流財団＞ アクションプログラム第2期としての広域事業展開 広域事業基盤整備 ＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施	

基本的方向性		24年度の取組み	
● 大阪府保健医療財団 ・広域自治体が所管する法人（公益財団法人）として、中期経営計画に基づき経営改善を図る。 ・これにより、がん・循環器病の予防などについて、補助金依存からの脱却と収支構造の改善によって、経営の安定化・自立化を目指す。 ● 大阪市環境保健協会 ・事業の精査をした上で、一般財団法人へ移行し、自立化を図る。 ● 当面は、検診精度を高めるために、両団体の協力関係を確立するなど、効果的な推進方策を協議。 ＜広域機能＞ 府保健医療財団 ＜基礎機能＞ 市環境保健協会 公益財団法人 ⇒自立化へ 一般財団法人 ⇒自立化へ		≪24年度の取組み（詳細）≫ ○府市の関係者で、両財団の検診精度を高めるための事業連携についての検討を行うため、検討会を設置 ＜関係者＞ ・大阪府保健医療財団、大阪市環境保健協会 ・大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 ・大阪市健康局健康推進部健康施策課 ＜確認・検討項目＞ 1. 両財団における検診事業等の実態把握 ➢府側：府内がん検診の精度管理、検診不足地域への支援（車検診） ➢市側：市民へのがん検診、住民定期健診 2. 府保健医療財団の公益財団法人への移行及び市環境保健協会の一般財団法人への移行に向けた実施事業の精査状況の確認 3. 両財団の事業連携について、市財団の事業の精査を踏まえ、具体的な内容について検討	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ ○4月～ 両財団の現状確認と課題を抽出。 ➢がん検診や特定健診をともに実施。対象地域やその目的が異なっている。 ○6月～ 府市連携の基本的方向性について検討。 ➢両財団とも自立化を図る中で、類似事業については連携の可能性を検討。 ○9月～ 府市の関係者で検討会を実施 ➢両財団の検診精度を高めるための方策について協議。 ➢検診精度を高めるための両財団の連携を確認。 ≪課題と解決方策（見通し）≫
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
＜事業連携＞ ◇検討会において具体的内容を協議 ・事業連携の実施フレーム（流れ） ・連携に伴う費用負担 ＜基礎自治体への支援：大阪府保健医療財団＞ ＜形態の見直し＞ ・府保健医療財団の公益財団法人への移行（平成25年4月予定） ・市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（平成25年4月予定）	◇事業連携を試行・検証 ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ⇒ 府の支援は縮小 ・がん検診や特定健診のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修	◇事業連携を実施	

B項目：府：大阪府道路公社 、市：大阪市道路公社

基本的方向性		24 年度の取組み	
●統合によるメリットが少ないことから、両公社それぞれの今後のあり方を検討 ●府公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路(株)等との統合をめざす。 ●市公社は、経営状況が厳しく経営の継続性に不確定要素があるため、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める。 〈市公社の早期解散を想定した場合の課題〉 ・借入金の償還、市の債務保証による残債務処理 ・公社管理駐車場の管理主体の検討など 大阪府道路公社 (有料道路のみを管理) → 阪神高速道路(株)等との 統合を目指す 大阪市道路公社 (主に駐車場を管理) → 〔早期解散も視野に入れ、市 公社のあり方について検討〕		《24 年度の取組み（詳細）》 ●大阪府道路公社 ○国と地方の検討会（国、地方自治体、高速道路会社等で構成）で、阪神都市圏高速道路全体の平成 26 年度以降の新たな利用しやすい料金体系を検討。 ○あわせて、統合に向けて、設備仕様統一等の課題について検討。 ○また、当面の取組みとして、南阪奈における維持管理業務、料金収受業務及び交通管理管制業務、第二阪奈における維持管理業務を接続する高速会社に一体化できるよう協議。 ●大阪市道路公社 ○市公社のあり方について、大阪市道路公社経営監視会議（有識者会議）において意見を聴取し、早期解散も視野に入れて検討を行う。 ○早期解散を想定した場合の残債務の処理方法として、平成 21 年度の包括外部監査で意見のあった、「第三セクター等改革推進債」（以下「三セク債」という）の活用を検討する。	《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ●大阪府道路公社 ○南阪奈では、ネクスコ西日本に対し、維持管理業務を委託済。料金収受業務等についても協議中。 ○第二阪奈では、<u>阪神高速に対し雪氷業務を委託済。また、維持管理業務全般の一体化について協議中。</u> ○統合について、スキームや統合先等について検討中。 ●大阪市道路公社 ○7月6日に大阪市道路公社経営監視会議を開催し、次の意見を聴取。 ・現在の市公社の厳しい経営状況や、公社を取り巻く市政の状況を踏まえると、このタイミングで団体のあり方の検証まで踏み込んで検討を行うべき。 ・早期解散（残債務を早期に一括処理）の場合、市民負担の最小化を図る観点から、三セク債の活用にメリットがあるかどうかの検証が必要。 ・三セク債の活用にあたっては、試算段階において、発行条件や償還財源などについて十分な精査が必要。 ○意見を受けて、8 月 10 日に総務省と三セク債について発行条件等の確認。 ○<u>三セク債を活用した場合の課題について、整理・検討中。</u>
《課題と解決方策（見通し）》			
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26 年度	27 年度以降	
●大阪府道路公社 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大。 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》 ○三セク債を活用した場合、25 年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は平成 25 年度までの時限措置	●大阪府道路公社 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大。 ○高速会社の料金制度見直しをふまえ、統合検討を深度化 ●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》 ○公社有料道路事業施設の市への引継ぎ ○三セク債の償還（以降、償還期限まで）	●大阪府道路公社 ○引き続き、統合に向けた取組みの実施	・H25： 高速会社の料金制度見直し H26～： 阪神都市圏の新たな高速道路料金 ・高速会社の料金制度見直しの状況や高速会社との協議等をふまえ、具体的な統合時期を検討

B項目：府：大阪府住宅供給公社、市：大阪市住宅供給公社

基本的方向性		24年度の取組み	
○ 両公社は対象エリアを区分して事業を実施しており、経営状況は共に安定している。 ○ 当面、両公社において更なる経営改善を図るとともに、府市民サービスの向上につながる連携を行う。 ○ 公社法上、都道府県又は政令市しか公社を設立できないため、新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討する。平成25年度中に方向性をまとめる。	《24年度の取組み（詳細）》 ○両公社において経営改善の取組みを進める。 ○両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策の検討を進め、実施できるものについて着手。 ○大都市制度移行時の市公社のあり方について<u>今年度末までに、課題を整理。</u>	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ○府公社はH24.3に策定した経営計画（H24～H33）に基づき、市公社はH23.11に策定した第3次経営改善プログラム（H24～H28）に基づき、それぞれ経営改善の取組みを進めている。 ○府市及び府市公社の4者で、連携策を検討し、ホームページにおける府市公社の相互リンク、府市公社募集パンフの相互配布をH24.11.21から実施。	
		《課題と解決方策（見通し）》	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
○両公社において経営改善の取組みを進める。 ○H24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施。 ○大都市制度移行時の市公社のあり方について方向性をまとめる。	○両公社において経営改善の取組みを進める。 ○H24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施。 ○25年度にまとめた方向性に基づき対応	○25年度にまとめた方向性に基づき対応	

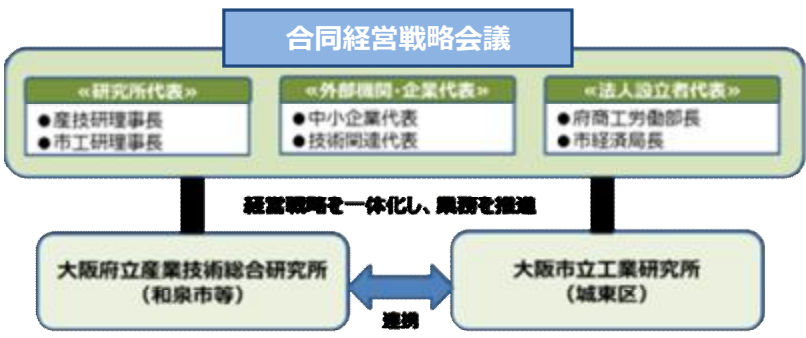
B項目：府：堺泉北埠頭(株)、市：大阪港埠頭(株)

基本的方向性		2 4 年度の取組み		
● 府市港湾事業の統合（A 項目）及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と（仮称）阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。 ● そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。	《24 年度の取組み（詳細）》 ●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備 ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社の指定申請→特例港湾運営会社の指定	《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備 ・埠頭会社に対する、指定管理者制度の活用及び府営上屋の売却について <u>庁内調整中</u> ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社の指定申請（8月）→<u>特例港湾運営会社の指定（10 月）</u> ○<u>特例港湾運営会社による公共埠頭の一部運営開始（12 月）</u>		
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）			備考	
2 5 年度（詳細）	2 6 年度	2 7 年度以降		【経営統合に向けた課題★】 堺泉北埠頭（株）の港湾運営会社指定が条件。そのため運営ノウハウの蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等）
●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積 ・港湾運営の委任に係る諸手続きの実施 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営	●堺泉北埠頭(株) ○港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積 ・コンテナ・フェリー埠頭等の管理運営の実施 ・堺泉北埠頭(株)による上屋の一体経営 ●大阪港埠頭(株) ○特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営	●堺泉北埠頭(株) ・港湾運営会社の指定申請 →港湾運営会社の指定 ●大阪港埠頭(株) ・神戸港埠頭(株)と経営統合 →（仮称）阪神港埠頭(株) ●共通 ・（仮称）阪神港埠頭(株)と堺泉北埠頭(株)との経営統合（★）		

B項目：府：文化財センター、市：市博物館協会（発掘調査業務のあり方）

基本的方向性		24年度の取組み	
● 両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する。 ● 一元化の手法については、両財団が管理運営を担っている博物館業務とも密接に関連することから、今後、A項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理。 ● 発掘調査業務と博物館業務との相乗効果を検討するとともに、博物館施設の最適な経営形態を引き続き検討する中で、①博物館業務と同一法人、②博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る。 (A項目「文化施設」の発掘調査業務にかかる基本的方向性に同じ)		《24年度の取組み（詳細）》 ○文化施設（A項目）における経営形態や一体運営の範囲の議論を踏まえ、一元化の手法について引き続き検討を進める ○両組織の発掘調査業務の詳細比較（事業調整、契約、調査実施、精算等）を実施。作業にあたっては、府、市の検討チームで行う （検討の結果） ○文化施設（A項目）の博物館を始めとする経営形態の方向性を「地方独立行政法人」（平成27年度当初）とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理する。 【大阪府文化財センターの発掘調査事業】 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う。 【大阪市博物館協会の発掘調査事業】 市の発掘調査組織である市博物館協会「大阪文化財研究所」の業務については、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編する。	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 府市担当間において、次の比較検討を実施 ○他府県との比較 ○両組織の実態比較（発掘調査件数、発掘面積、受託金額、職員数等）
		《課題と解決方策（見通し）》	
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
・府として、新たな大都市制度移行後の広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理、自治体と公益法人の役割分担の整理を行う ・大阪市の発掘調査事業については、他都市での先行事例等を踏まえて、大阪文化財研究所の業務整理再編を検討	・大阪市の発掘調査事業については、検討結果を踏まえ、年度末に向け、大阪文化財研究所の業務を再編整理		

B項目：府：大阪府立産業技術総合研究所、市：大阪市立工業研究所

基本的方向性		24年度の取組み			
● 法人統合により、両研究所の強みと総合力を活かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ● 法人統合に先行して、経営戦略の一体化（※）と業務プロセスの共通化等を行い、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図る ※経営戦略という大きな方向性を一体的に決定するため「合同経営戦略会議」を設置 		《24年度の取組み（詳細）》 ■経営戦略の一体化を図るため合同経営戦略会議を設置し、統合効果を発揮するための検討を実施 （メンバー構成：両理事長、府商工労働部長、市経済局長、企業代表者、学識経験者） ■法人統合に先行して両研究所の連携事業等を積極的に実施 （合同役員会、研究発表会やセミナーの共同開催、企業ヒアリング等）		《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ○合同役員会の設置 ・4/20、6/1、7/11に開催 ○合同経営戦略会議準備チームの設置 ・7/23、8/8、8/31、10/2、11/8に開催 ○合同経営戦略会議の設置 ・11/15に開催 ○合同経営戦略会議企画調整部会の設置 ・12/3、12/27に開催 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みについての企業ヒアリング ・大阪商工会議所中堅・中小企業委員会（9/4） ・利用業界団体（11/12） ○第一回合同研究発表会（11/1） ○統合方針を盛り込んだ市工研、第二期中期目標策定（市会）（11月） 《課題と解決方策（見通し）》 ○府市、両法人における統合方針の明文化 ⇒両研究所の中期目標・中期計画に位置づけ ○地方独立行政法人制度の改正 ⇒国への働きかけ（要望）を行う	
今後の取組み（工程）					
25年度（詳細）		26年度		27年度	
経営戦略の一体化	○H24年度に設置した合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討		○新たな大都市制度または改正後の地独法に基づく ・法人の統合（合併等）と新法人の運営開始 ・工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」の実現	
業務プロセスの共通化	○「業務プロセス共通化検討WG」において、次の項目について共通化を検討 ①機器購入・評価判定 ②研究テーマ選定 ③広報・顧客拡大 など	○「業務プロセス共通化検討部会」において、引き続き左記項目について、共通化を検討するとともに、実施可能なものから共通化を実施			
連携事業の実施	○「連携事業検討WG」において、次の項目について、連携事業等を検討 ①共通技術相談窓口の設置 ②得意分野を融合した高度な研究開発の推進 ③支援サービスの料金・手続きの統一 ④各種システムの統一 ⑤サテライト研究室の開設など	○「連携事業検討部会」において、引き続き左記項目について、連携事業等を検討するとともに、実施可能なものから連携事業を実施			
その他	○統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画（ともに～H27年度）の運用開始 ○統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、財源の確保）	○新定款策定 ○新中期目標・新中期計画策定 ○統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、財源の確保）			

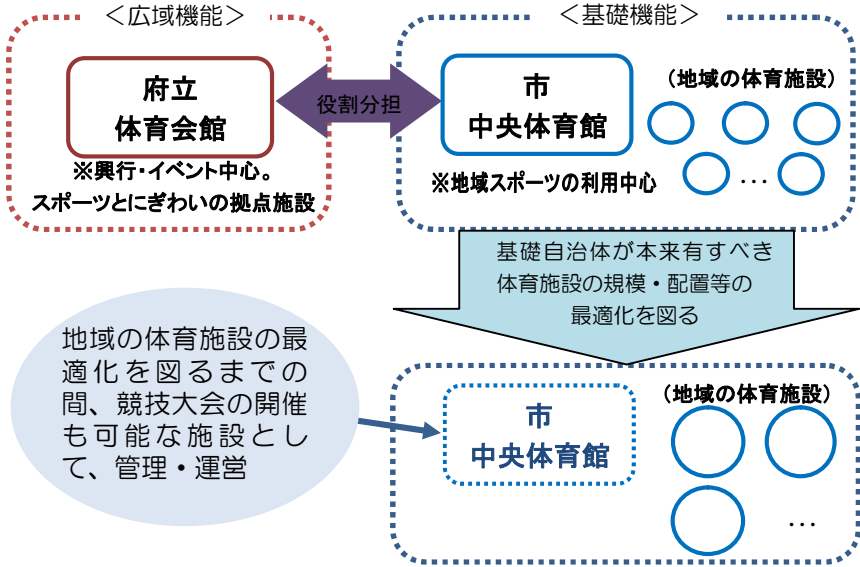
B項目：府：府立公衆衛生研究所、市：市立環境科学研究所

基本的方向性		24 年度の取組み	
● 両研究所で共通する感染症、食品衛生、環境衛生の各分野の検査・調査研究機能は、新たな大都市制度における広域自治体の機能として整理し、これら機能を統合した研究所を設置。 ● 運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人化を基本として検討。 ● 健康危機管理の観点から事業の選択と集中を進め、公設の試験研究機関としての必要な機能を検討。 ● 当面は、機能統合を図る共通分野での事業の一元化の検討や統合後の円滑な事業運営を図るため、研究員の人事交流や幹部職員の兼職等を行う。 事業一元化 【大阪府】 府立公衆衛生研究所 共通分野 【大阪市】 市立環境科学研究所 府 市 組織統合 ● 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能は、継続してあり方を検討 ● 環科研に附設する栄養専門学校については廃止。	《24 年度の取組み（詳細）》 ● <u>統合、独法化に向けた検討体制</u> ◆ <u>タスクフォース会議（平成24年12月25日発足）</u> <u>公衛研所長をリーダー、環科研所長をサブリーダーとした府市関係者で構成する重要事項案の決定機関</u> ◆ <u>統合準備室</u> <u>府市併任の職員で構成（平成24年11月1日設置）し、法人化にかかる実務を担当。</u> ● <u>主な取り組み</u> ① <u>両研究所で共通して実施中の業務分野（感染症、食品化学、環境衛生、情報発信、総務）を中心に事業一元化案やその課題等を検討。</u> ② <u>独法化の作業工程表（案）、具体的な課題の洗い出し等を検討。</u> ③ <u>法人の定款（案）・評価委員会共同設置規約（案）を府市各議会（2 月定例会）に提出。</u> ④ <u>中期目標の策定に向け、統合後の研究所のあり方（選択と集中）を検討。外部有識者の意見を聴取する予定。</u> ＊ 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については別途、大阪市が検討する。 ＊ 環科研に附設の栄養専門学校については、25年度末閉校に向け整理を行う。	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ① <u>各業務分野における業務一元化、共同事業の拡大案の工程表を策定</u> <u>実施可能な事業を先行させ、H25 年度中に検査手法の統一等を調整する。</u> ② <u>独法化の作業工程表策定、諸課題の抽出</u> <u>統合準備室の発足後、25 年度末までの独法化の作業工程表を策定し、府市統合本部（11 月 16 日）で提示。</u> ③ <u>2 月定例会提出予定の定款案、規約案等の検討（平成24年11 月～）</u> <u>定款案等に関して総務省等と設立認可の事前協議中。</u>	
	《課題と解決方策（見通し）》 ・両研究所で実施している業務が、法人設立後も実施できるかについて検証 ① <u>法令上、知事・市長の権限とされている業務の洗い出し</u> ② <u>法人化に伴い、法令上の制約が生じる業務にかかる調整</u> <u>（例）法人による水道法上の検査は、同法の登録検査機関として厚生労働省の登録が必要なため、業務に支障が生じないよう国と調整を要する。</u>		
今後の取組み（工程）			備考
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度	
1) <u>府市各議会（9 月）に提出する各議案の検討</u> <u>財産承継条例(案)、職員承継条例（案）</u> <u>中期目標（案）</u> 2) <u>法人認可に係る申請協議・認可</u> 3) <u>法人の人事給与、会計制度等の構築</u> 4) <u>栄養専門学校廃止（26年3月）</u>	・一般地方独立行政法人による統合研究所を設立 ・さらに統合効果を得るため、同一分野ごとの施設の統合に向けて、引き続き検討。 ※H26 時点では、公衛研、環科研の現有施設を前提に組織統合、独法化を実施		

B項目：府：府立中央図書館、中之島図書館、市：市立中央図書館

基本的方向性		24 年度の取組み	
● 府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用。 （中之島図書館は、別途、<u>大阪府市都市魅力戦略推進会議</u>でも検討。） ● 各地域図書館の機能充実後は、市立中央図書館のあり方を検討（新たな特別区の図書館に位置付けられた場合を除く） ● 当面は、利用者サービスの向上に向けた相互連携策の検討・実施、民間委託の拡大など効率的な事業運営に努める。		《24 年度の取組み（詳細）》 ① 府市連携事業拡大の検討・試行 府市それぞれが実施してきた生涯学習事業の共催、広報の連携、講座・展示の連携を 24 年度内に実施予定 ・「<u>H25 One Book One Osaka</u>」事業共催に向け実行委員会発足 ・秋季の読書推進・利用促進行事の広報連携（<u>府市双方の事業を HP やちらし、メールマガジンを通じて広報</u>） ・図書資料等の企画展示の連携（<u>POP 展を府市で開催、小出権重企画展示への資料貸出等</u>） ・講座・講演会等の連携（<u>府主催織田作之助関連事業への市立中央図書館からの講師派遣</u>） ② 府立図書館 2 館・市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ・府立中央図書館が運営している＜府内市町村図書館協力貸出搬送業務＞＜府立中央・中之島図書館間のシャトル便＞のコース再編を検討 ③ 民間委託拡大の余地の検討	《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ① 生涯学習事業の連携強化に向けて、府市担当間で情報交換・打ち合わせを実施（府中央・市中央：<u>H24.7.10、9.20、12.21</u>／市中央・中之島：<u>9.13</u>）<u>研修・実習の連携について、府市担当間で、次年度の実施に向けて情報交換（H24.10.24）</u> ② 府立 2 館、市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けて、<u>府立中央と市立中央間で情報交換（H24.10.24、12.21）、中之島・府中央で情報共有（12.6）</u> ③ 市立図書館においては、府の市場化テストの結果を参考に、市立中央図書館の業務をさらに見直し、民間委託の拡大を検討。25 年度に民間委託を拡大するため、<u>予算要求し、業務委託仕様書の改変を行った。</u> 府立図書館においては、市場化テストの成果を検証するとともに、中之島図書館の今後のあり方の検討状況を踏まえつつ、次期市場化テストに向けて検討。 《課題と解決方策（見通し）》 <u>大阪府市都市魅力戦略推進会議等における中之島図書館の検討に関する調整</u>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度（詳細）	26 年度	27 年度	
① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業拡大の検討 ・研修連携、実習生受け入れ連携を検討 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力 ② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便に向けた立案・調整、予算要求 ③ 民間委託拡大についての検討内容の実施	① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 ② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化 ③ 民間委託拡大についての検討内容の実施	① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の継続実施 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等 ② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化 ③ 民間委託拡大についての検証・検討	

B項目：府：府立体育会館、市：中央体育館

基本的方向性		24 年度の取組み		
● 体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理。 ● 中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体での管理・運営。 ● 当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討。 		《24 年度の取組み（詳細）》 【事業連携】 ○役割分担を踏まえ、施設間の利用者調整手法等の連携方策やその課題整理を行う。 ○イベント情報の共有や府民への周知手法を検討。 【府立体育会館】 ○大阪のにぎわいづくりの拠点施設「スポーツとにぎわいの殿堂」として、これまでの年間入館者 100 万人規模を目指した取組みを継続して行う。 ・周辺施設との連携を図るなど興行・イベントの誘致を促進 ・利用者増やサービス向上を図るため、館内に売店営業事業者を誘致。 【市中央体育館】 ○施設としてこれまで果たしてきた役割を分析、精査し、施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出を図る。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討。		
		《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 【事業連携】 ○府市間で連携方策を検討 ・府、市、各指定管理者による連携等検討会を開催し、意見交換を実施（11 月） ・各施設のホームページに相互リンクを実施。 【府立体育会館】 ○府財政構造改革プラン案に基づき、運営の効率化に向けた取組みを実施。 ・難波エリアの各施設との連携体制を構築 ・ネーミングライツの導入等（H23 利用者数 81.6 万人、府への納付金増） ・売店の公募実施（12 月）・利用者数増（上半期 42.2 万人、対前年度 110％） 【市中央体育館】 ○競技大会をはじめとする利用者ニーズ、利用形態、ボリュームを検証し、他の本市所管体育館等を含めた最適化にかかる課題抽出に着手。 ○基礎自治体連携による管理・運営制度等について研究中 ※平成 24 年度より新たな指定期間となり、既に前年に比し、業務代行料を 36 百万円／年削減。		
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度（詳細）		26 年度	27 年度	
【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施 【府立体育会館】 ○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。 【市中央体育館】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討。		【事業連携】 ○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【府立体育会館】 ○運営状況を踏まえ、次期指定管理者の公募要件・手法を検討。 【市中央体育館】 ○新たな大都市制度移行を踏まえ、基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う。	【事業連携】 ○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施 【府立体育会館】 ○次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決） 【市中央体育館】 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営。 ○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）	

B項目：府：門真スポーツセンター、市：大阪プール

基本的方向性		24年度の取組み	
● 門真 SC は、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営。 ● 大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体での管理・運営。 ● 当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討。 ＜広域機能＞ 門真SC ※競技大会や興行を誘致。スポーツ振興の拠点施設 ＜基礎機能＞ 大阪プール (地域のプール施設) ※地域住民の利用中心 基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図る 地域のプール施設の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、管理・運営 大阪プール (地域のプール施設)		＜24年度の取組み（詳細）＞ 【事業連携】 ○役割分担を踏まえ、施設間の利用者調整手法等の連携方策やその課題整理を行う。 ○イベント情報の共有や府民への周知手法を検討。 【門真 SC】 ○次期指定管理者の公募に向けて、メインアリーナの仕様転換の見直し等、更なる運営の効率化を図るための分析・課題整理を行う。 【大阪プール】 ○施設としてこれまで果たしてきた役割を分析、精査し、施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出を図る。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討。	＜これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）＞ 【事業連携】 ○府市間で連携方策を検討 ・府、市、各指定管理者による連携等検討会を開催し、意見交換を実施（11月） ・各施設のホームページに相互リンクを実施。 【門真 SC】 ○利用者数を増加させるため、スポーツ教室のPR活動を実施。 ・教室チラシポスティング活動（1万部、近隣3km 圏内）を実施 ・広報活動としてHPに講師紹介のページを追加 ○収入確保策として有料プログラム及びHPのバナー広告掲載を新規導入検討。 ○メインアリーナにおける仕様転換時期の最適化のシミュレーションを実施 【大阪プール】 ○競技大会をはじめとする利用者ニーズ、利用形態、ボリュームを検証し、施設の規模、配置等にかかる、最適化に関する課題抽出に着手。 ○基礎自治体連携による管理・運営制度等について研究中 ※平成24年度より新たな指定期間となり、既に前年に比し、業務代行料を59百万円／年削減。
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
【事業連携】 ○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施。 【門真 SC】 ○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討。 【大阪プール】 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討。	【事業連携】 ○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施。 【門真 SC】 ○次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決） 【大阪プール】 ○新たな大都市制度移行を踏まえ、基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討。 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う。	【事業連携】 ○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施。 【門真 SC】 ○新指定管理者による運営の効率化を図っていく。 【大阪プール】 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営。 ○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施。（指定の議決）	

B項目：府：大型児童館ビッグバン、市：キッズプラザ大阪

基本的方向性		24年度の取組み	
●生涯学習関連施設として、基礎自治体が任意に開設したキッズプラザ大阪は、当然には広域の施設とは位置づけられない。 ●H29.3.31までは基礎自治体が責任をもって契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止する。 ●H29.3.31までの間については、補助金の縮減に向けて、市外利用者料金の値上げなどの料金体系の見直しや民間ノウハウの活用を図るとともに、新たな運営主体の可能性も追求する ●当面の取組みとして、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の工夫として、広報物・営業等において共同でPRする、ホームページでリンクする等の取組みを、可能なものから順次実施していく 大型児童館ビッグバン キッズプラザ大阪 大型児童館ビッグバン 自立的経営等の観点から継続して検討		《24年度の取組み（詳細）》 ・負担の適正化のため、料金体系の見直しに向けた検討と調整（市） ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用を検討（市） ・事業連携に向け、広報・企画事務等の工夫の検討を行うとともに、<u>ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んでいる。</u>（府、市）	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ・補助金縮減に向け、料金体系の見直し等について運営主体と協議を行っている。 ・事業連携に向け、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の検討を行うとともに、<u>ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んでいる。</u>
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
・負担の適正化のため、料金体系の見直し（市内・外、府内・外居住者間の料金に差を設ける等）〈市〉 ・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉	・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉	・補助金縮減のため、民間ノウハウの活用による運営費の縮減（一部コーナーの運営の外部委託等）〈市〉 ・自立的経営等に向けて、キッズプラザ大阪の新たな運営主体についての検討〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の工夫の実施（広報物・営業等において可能なものから順次実施）〈府、市〉	

B項目：大阪府立国際会議場、市：インテックス大阪

基本的方向性		24年度の取組み	
● 両施設は役割、機能等が異なり統合に馴染まないが、MICE 機能の強化に向けて、事業展開のあり方、集客力向上の方策等を検討 ● 誘致ターゲットとなる国際会議や展示会・見本市の主催者・企画運営者等に対し、施設単独ではなく、共同で PR を行なうなど、両施設への集客力向上に向け、機能連携を進める。 ・見本市・展示会及び国際会議等の誘致の共同プロモーション ・催事の規模に応じた開催プランの提案 ・ユーザーの利用照会に対する施設の相互紹介 など ＜会議場機能＞ ＜展示・見本市機能＞  ● インテックス大阪の運営については、平成25年度から競争性を導入し、より効率的かつ効果的な運営や機能の最大化をめざす。		《24 年度の取組み（詳細）》 ・府、市、（公財）大阪観光コンベンション協会（OCTB）、両施設運営事業者等の関係者が、<u>定期的な情報・意見交換の場（連絡会議）</u>を設け、<u>プロモーション（主催者・企画運営者等へのセールス等）、開催プランを盛り込んだ PR ツール</u>等について検討を進める ※両施設がそれぞれ有する機能や、主催者・企画運営者等のニーズを踏まえ、複数の会場で、それぞれ別個のプログラムを実施できるような案件を誘致ターゲットとして想定 例：学術系会議、展示会を併催する会議や、複数会場でプログラムが実施される企業のインセンティブ旅行 等	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 【両施設の機能連携】 ・施設の運営事業者に、会議等、展示会・見本市、それぞれに関する取組みの現状などをヒアリング（5月） ・連携の今後の進め方について、府市間で協議（7月） ・府、市、OCTB、両施設運営事業者の4者による、今後の連携方策に関する情報・意見交換<u>＜連絡会議の設置＞</u>（8月） ・府、市、OCTB、国際会議場運営事業者による連携方策の検討（12月） <u>（共同PRツールの作成、今後のプロモーションの進め方などの検討）</u> 【インテックス大阪の運営についての競争性導入】 ・運営事業者の公募にあたって、施設状況調査(躯体設備調査、資産評価)などを実施中（8月～） ・運営事業者の公募開始（11月） 《課題と解決方策（見通し）》 ・会議等の誘致は、オール大阪で方策を検討する必要。 ⇒ 府、市、OCTB、両施設運営事業者のほか、関係者が情報・意見交換を行いながら方策を検討
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
【両施設の機能連携】 ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●<u>誘致ターゲット</u>に関する、 ・プロモーションの実施 ・開催プランの活用・PR ・施設利用の共同案内 【インテックス大阪の運営についての競争性導入】 ●インテックス大阪の新たな運営方法への移行	【両施設の機能連携】 ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●25年度の取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 【インテックス大阪の運営についての競争性導入】 ●引き続き、新たな運営方法による運営	【両施設の機能連携】 ●関係者による連絡会議を引き続き実施 ●これまでの取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 【インテックス大阪の運営についての競争性導入】 ●引き続き、新たな運営方法による運営	

B項目：こども青少年施設 青少年野外活動施設（府）：青少年海洋センター・少年自然の家、（市）伊賀・信太山・びわ湖、市立青少年センター、市立こども文化センター

基本的方向性			24年度の取組み														
○ 林間系の特性を持つ大阪府の施設は「府立少年自然の家」を存続することとし、大阪市の施設については、平成25年度末をもって「市立伊賀青少年野外活動センター」を廃止し、「市立信太山青少年野外活動センター」については、市内の学校・青少年活動グループの優先利用や自然体験の場を提供する環境を維持するため当面存続する。 ○ 海洋系の特性を持つ施設は「府立青少年海洋センター」の存続を基本に検討。 <table><tr><th></th><th>林間系</th><th>海洋系</th></tr><tr><td>広域自治体</td><td>自然の家 （存続）</td><td>海洋センター （存続を基本に検討）</td></tr><tr><td>基礎自治体</td><td>信太山 （当面、存続）</td><td>—</td></tr><tr><td>廃止</td><td>伊賀 （25年度末廃止）</td><td>（びわ湖）</td></tr></table> ○ 市立青少年センター、市立こども文化センターが担っている機能は、基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討。				林間系	海洋系	広域自治体	自然の家 （存続）	海洋センター （存続を基本に検討）	基礎自治体	信太山 （当面、存続）	—	廃止	伊賀 （25年度末廃止）	（びわ湖）	≪24年度の取組み（詳細）≫ ○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 - 平成25年度末廃止に向けた課題の整理 - 地元自治体や指定管理者との調整 - 利用予約の停止についての周知 〔信太山青少年野外活動センター〕 - 利用率向上に向けた方策の検討 〔少年自然の家〕 - 学校教育活動等の利用が減少する冬期の利用率向上に向けた方策の検討 ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 - 平成25年度末廃止に向けた課題の整理 - 地元自治体や指定管理者との調整 - 利用予約の停止についての周知 〔青少年海洋センター〕 - 利用率向上に向けた方策の検討 ○【市立青少年センター】 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 ○【市立こども文化センター】 - 平成25年度からの指定管理者の募集 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討		≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ ○海洋系施設については、びわ湖青少年の家を平成25年度末で廃止し、青少年海洋センターを存続する方針で確定 ○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（H24.7～） ○存続施設の利用率向上に向けた検討を開始（H24.7～）
				林間系	海洋系												
広域自治体	自然の家 （存続）	海洋センター （存続を基本に検討）															
基礎自治体	信太山 （当面、存続）	—															
廃止	伊賀 （25年度末廃止）	（びわ湖）															
≪課題と解決方策（見通し）≫																	
今後の取組み（工程）				備考													
25年度（詳細）		26年度		27年度													
○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 - 廃止に向けた条例改正の実施 - 処分の方向性の検討 〔信太山青少年野外活動センター〕 - 平成26年度からの指定管理者の募集 - 利用率向上に向けた取組みの実施 〔少年自然の家〕 - 利用率向上に向けた取組みの実施 ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 - 廃止に向けた条例改正の実施 - 処分の方向性の検討 〔青少年海洋センター〕 - 利用率向上に向けた取組みの実施 - びわ湖青少年の家利用者へのPR ○【市立青少年センター】 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 ○【市立こども文化センター】 - 新たな指定管理者による管理開始 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討		○林間系施設 〔伊賀青少年野外活動センター〕 - 施設の廃止・処分の実施 〔信太山青少年野外活動センター〕 - 新たな指定管理者による管理開始 - 利用率向上に向けた取組みの実施 〔少年自然の家〕 - 利用率向上に向けた取組みの実施 ○海洋系施設 〔びわ湖青少年の家〕 - 施設の廃止・処分の実施 〔青少年海洋センター〕 - 利用率向上に向けた取組みの実施 ○【市立青少年センター】 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討 ○【市立こども文化センター】 - 施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討		○林間系施設 〔信太山青少年野外活動センター〕 - 利用率向上に向けた取組みの実施 〔少年自然の家〕 - 平成28年度からの指定管理者の募集 - 利用率向上に向けた取組みの実施 ○海洋系施設 〔青少年海洋センター〕 - 平成28年度からの指定管理者の募集 - 利用率向上に向けた取組みの実施 ○【市立青少年センター】 - 検討内容の実施 ○【市立こども文化センター】 - 検討内容の実施													

B項目：府：大阪府立障がい者交流促進センター、市：大阪市障がい者スポーツセンター

基本的方向性		24年度の取組み	
○機能面の役割整理は以下のとおり ・広域：競技スポーツを中心に広域的・専門分野に特化 （市町村支援、競技力向上のための研究・開発・交流拠点 など） ・基礎：身近でスポーツに親しむ生涯スポーツへ特化 ○拠点性がある大型障がい者スポーツ施設については、新たな大都市制度移行時においても、3施設を存続の上、広域、基礎自治体の役割分担を考慮し、広域自治体、基礎自治体それぞれにおいて管理運営。 ○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営。併せて、指定管理者制度の導入による運営の効率化。 ○長居・舞洲の障がい者スポーツセンターは、市民に身近な障がい者支援の拠点として、基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単体での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営。 ○機能面での役割分担、重複事業の整理や舞洲宿泊施設の見直しを進めるなど、効率的な運営を実施。 <広域機能> ファインプラザ <基礎機能> 長居 舞洲 ファインプラザ 長居 舞洲 役割分担、重複事業整理		《24年度の取組み（詳細）》 ○大阪府立障がい者交流促進センター ・提案公募型指定管理者制度の導入に向けた公募を8月20日から開始し、指定管理候補者を募集 ・10月19日 公募を締切（1団体から事業提案申請）。 ・11月8日 指定管理者選定委員会の審議を経て候補者を決定。 ・12月18日 府議会9月定例会に指定管理者の指定議案を提出。 ・議決後、指定管理者と契約を締結。 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設について、障がい者就労支援事業の実施・利用料金制の導入により収支の改善を図ることを検討 ・障がい者就労支援事業を実施することにより、障がい者雇用及び障がい者就労の促進を図る。 ・25年3月 宿泊施設における就労支援事業の実施・利用料金制の導入について、関係規程の整備を図る。	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ○大阪府立障がい者交流促進センター ・12月27日 府議会9月定例会において指定管理者の指定議決を得た。 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・重度の障がいのある方が安心して宿泊できる機能を維持しながら収支改善を図るため、宿泊施設を活用した障がい者就労支援事業の実施や運営におけるインセンティブを働かせるための利用料金制の導入などについて、指定管理者と共に検討を行っている。
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	・大阪市障がい者スポーツセンターは、基礎自治体単独での運営は困難であるので、広域的な連携により管理運営する体制の構築が必要となる。
○大阪府立障がい者交流促進センター ・指定管理者による運営開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論 ・上記の協議、結論に即した指定管理者の公募（現在の指定管理者との契約については別途調整）	○大阪市障がい者スポーツセンター ・広域自治体、基礎自治体の役割分担に即した事業の実施	

基本的方向性		24年度の取組み														
《法人》 ● 中小企業支援においてそれぞれの特徴や強みがシナジー(相乗)効果を発揮できるよう、両法人を統合する ● 統合にあたっては、中小企業支援サービスの最適化に向け、両法人の役割、事業を精査するとともに、幅広い視点から検討し、再構築を図る ● 法人統合は、新たな大都市制度移行時とする 《施設》 ● 新たな大都市制度移行後の施設配置として法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。 《当面の対応》 ● 法人統合に向けた課題整理を行うとともに、新たな大都市制度移行時の統合を見据えて、ワンボードによるマネジメントの一元化、施設の一体的運用などによるサービスの向上と運営の効率化を図る ワンボードによるマネジメント 法人理事※ 行政 経営戦略の一体化 (公財)大阪産業振興機構 連携 (公財)大阪市都市型産業振興センター ※中小企業代表者を含む		《24年度の取組み（詳細）》 ■ 大都市制度移行時（H27）の法人統合に向け、課題・手続き等の抽出、整理を行う。 ■ 法人統合実現までの間も、一体的な経営戦略のもと、両法人の事業を効率的・効果的に実施する。 <table><tr><th>取組み項目</th><th>具体的な取組み内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理</td><td>府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）</td><td>H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了</td></tr><tr><td>経営戦略の②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ</td><td>ワンボードマネジメント組織（H25当初設置）の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整（具体的なマネジメント手法等）</td><td>合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成</td></tr><tr><td>③当面の連携事業の検討、実施</td><td>一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を模索</td><td>H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化</td></tr></table>		取組み項目	具体的な取組み内容	備考	①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理	府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）	H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了	経営戦略の②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ	ワンボードマネジメント組織（H25当初設置）の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整（具体的なマネジメント手法等）	合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成	③当面の連携事業の検討、実施	一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を模索	H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化	《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 【ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ（②）】 ・ワンボードマネジメント準備チームの設置（10月4日） 《メンバー》府・市・大阪産業振興機構・大阪市都市型産業振興センター ※必要に応じて、随時、WG等で議論 ◇10月4日 第1回会合 ＜基本的方向性の確認と今後の進め方（WG設置等）＞ ◇11月16日 第2回会合 ＜ワンボードマネジメント組織案（目的、メンバー、進め方など）＞ ⇒両法人理事会に報告（機構：11/22、センター：12/10） 【法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理（①）】 ・作業チームを設置し、具体的な検討に着手（12月14日） 【当面の連携事業の検討、実施（③）】 ・両法人及び府市の担当者間で、25年度からの具体化に向け、事業内容や運営体制等に関する情報共有と意見交換を随時実施 ⇒ 24年度は、双方の事業・施設の利用促進に資する連携・協調を中心に実施、今後、事業の共催や施設の相互活用等について前向きに検討 《課題と解決方策（見通し）》 統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど ⇒今後、ワンボードマネジメント組織で協議・調整（25年度中を目途）
取組み項目	具体的な取組み内容	備考														
①法人統合に向けた課題・手続き等の抽出、整理	府・市及び両法人の実務担当者による作業チームの設置（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）	H24中に課題抽出と論点整理を概ね完了														
経営戦略の②ワンボードによるマネジメントに向けた準備組織の立ち上げ	ワンボードマネジメント組織（H25当初設置）の早期かつ実効ある稼働に向けた協議・調整（具体的なマネジメント手法等）	合意形成の場である「本体」と、作業や整理を行う「WG」の2部構成														
③当面の連携事業の検討、実施	一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を模索	H24中に一部実施(試行を含む)、H25から拡充・本格化														
今後の取組み（工程）			備考													
25年度（詳細）	26年度	27年度	《ワンボードマネジメント組織の概要》 ○所掌事項 ・統合を見据えた戦略や目標等の共有 ・事業の連携、共同実施の具体化 ・マイドームと産業創造館の一体的運用 など ○メンバー ・法人：各3名（理事会代表2名、中小企業経営者1名（法人理事または理事会が推薦する者）） ・行政：府・市各2名（府：部長、市：局長を含む） ※アンケートやインタビューにより、適宜、ユーザーから広く意見を聴取 ○その他 ・両法人の理事会（H25.3）で了承を得て、速やかに設置													
【ワンボードマネジメント組織の設置】 ○戦略・目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ○法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ○法人統合にあたっての諸課題に係る協議・調整（統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど） 【施設のあり方等】 ○ユーザーの利便性や資産効率の向上等に資する当面の対応策（できることから具体化）	【ワンボードマネジメント組織によるマネジメントの一元化】 ○共有化された戦略や目標に基づく事業連携や共同事業の本格実施 ○統合後の法人が担う機能、役割を踏まえた事業の再構築 【法人の統合に向けた手続き】 ○法人における意思決定（理事会等の決議） ○公益財団法人の認定 【施設のあり方等】 ○統合後の法人の役割や利用者ニーズ等を踏まえた施設機能、運営のあり方の検討 ⇒法人の統合協議と歩調を合わせて行う	○新たな大都市制度に基づく法人の統合 ※中核拠点の最適化については、今後の検討結果を踏まえ、適切な時期に取扱いを決定														

B項目：府：ドーンセンター、市：クレオ大阪

基本的方向性		2 4 年度の取組み	
●ドーンセンターは、専門的かつ広域的事業を実施するとともに、基礎自治体の業務を支援・補完する施設として、広域自治体機能を担う。 ●クレオ大阪は、市民密着型男女共同参画事業の拠点施設として、基礎自治体の機能を担う。 ●新たな基礎自治体における事業の水平連携のあり方を踏まえ、5 館体制の集約化を図る。 ●当面は、両館の所蔵資料の相互貸借サービスを引き続き推進するとともに、館において実施される各種講座・イベント等の共同広報を行うことにより、相互連携を図る。	《24 年度の取組み（詳細）》 ＜ドーンセンター＞ ・2 5 年度からの府委託事業の事業者選定に向けて、ドーンセンターで実施する広域自治体としての事業内容を精査する。 ＜クレオ大阪＞ ・クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容について精査する。 ＜両館＞ ・両館において所蔵資料の相互貸出・返却・貸出予約を行う。 ・両館において、相互の講座・イベント等のチラシ等を設置する。	《これまでの進捗状況（平成 24 年 12 月現在の到達点）》 ＜ドーンセンター＞ ・事業所管課において、府委託事業の内容を検討中 ＜クレオ大阪＞ ・大阪市市政改革プランを策定 ○ 府市意見交換の経過 ・ 8 月 1 7 日 ～さらなる相互連携のあり方について～	
		《課題と解決方策（見通し）》	
		今後の取組み（工程）	
2 5 年度（詳細）	2 6 年度	2 7 年度	
＜ドーンセンター＞ ・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成 2 5 年度～平成 2 7 年度）	・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成 2 5 年度～2 7 年度） ・基礎自治体における事業実施状況を踏まえ、引き続き、広域自治体として実施すべき事業の精査を行う。	・総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施する（委託期間：平成 2 5 年度～2 7 年度） ・新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開	
＜クレオ大阪＞ ・2 6 年度以降の実務の円滑な推進に向けた制度設計及び条例改正等を実施する。	・一般的な相談事業、情報提供事業及び啓発事業については、より市民に身近な場で実施する。 ・専門相談等全市的な機能を果たす施設で実施すべき事業は、クレオ大阪中央で実施する。	・新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開	
＜両館＞ ・さらなる相互連携のあり方の検討・実施 ◇困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換 ◇所蔵図書関連情報の相互交換 など	・これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施	・これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施	

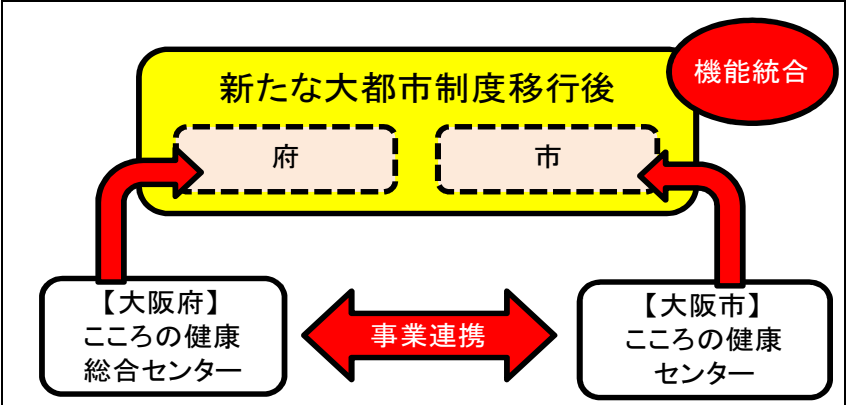
B項目：府：府立高校、市：市立高校

基本的方向性		24年度の取組み		
● 多様な課程・学科等を備える高等学校を地域間で偏在なく整備するためには、広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的であるため、新たな大都市制度移行時にあわせて広域自治体に一元化。 ● 今後、移管に向けた課題を整理。 大阪府立高校 139校 大阪市立高校 23校 再編整備の方針策定 新たな大都市制度移行時 広域自治体に一元化		《24年度の取組み（詳細）》 ○ 外部有識者から公立高校の役割や配置の考え方等に関する意見を聴取。 ○ クリアすべき課題を整理し、府市間で実務的に協議・調整。		《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ○ 「府立高等学校の将来像検討専門部会」（有識者会議）を計6回開催し、審議結果を報告書として公表。（各回の審議内容について、府市間で情報共有） ○ 9月末に、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成。府、市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有。
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
○ 大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の方針を策定。 ○ 移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定。 ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手。	○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務を着手・実施。	○ 新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化。		

B項目：府：府立支援学校、市：市立特別支援学校

基本的方向性		24年度の取組み		
● 新たな大都市制度移行時にあわせて広域自治体に一元化。 ● 今後、移管に向けた課題を整理。 大阪府立支援学校 30校 → 整備 新校 大阪市立特別支援学校 9校 → 整備 新校 → 新たな大都市制度移行時 広域自治体に一元化		《24年度の取組み（詳細）》 ○ 新校整備 ○ クリアすべき課題を整理し、府市間で実務的に協議・調整。		《これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）》 ○ 府、市それぞれにおいて、現在、取り組んでいる新校整備の完了に向けた準備事務を実施（通学区域の設定、人的配置・物品整備の検討など） ・府立：平成25年4月に摂津支援学校及びとりかい高等支援学校を開校することとし、準備事務を実施 ・市立：平成25年4月に東住吉特別支援学校を開校することとし、準備事務を実施 ○ 9月末に、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成。府、市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有。
		《課題と解決方策（見通し）》		
今後の取組み（工程）				備考
25年度（詳細）	26年度	27年度		
○ 移管に向けて個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定。 ○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務に着手。 ○ 新校整備	○ 個別課題ごとに移管に向けた準備事務を着手・実施。 ○ 新校整備完了	○ 新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化。		

B項目：府：こころの健康総合センター、市：こころの健康センター

基本的方向性		24年度の取組み	
● 精神保健福祉センター（府こころの健康総合センター、市こころの健康センター）は、精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化を図る。 ● 当面は、府・市で実施している事業の連携の拡大を検討。 （新たな大都市制度移行時までは、都道府県・政令市に必置義務が課されているため、事業の連携を進めつつ、それぞれの事業を着実に実施。） 		≪24年度の取組み（詳細）≫ ○府市それぞれで実施すること ・事業項目・内容の洗い出し ・事務分担、業務量の整理 ○府市で連携して実施すること ・本庁機能に関し、担当者間で協議を実施 ・具体的な業務のあり方について、府・市で検討会を立ち上げる予定。 （印刷物の共同発注、研修の一元化など、25年度以降の取組み、統合化に向けて協議を実施）	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ ○府市それぞれで事業項目・内容の洗い出し等を行っている段階 ○既に共同実施している緊急措置業務などについて、関係機関との調整をはじめ、堺市を含め担当者と協議を数回実施。 ○「こころの救急相談窓口」（電話相談）について、府、大阪市、堺市で協働で事業実施していることから、本庁機能の共通認識を図るため、ホームページの項目・内容の統一化に向けて協議を実施 ○10月 実務担当者会議を開催。研修事業について、これまで府市で受講対象者が異なるなど運営方法に違いがあるため、25年度からの一元化に向け、研修テーマの絞り込みや実施方法について協議。 ○12月 救急医療運営委員会の一元化に向け、合同開催の検討など、両センターの機能分担等について、今後の進め方を協議。 ≪課題と解決方策（見通し）≫
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	＊緊急措置窓口、医療情報センター窓口の設置場所の検討（堺市との調整、委託業者との調整）
○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間の診療業務など府市の事務分担を明確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化に向けた検討 ・救急医療体制の整備、検討* ○普及啓発事業（印刷物の共同発注など）の一元化 ○研修（専門研修）の一元化	○両センターの連携実施 ○新たな大都市制度移行に向け、業務処理の手順等について協議 ・精神医療審査会の審査業務の一元化 ・精神障害者保健福祉手帳審査業務 ・通院医療費の公費負担の判定	○新たな大都市制度移行時に両センターを統合 ・精神保健医療主管課業務の統合 ・精神保健福祉センター業務の統合	

B項目：府：大阪府犬管理指導所、市：大阪市動物管理センター

基本的方向性		24年度の取組み	
● 保健所設置市に設置義務があることを踏まえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確にする。 ● 当面は、府市連携が可能な事業に取り組む（事業連携） ・犬、ねこ等愛玩動物の譲渡 ・動物愛護推進員の活動の支援 ・啓発等広報媒体の一体化 ・HPによる情報発信 ・動物愛護推進協議会の共同開催 ・広域野犬生息地における共同対策 【大阪府】 犬管理指導所 事業連携 【大阪市】 動物管理センター 新たな大都市制度移行後 ＜基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を検討＞		≪24年度の取組み（詳細）≫ 1 事業連携 【犬ねこ等の譲渡】譲渡方法の基準を統一するなどし、共同実施の方法を検討。 【動物愛護推進員活動の支援】動物愛護推進員研修会を共同開催。 【動物愛護推進協議会の共同開催】相互にオブザーバー参加の予定。 【啓発等広報媒体の一本化】HPを相互にリンクし、情報を共有化。 2 新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務の検討（組織） ・基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容について精査。 ・現在の府内3中核市の事務事業の形態を参考に、基礎自治体業務の課題や問題点を整理。	≪これまでの進捗状況（平成24年12月現在の到達点）≫ 1 事業連携 <u>24年8月に「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、同委員会及びカウンターパート間の調整会議において下記について協議。</u> 【犬ねこ等の譲渡】 譲渡犬の選定基準、譲渡対象者の条件や基準を合わせた実施要領等を作成中。 【動物愛護推進員活動の支援】 <u>平成24年12月、24年度中に研修会を共同開催することで合意。</u> 【動物愛護推進協議会の共同開催】 <u>24年度中に、双方がオブザーバー参加することで合意。開催時期は3月下旬頃を予定）</u> 2 基礎自治体が担うべき事務事業内容について <u>動物取扱業及び特定動物飼養施設の取扱について、業務の位置づけを協議中。（平成24年度中4回協議）</u> ≪課題と解決方策（見通し）≫
今後の取組み（工程）			備考
25年度（詳細）	26年度	27年度	
1 事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始。 （犬ねこの譲渡、動物愛護推進員研修会の開催、啓発等広報媒体の一体化、動物愛護推進協議会の共同開催、広域野犬生息地における共同対策等） ・未調整な事業項目や予算化が必要な項目について継続協議。 2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体の役割分担、具体的な業務の協議 3 施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態（水平連携型、広域保持型）それぞれのメリット・デメリットを精査。 ・兵庫県の事例（動物取扱業及び特定動物飼養施設の規制業務を県条例により中核市に移譲）も参考に、施設や機能の効率化を協議。	1 事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始。 （犬ねこの譲渡、動物愛護推進員研修会の開催、啓発等広報媒体の一体化、動物愛護推進協議会の共同開催、広域野犬生息地における共同対策等） ・未調整な事業項目や予算化が必要な項目について継続協議。 2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体の組織、体制の検討、関係機関との調整。 3 施設の管理運営方法の検討 ・精査した基礎自治体と広域自治体の運営形態に基づき、人員や施設の活用方法を具体的に検討 2・3について、関係条例改正案の作成、財源確保、人員配置及び施設の管理運営方法の制度設計。	新たな大都市制度後の 事業・施設運営体制に移行	